

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
95

2023.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 法の支配のためのパートナーシップとJICAの役割 JICAガバナンス・平和構築部長 増田 淳子

特別寄稿

6 犯罪予防に焦点を当てたAI活用による刑事司法制度の将来 拓殖大学名誉教授 守山 正

随想

17 ラオス出張～現地刑事法セミナー等～ 法務総合研究所総務企画部長 東山 太郎
22 初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～ 法務総合研究所総務企画部副部長 川淵 武彦

外国法制・実務

37 [ベトナム] ベトナム共産党の法・司法改革「新方針」について JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三
塚原 正典
68 [カンボジア] カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点 前JICAカンボジア長期派遣専門家（現東京地方裁判所判事） 金納 達昭
73 [インドネシア] インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2) JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

活動報告

【会合】

97 国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー 国際協力部教官 坂本 達也
105 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」の開催について 前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事） 庄地美菜子

【国際研修・共同研究】

185 [ベトナム] 判決書起草能力向上に関する現地セミナー及びオンラインセミナーの実施 前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事） 曾我 学
国際協力部教官 坂本 達也
192 [モンゴル・ウズベキスタン] 第1回司法関連統計共同研究（モンゴル・ウズベキスタン）の実施について 前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事） 庄地美菜子

【講義・講演】

200 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

【研修等実施履歴】

201 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

【活動予定】

203 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

JICA現地事務所スタッフの眼

205 JICAモンゴル事務所ガバナンス班長 サイハナ (A.Saikhantuya)

専門官の眼

209 ASEANの空に輝けM78青雲☆彡 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

各国プロジェクトオフィスから

212 JICAベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊
JICAカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希
JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼
JICAインドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

お知らせ

214 「司法外交」閣僚フォーラム・「司法外交」閣僚フォーラム開催記念特別イベントの開催について 法務省大臣官房国際課

編集後記

216 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

法の支配のためのパートナーシップとJICAの役割

JICAガバナンス・平和構築部長

増田 淳子

1. はじめに

この度は、巻頭言への寄稿という大変名誉な機会を頂き、誠にありがとうございます。この場をお借りして、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）の皆様をはじめ、ご関係の方々のJICAの活動へのご協力に対して、心より御礼申し上げます。

私は、2022年10月にガバナンス・平和構築部長に就任し、法制度整備支援をはじめとするガバナンス分野の他、ジェンダー平等、平和構築、デジタルトランスフォーメーション（DX）を統括しております。

JICAに就職して約30年になりますが、長くフランス語圏アフリカに対する開発協力に従事し、モロッコ、セネガル、カメルーンに駐在する機会もございました。フランス語圏アフリカには、コートジボワールのように国を分断する内戦を経て公正な社会の再建に取り組んできた国や、サヘル地域のように国境を越えて蔓延する暴力的過激主義に直面する国々もあり、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）のご協力により約10年前に開始した「仏語圏アフリカ刑事司法研修」は、域内各国が連帯して法の支配の実現を目指す重要な取り組みと認識してまいりました。

2. 国際社会の複合的危機と法の支配の重要性

さて、現在の国際社会全体に目を転じますと、気候変動や感染症などの深刻な地球規模の課題に対し共同の取り組みが益々必要となっている状況において、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする力による一方的な現状変更、そして地政学的な競争が生じており、国際社会の分裂が強まっています。こうした中で、開発途上国における貧困・格差・紛争・人権侵害・国家債務などの問題が悪化し、人びとの暮らしに深刻な影響が生じていることを大変憂慮しております。

こうした複合的な危機に対して、国際社会、開発途上国国内の双方のレベルで、法の支配を通じた、自由で開かれた秩序、強靱な社会づくり、そして脆弱な国・地域・人びとの保護と能力強化が強く求められています。本年3月の岸田総理の政策スピーチ「インド太平洋の未来」でも、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の新たなプランとして、自由と法の支配の擁護が掲げられました。今月改定された開発協力大綱では、重点施策の一つに「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」が挙げられ、そのための法制度整備支援の重要性が強調されています。さらに、日本で行われる7月の日ASEAN特別法務大臣会合やG7司法大臣会合等を通じて、法の支配に向けた国際社会の連帯が一層強化されるものと存じます。

3. 法制度整備支援の展開

開発途上国における法の支配の促進に向けて、法制度整備支援の重要性が益々高まっております。本年は、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授がベトナムでの法整備支援の道を切り拓かれてから約30年、1996年にJICAが同国で法整備支援プロジェクトを開始してから27年を迎えました。有識者、法務省、外務省、最高裁判所、日本弁護士連合会（日弁連）、国際民商事法センターをはじめ多くの皆様のご協力により、法制度整備支援はアジア各国に広がり、民事法分野を中心に法令の整備や法曹人材の育成に貢献し、各国の社会及び経済の安定と発展、市場経済体制への移行を下支えしてきました。

本年は日ASEAN友好協力50周年を迎え、法務省が日ASEAN特別法務大臣会合を開催されるなど、司法外交の観点からも法制度整備支援の更なる展開が期待される年になるものと考えております。ベトナムでは、協力機関として従来の法司法関係機関に共産党中央内政委員会などを加え、新たな法司法改革方針を踏まえ、優先的な政策課題を決めて共同討議するという新たな方式に取り組んでおります。インドネシアでは、法令間の整合性向上や知財事件を扱う裁判官の能力向上などチャレンジングな課題に取り組んでいます。カンボジアでは、本年3月の勅令で体制が強化された王立司法学院での裁判官養成への協力を開始しました。さらにラオスでは、本年7月より、法律家の実務能力、法的思考力を高めるための新たなプロジェクトを開始する予定です。

法の支配の視点から今後の世界を展望しますと、中長期的に法制度整備支援の展開が求められるフロンティアが広がっております。World Justice Projectが公表しているRule of Law Indexでも、多くの開発途上国が相対的に下位に位置しており、改善の余地がある国が少なくありません。

特に、脆弱層を含むすべての人々の司法アクセスの実現は、人間の安全保障を組織のミッションに掲げるJICAとして、依然重要な課題と認識しております。2030年を目標年とする持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）のターゲット16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」に向けて、特に開発途上国で課題が多く残っております。人々の自由や権利の実現のためには、基本的な法令の整備や中核となる法曹人材の育成とともに、司法アクセスの改善により法制度が社会の中で使われることが重要であり、一層取り組んでまいりたいと考えております。この観点からは、これまでもベトナムでの判例整備やカンボジアでの判決書公開、ラオスでの民法普及活動、各国の弁護士会支援、日弁連との連携による司法アクセス研修など、東南アジア地域を中心に様々な活動を行ってまいりました。

今後の展開としては、南アジアやアフリカの司法アクセス改善にも視野を広げていきたいと考えております。特に膨大な未済事案を抱える南アジアにおいては、ICDとの協力により、バングラデシュの調停制度や訴訟実務の改善及びスリランカの刑事訴訟実務の改善のための事業を今年度開始し、迅速かつ公正な紛争解決を促進してまいりま

す。またアフリカにおいては、昨年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）のJICAサイドイベント「アフリカにおける女性と司法」を国連開発計画（UNDP）と共催しました。今年度は、2021年の京都コンGRESS等の成果も踏まえつつ、UNAIFIとの協力により、ケニアのコミュニティにおいて、児童及び若年者を対象とした犯罪防止、改善更生、社会復帰支援にも取り組みます。2022年にJICAが実施した調査では、アフリカでは司法アクセス向上のために情報通信技術が積極的に活用されていることが分かり、将来の展開時にはデジタル技術の活用にも積極的に取り組みたいと考えています。

また、国際社会、日本国内で重視する機運が高まっているビジネスと人権についても、法制度整備支援のアセットをいかして取り組んでまいります。2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する行動原則」は、国家が管轄内の企業（特に多国籍企業）等の経済活動に伴う人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならないとしています。JICAは、カカオ産業における児童労働の問題に着目し、SDGsターゲット8.7（2025年までの児童労働撲滅）の達成に向けて、ガーナ政府等による児童労働撤廃の取り組みを支援しております。加えて今年度は、課題別研修「ビジネスと人権」を立ち上げ、開発途上国による人権保護義務の履行を促進してまいります。

さらに、国際社会における法の支配の観点からは、国際公法に携わる人材の育成も重要と考えております。海洋法をはじめとする国際公法に関する課題別研修や、国際公法を専門とする留学生の受け入れを通じて、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の意義に対する開発途上国の関係者の理解を広げてまいります。

4. 法の支配のためのパートナーシップの促進

今後のJICAに求められる役割として、次の三つの面から、法の支配の促進に向けたパートナーシップの促進を挙げたいと存じます。

第一に、信頼関係をもとにした開発途上国との対話の促進と長期的な関与です。法の支配は、特定の法制度を導入すれば達成できるという性質のものではなく、常により良い状態を目指して何世代にもわたる絶え間ない努力が必要なものと捉えております。多様な発展段階とニーズを踏まえた法制度整備支援の具体的活動を通じて、またその他のガバナンス分野の支援（メディア、地域警察、選挙管理等）も組み合わせて、法の支配が持続的成長や包摂的かつ強靱な社会づくりにつながるという意義を協力相手国の人々が実感できるよう、粘り強く協力してまいります。

対話と関与を深めるうえで、コロナ禍で限定的であった対面での交流の再開を喜ばしく感じております。2023年度からは、来日研修が本格再開し、毎月のように各国の

研修員をお迎えしています。また日本への留学は、開発途上国の若い世代が、日本の法制度や歴史を学び、自国の法の支配のあり方を考える重要な機会と考えております。JICA開発大学院連携等を通じ、多くの大学で法・司法分野の留学生を指導いただき、JICAとしても留学中・帰国後のネットワーキング活動を強化してまいります。

第二に、法制度整備分野の協力を担う人材層の拡大と次世代人材の養成です。これまでの約30年の法制度整備支援には、多くの先生方、日本政府や日弁連の皆様等のご協力を頂いてきました。他方で今後、開発途上国が成長し、基本法令も整備され、日本との関係もより双方向の協力や共通課題への対処に発展することが見込まれる中、新たな時代の法制度整備分野の協力、法の支配の促進に向けた協力を担う人材層の拡大と次世代人材の養成が必要と感じております。この観点から、コロナ禍で中断していた法制度整備支援の専門家育成のための研修（「能力強化研修」）を今年度再開します。また今後の協力を担う若手の法学者、法律実務家の皆様にもJICA事業にご参加いただけるようご相談するとともに、日弁連を通じた弁護士のJICA専門家公募も継続してまいります。さらに法律事務所や開発コンサルティング会社の皆様向けにも情報を発信してまいります。

長期的観点からは、若い世代への働きかけも重要と考えております。近年の持続可能な開発目標SDGsやESG（Environment, Society, Governance）に対する社会的注目もあり、人権をはじめとするサステナビリティに対する若い世代の関心の飛躍的高まりを感じています。こうした機を捉え、JICAの広報媒体も活用しながら、法制度整備支援をはじめ法の支配のための協力の意義や成果を分かりやすく説明してまいります。

第三に、法の支配の促進に向けたコレクティブインパクトの追求です。法の支配は、特定の国、特定の組織だけで実現できるものではなく、力の支配を抑止、対抗するためには様々な主体の連携、連帯が不可欠と捉えております。JICAは、法制度整備支援を通じて、開発途上国と日本の重層的な関係の強化、国際機関や他国との国際協調の推進に努めてまいります。また、司法アクセスやビジネスと人権のような広範な社会課題の解決には、政府、企業、大学・研究機関、NGO、国際機関等の社会の様々な主体をつなぎ、共同で取り組むプラットフォームの役割が一層重要になると考えています。

JICAは、先述の児童労働撤廃に関し、日本の企業・NGO・個人等と「開発途上国のためのサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げ（2023年3月末時点で4大チョコレートメーカーを含む53団体、102個人が加入）、共通アクション策定、メディアを通じた消費者への働きかけ、国際会議での発信などを行っています。このようなプラットフォーム活動においては、伝統的な政府間協力も梃子にして、より多くの関係者と連携し、コレクティブインパクトを追求してまいります。

JICAとしましては、以上のような様々なパートナーシップの一員として、その輪

をつなぎ、広げながら、法の支配の促進に一層取り組んでまいり所存です。最後になりますが、ご関係の皆様引き続きのご協力をお願い申し上げます。

犯罪予防に焦点を当てた A I 活用による刑事司法制度の将来

拓殖大学名誉教授

守山 正

1. はじめに

近年、警察機関を含む刑事司法機関における先端テクノロジーの活用につき議論が盛んになっている。民間分野では、すでに I T (Information Technology、情報技術)、I C T (Information and Communication Technology、情報通信技術)、I o T (Internet of Things、物のインターネット)、A I (Artificial Intelligence、人工知能) などの各種テクノロジーが導入され、大きな社会変革を生み出している。その波は当然、法執行分野にも押し寄せているし、今後間違いなく押し寄せることは確実な情勢である。なかでも事前的な犯罪予防を中心とした警察活動では、その必要性が最も高い分野と思われる。そこで、以下において、警察活動における先端テクノロジーの導入問題を中心に議論し、最後に、わが国でも一部の警察機関で始まっている A I 活用の犯罪予測のトピックにも触れたい。

2. 刑事司法機関における先端テクノロジーの活用

(1) 専門家の予測

総務省が行ったアンケート調査¹に、どの分野が A I 利活用において将来有望であるかという設問に I C T 専門家が回答したものがあつた。この調査結果で注目されるのは、健康分野や自動運転などと並んで、刑事司法分野における「監視カメラ映像や不審者情報」、「サイバー攻撃や内部犯行による不正アクセス、不正送金検知」などが高い比率、つまり専門家が将来有望な分野とみなしていることである。このほかにも犯罪・迷惑行為分野では、「利用者の嗜好やメールの履歴、発信元等と連動した迷惑メールの高度かつ自動的な削除」なども専門家の半数近くの支持が得られた。

他方で、A I 研究者²が 2014 年に予測した人工知能の発展では、2020 年前後には「ビッグ・データによる防犯・監視」の実現が予想されていた。もっといえば、その良し悪しは別にして、人工知能が人間の脳のレベルに着実に近づいていることを示している。このような状況の中で、民間先行の状況にはありながら、刑事司法機関における活動にも早晩、人工知能を高度に活用する時代が来るように思われるし、そのためには種々の準備が必要である。

(当部注：守山正名誉教授は、2023年2月28日から同年3月7日までの間実施された第1回司法関連統計共同研究において、「A I を利活用した警察・刑事司法制度」と題する講義を実施しており、本記事は同講義の内容を基に本誌向けに執筆していただいたものである。)

¹ 総務省「I C T の進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」(平成28年)

² 松尾 豊『人工知能は人間を超えるか』(KADOKAWA、2015年)190頁。

(2) 警察活動の効率化とロボットの活用

刑事司法機関の中で警察活動に特化して、先端技術の活用可能性について考えてみよう。その参考になるのがイギリスの例である³。

イギリスでは2020年代、多くの地方警察本部でRPA（Robot Processing Automation、ロボット自動処理化）の導入が進んでおり、いくつかの成果を挙げているとされている。要するに、既存の人的物的資源を効率よく配置、配分するために、デジタルのソフトウェアや機器を活用して警察活動を補強する動きがみられる。その背景には大きく3つの要因が考えられる。第一には、イギリス政府による刑事司法機関の人員削減の傾向である。イギリスでは1990年中葉から犯罪が減少する傾向にあり、それに伴って、裁判所などを含む刑事司法機関の一部廃止や縮小などが続いている。第二は、市民からの犯罪や秩序違反行為に関する種々の相談が警察に寄せられており、警察サービスの「需要が供給を上回る」状況があるといわれる。さらには、これが最も重要であるが、第三に、日本と異なり、イギリスでは全般的に警察への信頼度が低く、正統性（legitimacy）を維持するために、市民サービスを充実させて信頼度を高めたいとする思惑もみられたのである。

そのため、種々の領域でRPAの考え方や実際に高度なソフトウェア、ハードウェアの利用が増えている。その視点は、「警察業務の何が自動化できるか」ではなく、「ロボットによって何ができるか」であるという。その最も関心が高い分野として、日常的な反復業務、たとえばデータ整理、給与計算、領収書の処理、捜査情報の作成、事件ファイルの体系化などがロボットで代替しうるとされる。ロボットはまさに人の労働力に代替する「デジタル・ワーカー」なのである。但し、ここでの留意事項は、意思決定はあくまでも最終的に人が行うものであり、ロボットはあくまでもその素材づくりの部分を担当するにすぎない。

このような業務のロボット化によって、上記の背景に挙げた事項、すなわち、警察の人員削減を補完し、市民のニーズを満たし、最終的に警察への信頼度を高めることができると考えられている。そのほかにもコスト・ベネフィットの指摘もみられる。すなわち、エイボン及びサマーセット（Avon and Somerset）警察本部では、最初の導入3年間で業務のロボット化に投資した費用に対する効果が1ポンドの出費に対して2.5ポンド相当の効果があつたとして、効率化が進んだことを報告している。このような公費節約は、当然ながら市民からの支持を得ることができ、まさしく警察の信頼度向上に貢献できるのである。この他にも種々のメリットが指摘される⁴。

(3) 現在普及している犯罪対策分野の先端テクノロジー利活用

それでは、世界的にみて先端テクノロジーはどの程度、警察活動に導入され、あるいは導入が予定されているであろうか。もっとも、筆者は必ずしもこの領域の専門家ではないので、内容も情報も限られているという制約があるが、知りうる内容で紹介

³ Policing Insight, 12 August 2022.

⁴ Ibid.

したい。この中には、高度なAI技術を使用したものから、いわゆるDX（デジタル・トランスフォーメーション）と呼ばれるオフィス改革を対象とするものまで多様である。下の図1はわが国を含め世界における犯罪分野の先端テクノロジーの活用ないし活用可能性のある状況を示したものである。

図1 犯罪分野における先端技術活用状況

AI・IT活用技法	国内外の警察・民間の活用対象
犯罪マッピング、犯罪通報システム	犯罪発生時の即時的モニター表示、Compstat（コンプスタット）
顔認識	フーリガン、万引き犯、テロ不審者、スポーツ・イベント、要人警護
ボディ（ウェアラブル）・カメラ ⁵	現場確保（証拠保全）、被疑者検挙
AIアルゴリズム	犯罪・交通事故予測、不審車両特定、わいせつ画像判定、雑踏警備、SNS分析、CCTV、映像解析、地形把握
ドローン	地域犯罪状況の把握、実況見分、要人警護
衛星画像	犯罪捜査
スマホ位置情報（GPS）	犯罪捜査、雑踏警備、人出予測
RPA（ロボット自動処理化）	単純作業、庶務関係、マネー・ローンダリング判定

(4) AI予測の成功例

警察の重要な業務の一つとして要人警備がある。これについては、上記のように以前から採用されてきた顔認識（facial recognition）システムや近年ではドローンなどが活用されているが、さらに、AIによる犯罪・トラブル予測が利用されている。その一例として、2012年にシカゴで開催された北大西洋条約機構（NATO）加盟国首脳会議が開催された際の警察警備を挙げよう。この会議ではアフガニスタン紛争が主要な議題として扱われる予定で、事前にこの会議に反対する多数のデモ参加者が予想されたことから、シカゴ警察も大規模な警備体制を敷くことになった。そこで、シカゴ警察はデモ参加者の集合場所を従来の経験と直近の情報から予想して一定地域の警備を行ったところ、実際には予想された集合場所にデモ参加者は現れなかったのである。

これに対して、アメリカのオラクル社は、会議前に独自にデモ参加者などのSNSから情報を収集し、それをAIアルゴリズムで解析して、それに基づいてデモ参加者が集合する特定の場所を予測したところ、結果としての的中したのである。つまり、警察の長年の経験や勘による予測場所ではなく、データサイエンスを用いたAIは別の場所を予測し、後者の精度の方が高いことが実証され、改めて先端テクノロジーの威力が発揮される形となった。

⁵ 読売新聞(yomiuri.co.jp)読売オンライン2022年4月22日付「愛知県警、現場映像を共有 胸にカメラ…交番警官」。

3. 犯罪予測

本稿の主要なテーマは種々の先端テクノロジーのうち、とりわけAIを活用した警察活動の可能性に関するものである。ここでは、AI活用による犯罪予測を紹介することにする。

(1) 犯罪予測の仕組み

上述のように、現代社会では警察活動に対する市民からのニーズが高まり、そこで警察活動を効率的に運用して、限られた人的物的資源を合理的に活用する必要がある。それでは効率的な運用を行うには何をなすべきか。その回答が警察活動の科学化、もっといえばエビデンスに基づく政策（evidence-based policy making、しばしば‘EBPM’と呼ばれる）ということになるだろう。アメリカの犯罪学者ハーマン・ゴールドスタインは1970年代当時のアメリカ警察の在り方を批判し、問題指向型（problem-oriented）警察活動を提唱したが、文脈は異なるものの、現在の警察の在り方にも同様の指摘が可能である。すなわち、上述したように、時代は科学的データに裏打ちされた警察活動を要請しており、そこで、AIを活用した犯罪予測による警察活動、たとえば予測された場所（しばしば「ホットスポット（犯罪多発地点）」と呼ばれる）でパトロールを強化することによって、犯罪を抑止し、あるいは犯行者を検挙し、その結果、地域住民の不安感を軽減することが可能になる。これが犯罪予測の目的である。

そのためには、当然、このような活動を科学的に裏付ける理論と技法が必要である。そこで理論的な裏付けとしては、犯罪予測の多くでは環境犯罪学の理論が採用されている⁶。なぜなら、環境犯罪学は犯罪を未然に防ぐために、各種犯罪分析がその中核にあるからであり、犯罪の発生パターンに熟知し、犯罪予測の技法で多用される近接反復被害（near repeat victimisation）⁷という現象を発見したことでも知られる。

犯罪予測は実際、ホットスポット分析や近接反復被害分析などの技法が活用され、過去の犯罪データのほか、ビッグ・データなども活用して犯罪発生場所と時間を予測する仕組みである。これをさらに、その犯罪発生の根源となっている地域問題の解決を試みる問題解決型警察活動と結合させることにより、一層、地域における治安の改善に役立てることができる。要するに、犯罪予測の最終的な目標は、一方で、警察活動の効率化を図り、他方で、予測に根ざす警察パトロールの強化、地域問題の解決、犯罪不安感の解消などを目指しながら、最終的には地域住民の「生活の質」を向上させることにあると思われる。

(2) 環境犯罪学とは何か

欧米には、「機会が泥棒を生み出す（Opportunity Makes Thief）」という格言がある⁸。これこそまさに環境犯罪学の概念を端的に示すものである。つまり、環境犯罪学は犯

⁶ 守山 正編著『犯罪予測～AIによる分析』（2022年、成文堂）、とくに142頁（守山執筆）。

⁷ 渡邊泰洋「再被害化」（守山・小林編著『ビギナーズ犯罪学』2016年、成文堂）173頁以下。

⁸ Marcus Felson and Ronald Clarke(1998), Opportunity Makes the Thief: Practical Theory for Crime Prevention.

罪機会を削減すれば犯罪を事前に予防できると考える。要するに、犯罪が起こってからでは被害が生じ、それでは遅く、その前に対策をして未然に予防しようとするのである⁹。従来の伝統的な犯罪学は犯罪発生後に犯罪者を検挙して、その犯罪原因を探り、刑罰の力を借りて再犯予防することを主眼としてきた。しかし、この手法では刑事司法機関に大きな負担を科し、また犯罪者を遵法的な人間に更生させるという大きな難題に直面しなければならない。また、今日では被害者問題は刑事司法機関の重要事項であり、被害者の救済や保護、権利保障が議論され、法的対応を充実させる傾向にあり、その結果、刑事司法機関の負担が増大している。

そこで、環境犯罪学は「人」を変えるのではなく、犯罪発生環境という「物」を変えようとする。この方がはるかに容易であると考えるのである。環境犯罪学的技法の特徴は、ほかに、留守の際に施錠するように誰もが容易に行うことができること、しかもその理屈は理解しやすいこと、すでに民間分野ではこの技法が幅広く取り入れられ普及していること、しかも効果が見えやすく分かりやすいこと、などが挙げられる。

環境犯罪学を支える理論には、次のようなものがある。

- ① 合理的選択理論（ロナルド・クラークら） 犯罪行動は快楽原則に従い、犯行が容易で、報酬・利益が多く、検挙リスクが低い場合に犯罪は実行される。
- ② 日常活動理論（マーカス・フェルソンら） 犯罪、とくに財産犯は動機づけられた犯行者、格好の標的、監視者不在の条件が揃ったときに発生する。
- ③ 犯罪パターン理論（ブランティンハムら） 犯行者は自分がよく知る場所で犯罪を行う。たとえば、通勤・通学路、繁華街など日常通過する街路周辺で犯罪を行うとする。

これらの理論は、いずれも犯行者が嫌がることをすれば犯罪は予防できると主張する。したがって、犯行者の視点から特定の地域を見たときに、犯行がしやすい場所であるかどうかを判断することが重要となる。

(3) 犯罪予測の実際

① アメリカ

アメリカでは2000年代初め頃から、全国の主要警察署が犯罪予測の試みを行ってきた。図2はその実例の一部である。これらを見ると、予測対象とする罪種を限定し、それを予測して対策を検討する傾向があり、犯罪予防活動が非常に明瞭で、かつ具体的であることが分かる。例えば、下から2番目のカリフォルニア州サクラメント警察の例をとってみると、殺人や加重暴行などの凶悪犯を対象を絞り、これらの犯罪発生が予測された場所（ホットスポット）で、警察官は2時間おきに、しかも12分から16分程度、パトロールを強化する対策を実施している。その他の地域でも同様に、非常にきめの細かい予防策が採用されていることが分かる。

⁹ 守山 正「環境犯罪学」守山・小林編著『ビギナーズ犯罪学第2版』（2020年、成文堂）153頁以下。なお、渡邊泰洋「犯罪予測の理論的基盤」守山編著『犯罪予測～AIによる分析』（2022年、成文堂）59頁以下。

図2 アメリカ合衆国における犯罪予測の実例

警察機関（実施年）	対象罪種	予測結果に基づく対策
ボルティモア（2007年）	交通犯罪、犯罪全般	交通検問、可視的巡回
シャーロット（2008年）	器物損壊、空き家侵入	ネットで危険地域表示
メンフィス（2010年）	ギャング関係銃器犯罪	非寛容対策、交通検問
ミネアポリス（2011年）	犯罪全般	監視カメラ作動
シュリーブポート（2012年）	強盗、住宅侵入盗、交通犯罪	街頭における職務質問
チュラ・ビスタ（2012年）	商店強盗	当該地域の店主への助言
サクラメント（2012年）	殺人、加重暴行	ホットスポット地域において警察官が2時間ごとに12分から16分巡回
ワシントンDC（2012年）	地下鉄利用者への強盗	利用者に警告カード配布

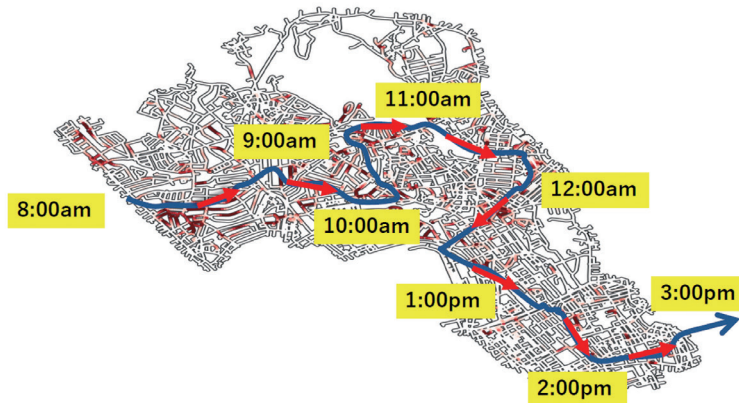
② 日本～神奈川県警の例

わが国では、2016年に運用を開始した京都府警に次いで、神奈川県警が2018年に犯罪予測の実証実験を行い、それに続き2021年に本格業務を開始した。神奈川県警の犯罪予測の特徴は、京都府警と異なり、ビッグ・データを使用し、さらに問題解決型を目指している点である。すなわち、過去5年間の犯罪データ、相談事案データに加え、天候、気温、湿度などの気象情報のほか、ガソリン価格、コンビニエンスまでの距離、地価、海拔の高さ、30日以内の同種犯罪発生地点への距離、65歳以上の世帯数、250メートル以内の駐車場数など多様な特徴量がデータとして使用されている。

基本的にいえば、神奈川県警の犯罪予測は、毎日ホットスポットの発生場所・時間を予測し、その場所や時間帯に警察のパトロールを強化するものである。ホットスポットは時々刻々、ある場所から場所へと移動することが知られている。たとえば、海外の例ではあるが、イギリス・ロンドンの調査によると、一日のホットスポットの発生・消滅状況では、午前5時から6時ごろ迄はほとんどの地区でホットスポットがみられないが、午前10時、11時辺りから住宅街で増え始め、午後3時ぐらいまでにピークを迎える。夕刻5時くらいからは繁華街でホットスポットが目立つようになり、夜10時ぐらい迄にほとんどが消滅する。要するに、これを毎日繰り返すのである。このような一日のホットスポットの変動は犯罪予測においても、警察パトロールにおいても重要な情報であると思われる。京都府警でも神奈川県警でもホットスポット分析に基づいて犯罪予測を行っているが、上述のように、ホットスポットが時間ごとに移動するという事実は、警察パトロールの経路と経路地の時間に示唆を与える。簡単にいえば、ホットスポット発生時間帯ではないときにパトロールをしても意味がないのである。そこで、先に挙げたロンドンの例では、特定地区のパトロールにおいて予測結果に基づいて事前に経路が決定され、発生予測時間に従い、当該地点を通過するようなパトロール順路で警察活動が実施されている。図3では、午前8時にパトロールを開始し、午後3時の終了までの

間、予測結果が示したホットスポットが発生する時間帯に警察官が通過するパトロール順路が示されている。

図3 ロンドン市A区におけるパトロールの経路と活動時間



それでは、神奈川県警における実際の予測業務を概観しておこう。その前に神奈川県全体をみると、人口約920万人、面積約2,426平方キロメートルであり、2020年4月現在県警察本部のほか県内に54ヶ所の警察署、607ヶ所の交番を有する。そのような中で、犯罪予測業務が2021年4月に開始されたことは先に述べたとおりである。その業務では予測に関連するソフトウェアや機器備品は外部業者に委託され、データの入力も毎日、県警察本部の警察官の手で行われている。原則として過去5年間の犯罪データ、相談事案やビッグ・データが使用され、たとえば、日々変化する天候関係は毎日、株価も毎日、年単位で評価が変わる地価は年1回、ガソリン価格は週1回など、データの性質によって入力タイミングは変化する。

AIアルゴリズムを使用して、これらの種々のデータは処理されて犯罪発生予測場所をコンピュータがはじき出し、その予測結果は神奈川県内にある全警察署に、早ければその日の午後には伝達される。その結果、警察署や交番の警察官は勤務に当たり、ノート型コンピュータ画面で事前に翌日の犯罪発生予測場所を知ることになる。つまり、予測結果が警察署や交番のコンピュータ画面上に表示され、翌日の業務内容の参考とされるのである。特に新人警察官、当地に新たに異動してきた警察官は当該地域の犯罪状況には詳しくないため、この予測結果は非常に参考になるようである。逆に、ベテランや老練の警察官は自らの知識や経験を尊重し、予測結果に関心を示さない者もいると言われる。

当該地域との関係であるが、神奈川県警では地域住民に予測結果は知らせておらず、ただ、警察官と住民の日常会話の中で注意を喚起する程度にとどめられている。また、警察の予測担当者の頭を悩ませるのは予測精度、言い換えると的中率である。わが国の場合、犯罪データのボリュームが小さく、また過去5年間の古い

データは現時点の状況を反映しない恨みがある。とくに、今次の特殊要因であるコロナ環境下では、犯罪傾向が大きく変化している可能性があり、とくに予測精度に影響を与えるように思われる。

(4) 犯罪予測の効果

AIを活用して犯罪予測に根ざす警察活動は、将来、どのような効果をもたらすであろうか。そもそも、欧米で警察による犯罪予測が普及した背景には、①警察予算削減に起因する合理化、②警察の活動量の増大への対処、③犯罪不安感の解消、④警察機関に対する市民の信頼回復などのニーズがみられた。従来、警察活動は地域担当の警察官が長年の経験や勘に基づいて活動、いわば定型化されたランダム活動に依存してきたという実情がある。しかし、警察資源が限られる中で、一定の成果を挙げるには合理的な活動が求められるのは当然である。そこで、研究者などが目をつけたのがITやAIなどの先端技術であり、犯罪予測であった。無駄な活動をやめて科学的な根拠に基づく犯罪予測による活動を推奨するものである。犯罪が多発する時間や場所（ホットスポット）は限られているという環境犯罪学の研究知見は、まさしくこの動きを後押しした。そして、そのような効率のよい警察活動は、現場における犯罪抑止効果をもたらし、またヴィジブルな警察官の存在は、地域住民の犯罪不安感を削減し、さらには「生活の質」向上に寄与することが期待されたのである。そして、最終的には警察機関への信頼感を回復し、その正統性が確保できるという効果をもたらす。このようにして、欧米諸国では先端テクノロジー活用による警察活動への道を辿りつつある。

わが国においても、このような事情はほぼ該当する。欧米ほど警察機関への不信感は強くはないものの、近年指摘されてきた犯罪統計と住民不安感の乖離などはわが国でも課題であるとされてきた。また、犯罪に限らず、迷惑行為や秩序違反行為による不安感の醸成という事情も変わらない。その意味では、わが国においても犯罪予測に基づく警察活動に対する期待は変わらないと思われるし、今後も推進すべきであると考える。

4. 問題解決型警察活動の推進

欧米における警察の犯罪予測業務では、先述したように、個別犯罪を対象としている場合が少なくない。図2をみても理解されるように、たんにホットスポット・エリアにおける犯罪発生の未然予防にとどまらず、地域が抱える固有の罪種を対象として、その解決が掲げられているのが一般である。つまり、犯罪予測とこの問題解決策を結合することによって、地域の治安は格段に改善されることが期待される。

実際、アメリカで開発された予測技法の中には、犯罪や非行、秩序違反行為の根源となっている問題への取り組みを提唱するものもみられる¹⁰。その理由は、たんに警察

¹⁰ Joel Caplan and Leslie Kennedy(eds.) (2011), Risk Terrain Modeling Compendium for Crime Analysis.

がパトロールを強化してホットスポットでの一時的な犯罪抑止を果たしたとしても、地域の根本問題に取り組まない限り、将来的に犯罪や迷惑行為はなくなるであろうと考えられるからである。「原因の元から絶つ」という発想である。このような考え方は、これまでも、しばしば問題指向型（problem-oriented）警察活動とか問題解決型（problem-solving）警察活動と呼ばれ、研究者の間では強調されてきた。

そこで、問題解決型のアメリカの実例を一つ紹介しよう¹¹。これはニュージャージー州で行われたものだが、少年の飲酒に基づく暴力行為の事例である。すなわち、ある空き地では毎晩のように、高校生らが酒を飲みながら大騒ぎをして騒動を起こす事態があり、その地点はホットスポットとして予測分析されていたのである。そこで、警察はその空き地周辺のパトロールを実施し、その結果、そのような飲酒による夜間のバカ騒ぎは収まった。しかし、警察が詳細に調査したところ、この事例では高校生が集団で学校の放課後、最寄りのガソリンスタンドに併設されたコンビニエンス・ストアで酒類を購入し、空き地で飲酒して大声をあげたり、爆音を鳴らしながら音楽を聴いたりしているうちに暴力沙汰に発展するなど、犯罪や秩序違反行為がみられた。そこで警察はパトロールだけの対処には限界を感じ、問題解決型の対応を行ったのである。

この事例の場合、警察の対応の仕方には3つあると考えられる。一つはこれらの高校生が所属する学校への指導アプローチである。警察が教育機関と連携して、このような迷惑行為を行わないようにするために生徒に指導する対策である。わが国でも学校で非行防止教室などが実施されているが、これに類似する社会的犯罪予防の手法である。しかし、この効果は必ずしも明らかではなく、またやり方によっては効果の程度や有無が異なることから、一層の工夫が求められよう。2つ目のアプローチは、空き地の管理者、たとえば土地所有者などに対するもので、人が物理的に侵入できないように空き地に囲いの設置を要請することが考えられる。ただ、完全に防止できるかどうかは疑問であるが、一定の効果は期待できるであろう。そして、おそらく最も効果的なアプローチは、3つ目のまさしく環境犯罪学的、あるいは状況的犯罪予防の手法である。つまり、酒類を未成年者に販売しないなどの対応を徹底するか、あるいは未成年者に酒類を販売したとして販売業者の免許を剥奪し、営業を停止させる方法である。これらの措置は他の公的関係機関との連携が必要になると思われ、いわゆる多機関協働が威力を発揮する場面でもある。いずれにせよ、問題解決型を目指すには、種々の対策を組み合わせながら対応すべきであろう。

このように、問題解決型警察活動は、たんに犯罪予測結果に従ったホットスポットの巡回だけに終わらず、その大元にある地域特有の犯罪原因自体を解決して、地域の安全を確保することをめざすものである。まさしく、神奈川県警が犯罪予測の目標を最終的に「地域問題解決」に設定しているのは、このような背景がある。

¹¹ 神奈川県警察本部調査報告書『産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究』（2019年）38頁。

5. まとめ

本稿の表題は「犯罪予防に焦点を当てたAI活用による刑事司法制度の将来」となっている。これは、もとより刑事司法機関における先端テクノロジー活用の未来を予想するものであるが、とくにその一例として警察活動、さらには犯罪予測の論点を取り上げた。ここで、最後にまとめとして次の事項を提示したい。

すでに議論したところであるが、今後、ますます警察活動に対する社会的ニーズは増えるものと考えられる。なぜなら、特殊詐欺やストーカー、DV、児童虐待などの相談事案や秩序違反行為・迷惑行為の事案が増える傾向にあり、警察官の活動領域が飛躍的に拡大しつつあるからである。他方で、わが国の少子高齢化傾向において、警察官や職員の人材不足が懸念されるなかで、警察の職場における「働き方改革」も進行している。このような状況はおのずと刑事司法機関の現場で「デジタル・ワーカー」の活動の場を拡張し、さらにIT、ICT、IoT、AIなどの先端技術の活用を求めることになり、その結果、種々問題はあるものの、飛躍的に効率的で効果的な活動が期待できることになろう。

次に、刑事司法制度の運用全体に係る課題である「エビデンスに基づく犯罪対策(Evidence-Based Policy Making, EBPM)」を議論しよう。要は、科学的なデータに基づいて刑事司法機関の活動を科学化するということである。犯罪統計にとどまらず、種々の実証実験、海外事例などのデータを活用しながら、政策を決定するのであるが、それを動かすのが現代では、コンピュータ科学、データサイエンスであり、具体的にはAIであり、ITなどのハードウェアとソフトウェアである。なぜなら、人間の手作業では到底、膨大なデータを正確にしかも短時間で分析することはできないからである。

もっとも、いくらコンピュータの精度が高くても、データの質が悪ければ、かえって政策決定を誤るリスクがある。そのためにはデータの高い精度を確立し、改善しなければならない。わが国は他の国に比べて、犯罪統計類は比較的充実していると思われるが、しかし、実際に、たとえば警察では都道府県警察ごとに統計の取り方が異なるなどの統一されていない面がある。また、そもそもアメリカのように、警察車両すべてにコンピュータが搭載されているわけでもなく、現場の警察官はいちいち本部に問い合わせる原始的な方法にとどまっている。犯罪予測が進む京都府警では一部、警察車両にラップトップ・コンピュータが備えられていると言われるが、これは全国にも拡大すべきであろう。

このように、すでに今日においても警察業務では警察官、職員がコンピュータ操作を行う場面が増えており、今後は、警察官採用の場面でもデータサイエンスの基本事項を試験に取り込むなどしてコンピュータ科学の素養があり、その扱いに習熟した者を採用するとか、海外で見られるような専門の犯罪分析官の採用なども検討すべきであろう。もちろん採用後も、研修の機会を設けてコンピュータ・ワークに長けた人材の育成も必要である。もっとも、本稿はこのようにAIやITなどの助けを借りて、すべての警察活動はコンピュータ化されるべきと主張するものではない。依然として人間の手による

作業が必要なアナログの領域や場面は残存すると思われるし、それらは分けて考えなければならぬ。

そして、エビデンスに根ざす政策決定（E B P M）とそれに基づく活動の実施後には、必ず検証や評価を行うべきであろう。なぜなら、その成果が得られない場合には、その活動は中止にするか、改善するかして検討すべきだからである。できれば途中で精査するプロセス評価を取り入れ、常に軌道修正しながら、当該活動が成果を得られるようなやり方が好ましいであろう¹²。残念ながら、わが国でもこのような検証や評価を行う風潮に乏しいのが現実である。欧米諸国では、政府や自治体による巨額な税金を投入した大きなプロジェクトでは、必ず評価研究が行われている。しかも、大学研究者を含む第三者に委託して実施されるのが通常である。もっとも、わが国ではそのような評価研究に手慣れた研究者の人材が育っておらず、それはそもそも従来需要が無かったからだとも言えるが、評価のニーズが高まればその人材も育つものと思われるし、育てる必要性も高い。上記の警察活動の科学化と検証や評価は、いわばワン・セットとみるべきである。

最後に、残った留意点を指摘しておきたい。海外でも指摘されるが、A I や I T によるコンピュータ活用が進むと、その弊害も目立つようになる。一つの大きな問題は、個人情報管理や漏洩にかかわるプライバシーの侵害である。あるいは、犯罪予測でしばしばアメリカなどで指摘されるのは、人種差別の問題である。犯罪予測を行ったところ、少数派住民が居住する地域に多くのホットスポットが存在することが明らかになり、その地区で集中的に職務質問が行われたため、人種差別の問題が指摘されている。

このような問題に対応する議論は当然必要であり、その一例として、アメリカなどでは、当該活動が実施されている地域において、第三者による検証委員会などが組織され、そこには弁護士などの法律専門家や地域代表者などが構成員となって、問題の処理や運用のルールづくりなどを議論している例が紹介されている¹³。このように、種々の弊害を回避する努力も行われており、これらの点はわが国の実務でも参考になると思われる。

¹² 評価研究のあり方については、渡邊泰洋「犯罪学調査の方法～評価研究」守山・小林編著『ビギナーズ犯罪学第2版』（2021年、成文堂）207頁以下参照。

¹³ 守山 正「海外の犯罪予測に基づく警察活動」同編著『犯罪予測～A I による分析』（2022年、成文堂）159頁。

ラオス出張～現地刑事法セミナー等～

法務総合研究所総務企画部長

東 山 太 郎

第1 はじめに

2023年1月15日から同月21日まで（移動日含む）、当職は、国際協力部國井弘樹教官とラオスに出張した。

ラオスにおいては、ケッサナー・ポムマチャン司法省副大臣及びサイサナ・コートプートーン最高人民検察院長官に表敬させていただいたほか、NIJ（National Institute of Justice、国立司法研修所）を訪問して法曹養成コースの授業を見学したり、中央大学大学院教授井田良先生を講師としてお迎えしたJICAプロジェクト刑事法SWG（Sub Working Group）セミナーに参加するなどの貴重な機会をいただいた。

法総研総務企画部は、法総研が行う研修や研究についての総合的企画立案、関係機関との総合調整、研究・研修・国際研修・国際協力部門に対する専門的援助、法総研の組織・予算に関する事務等を担当する部であるが、当職にとって、今回が、国際協力部による法制度整備支援の現場を直接視察する初めての機会であり、現地での専門家の活動や御苦労等を肌感覚で知ることができ、今後の当部の業務を遂行していくに当たって非常に有意義な経験であった。

本稿では、ラオスにおけるプロジェクトの現状等について、今回の出張の報告を行うとともに、所感を述べたいと思う。

なお、本稿中、意見にわたる部分はもとより当職の個人的見解である。

第2 ラオスの法曹養成の現状等

1 概要

当職は、1月17日にNIJ法曹養成コースを訪問し、授業を見学するなどし、同月18日には、NIJ本部に訪問させていただいた。

ラオスでは、従来、法曹三者を個別に養成していたシステムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されているNIJにおいて、裁判官、検察官及び弁護士候補者を養成することとなった。そして、NIJの研修を卒業した者は、その後、更に各機関（最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所、弁護士会）の研修等を経て、法曹としての資格を取得することとなる。

今回の授業の見学の前に、NIJ法曹養成コースのシヴィサイ・パサンポーン副所長と会談させていただいたが、同副所長からは、第1期の研修生数は約150名だったものの、本年（第8期）の学生は計51名（うち女性27名）に減少したこと、か

つては裁判官及び検察官が人気であったが、本年の司法研修生の現段階での志望によると、弁護士が圧倒的人気であるとの説明を受けた。

途上国では、いわゆる在朝法曹の地位が高い、換言すれば、弁護士の地位が低いという傾向が見受けられがちであるが、ラオスでは、法曹養成システムの変更により、弁護士の地位が相対的に上がり、司法研修生からも人気を集めるようになったようである。

2 授業の見学

今回、当職が見学したのは、検察の授業であり、最高人民検察院検察官が講師を務め、捜査の端緒をテーマとする講義が行われた。

授業の内容としては、冒頭、捜査の端緒には、①告訴・通報、②被疑者の出頭、③捜査機関による認知の3種類があること、捜査の開始には、原則として、最高人民検察院検察官による捜査開始命令が必要であることなどが説明され、ラオス刑事訴訟法に基づき、それぞれの端緒において、どのような手続を履践する必要があるのかなどについて解説がなされた。

授業においては、講師がパワーポイントのスライドを用意し、そのスライドに基づいて講義が行われていた。

また、司法研修生からは、積極的に質問がなされ、熱意を感じることができた。

質問内容についても、捜査の端緒において、我が国においても問題となり得るような事項についての的確に質問がなされており、ラオスの司法研修生の能力の高さをおま見ることができた。

授業の休憩時間中に、一部の研修生と話をすることができたが、彼らは、おおむね25歳くらいで、中には日本語を習得されている方もおられた。

先ほど述べたように、積極的に質問がなされるなど、皆さんが法学の習得に熱意をもって取り組まれており、また、きらきらと輝くまなざしを見ていると、ラオスの法曹界の未来は明るいと感じることができた。

3 N I J 本部訪問

当職は、1月18日に、法曹養成コースとはやや離れた場所にあるN I J本部を訪問し、N I J副所長（国際協力分野担当）のペッサマイ・サイモンクン氏と意見交換をする機会に恵まれた。

ペッサマイ副所長は、2022年9月までの約2年間、J I C Aの長期研修員として慶應義塾大学に留学されていた才媛で、留学中には、国際協力部の主催するシンポジウム「法整備支援へのいざない」に御登壇いただくなどした方である。

ペッサマイ副所長からは、ラオスにおける法学教育の現状等について御説明いただいた。その中で、現在、ラオスにおいては、特に民事訴訟の分野において質の高い講義を行うことができる教育者が不足していること、大学院で教べんを執る教育者には一定の学位を付与する必要があるが、学位を認定する立場の教育者も不足していること、大学院における法学教育のカリキュラムを組むことが喫緊の課題であることなど

の説明があった。

また、中国の出資により、N I Jの中に、ラオス・中国法律研究相談センター(Lao-China Legal Research and Consultation Center、中国名は「老中法律研究和討論中心」)が設立され、同センターにおいて、ラオスへの投資を考えている中国人・中国法人や、ラオスに投資を呼び込もうと考えているラオス人・ラオス法人に対する法律相談及び支援を行っている旨の説明もあった。

法律分野においても中国のプレゼンスの強さに驚きを禁じ得なかったが、我が国としては、これまで同様、ラオスの立場に寄り添った地道な法制度整備支援活動に取り組んでいく必要があると改めて感じたところである。

第3 刑事法S W Gの活動

1 概要

ラオスにおけるJ I C Aプロジェクトに関しては、ラオス側の実施機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関のプロジェクト・マネージャーからなる運営委員会の下に、民事法S W G、刑事法S W G及び教育・研修改善S W Gが置かれている。

刑事法S W Gは、刑事法分野の法理論研究と実務上の問題点の分析・検討、それを基にした執務参考資料の作成、刑事手続の適正な運用のための執務参考資料の活用、実務家の法令等の理解の促進を目的とするものであり、これに相談・助言をする立場として、検事出身の矢尾板隼長期専門家が参画しているものである。

当職は、1月17日に開催された刑事法S W Gによる、執務参考資料としての刑法定義書の策定作業に参加させていただき、また、1月18日及び同月19日の2日間にわたる刑事法S W Gセミナーに参加させていただいた。

なお、いずれにおいても、会議は、日本語・ラオス語の逐語通訳(一部、同時通訳)で行われたところ、東京大学法学部を卒業され、日本法にも造詣の深いチッタコーン氏の名通訳により、非常に質の高い議論ができたことを付言しておきたい。

2 刑法定義書の策定作業

今回、当職が参加させていただいたのは、刑法定義書中の未遂及び予備の項に関する議論であり、前述した4機関から合計10名程度の刑法学者及び法曹が対面参加又はオンライン参加されていた。

議論の内容としては、どのような段階に至れば予備といえるか、予備と未遂の境界線は何か、個別の犯罪類型における「実行の着手」とは何か、これらの内容を刑法定義書にどのように記載すべきかなどであった。

もとより、これらの議論は、我が国の刑法の議論においても問題となり得るところであり、ラオスの法律家のレベルの高さに感銘を受けるとともに、論点というのは世界共通なのだという認識を改めて持つことができた。

3 刑事法SWGセミナー

前記のとおり、刑事法SWGセミナーは、1月18日及び同月19日の2日間にわたって開催され、前述した4機関から延べ50名を超える刑法学者及び法曹が対面参加又はオンライン参加されていた。

セミナーは、初日が因果関係を、二日目が未遂をテーマとしてそれぞれ行われた。

進行としては、井田良先生が事例を設定されて、日本における議論や判例の動向について概説された後、ラオスの法律家が議論をするというやり方で行われた。

例えば、初日に行われた因果関係の議論においては、日本における相当因果関係説から「危険の現実化」論への移行に関して解説等がなされた上で、いわゆる救急車事例（XがVを刃物で刺突し、Vは救急車で搬送されたが、Yが運転する自動車が同救急車に衝突したため、Vが死亡した事案）、XがVを自動車の後部トランクに監禁した後、同自動車を道路脇に駐車していたところ、同自動車にYが運転する自動車が脇見運転により追突したため、後部トランクにいたVが死亡した事案等について、議論がなされた。

ラオスの法律家からは、熱心で活発な議論が交わされ、前記の救急車事例では、因果関係を否定する見解が多数を占めたものの、Xの刺突行為によってVがどの程度の傷害を負ったのか、それがいずれ死ぬようなものであったのかによっては結論が変わってくるのではないかなどの鋭い意見も出た。

また、後者のトランク監禁事例については、消極の立場から、「Vをトランクに監禁したからといってそれだけでは死ぬとは限らないであろう。」「Vの死亡はYの行為で発生したものであり、Yに致死の責任を負わせれば足りる。Xにも致死の責任を負わせるとなると、死の結果を二重に評価しているのではないか。」などの意見が、積極の立場から、「Xの行為がなければAがトランクに入れられて死ぬことはなかったのであるから、やはりXにV死亡の責任を負わせるべき。」「トランクに入れられると、ひとたび追突等があれば、死の危険性は非常に高いものといえるのではないか。」などの意見がそれぞれ出され、議論が白熱した。

2日目に行われた未遂の議論においては、前述した刑法典の解説書の議論でも出ていた、個別の犯罪類型における実行の着手をどの段階で認めるのかについて、多くの法律家から意見が出され、議場は非常に盛り上がった。

他方で、刑法は、犯罪行為を防止しているのか、犯罪結果を防止しているのか（行為無価値か結果無価値か）という論点や、不能犯の論点については、若干議論が低調であった。

これは、参加者の大半がラオスの実務家であり、予備と未遂の分水嶺である「実行の着手」をどの段階で捉えるのかという優れて実務的な論点には強い関心があったものの、行為無価値・結果無価値等の若干哲学的な問題については、実務家としての関心が薄かったことが理由と考えられ、なかなか興味深かった。

このように議論が白熱した点については、ラオスの法律家も目を輝かせて議論に参

加されており、このような取組みを継続することにより、ラオスにおける刑法解釈学の更なる発展が期待できるように感じられた。

第4 終わりに

今回、ケッサナー・ポムマチャン司法省副大臣を表敬訪問させていただいたが、その際に非常に感銘を受けたので、そのことを紹介させていただきたい。

ラオスにおける法制度整備支援プロジェクトは、2003年に始まったが、副大臣は、同年開始の初期プロジェクトにおいて、企業法注釈書の作成活動に関与され、2012年からは民法典起草グループのメンバーとしてプロジェクト活動に関与されたほか、本邦研修にも複数回参加された、まさにラオスのプロジェクトの生き字引のような方である。

本来、途上国の副大臣になるような方は、ランク・コンシャスな方が多い中で、ポムマチャン司法省副大臣は、私や國井教官の発言に耳を傾けていただき、常に微笑みを絶やさず、感謝の言葉を何度もかけていただいた。

半ば冗談ではあると思うが、「私は、JICAプロジェクトに参加してきたからこそ、副大臣になれたのです。」などとおっしゃったくらい、プロジェクトに深い敬意を表していただいた。

このような副大臣の御対応に非常に感銘を受けたわけであるが、同時に、これまでのプロジェクトに携わってこられた先人の御努力に深い感謝と尊敬の意を抱いた。

前述した中国のプレゼンスは気になるところではあるものの、やはり、我が国としては、地道に、そしてラオスの人々と手を取り合って、ラオスに寄り添った支援を継続していくことの重要性を改めて認識することができた。

今回の出張で、貴重な意見を聞かせていただき、また、表敬、見学等の機会をセッティングしていただいた矢尾板専門家、弁護士の阿讚坊明孝専門家及び澤井裕専門家、コーディネーターの川村仁専門家並びに現地スタッフのJICAプロジェクトオフィスの皆様、ラオスのプロジェクトを一線で支えておられる長瀬利雄JICA事務所長をはじめとするJICA事務所の皆様、今後のプロジェクトの方向性等について貴重な御示唆をいただいた小林賢一大使をはじめとする在ラオス日本国大使館の皆様、そして、今回の出張に同行し、法制度整備支援をよく知らなかった当職を支えていただいた國井教官をはじめ国際協力部の皆様に深く感謝して、筆を擱きたいと思います。

本当にありがとうございました。

初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～

法務総合研究所総務企画部副部長

川 淵 武 彦

1 はじめに

はじめまして、法務総合研究所総務企画部副部長の川淵武彦と申します。司法修習52期の検事出身で、昨年（令和4年）6月からこのポストに就いています。

個人的な話になりますが、私はアメリカでの2年間の在外研究、ロンドンにある日本大使館での3年間の勤務、法務省訟務局国際裁判支援対策室での約2年間の勤務など、検事の中では「国際的」な業務を比較的長く経験させていただいてきましたが、これまでは残念ながら、法制度整備支援の仕事に携わる機会には恵まれませんでした。しかし、仕事の合間に、回覧されてくるICD NEWSを（目の前の仕事から現実逃避しつつ）眺めながら、世界各地で現地の法律家と力を合わせて、一国の法制度を作るために日夜汗を流している長期専門家やICD教官の奮闘振りに思いを馳せ、胸を熱くしてきた私にとっては、法制度整備支援業務は長らく憧れの対象だったのでした。

そんな私が今回、図らずもICDも含む法務総合研究所（以下「法総研」といいます。）の業務全般を調整する業務をすることとなり、さらに、昨年（令和4年）12月にカンボジアへ出張して法制度整備支援の現場を実地に見聞する機会をいただいたのは、本当に嬉しいことでした。そして、実地で見聞きした法制度整備支援は、これまで想像していたよりも遙かに困難でありつつも、刺激的で、魅力的なものでした。

今回、私にとって初めての現場での法制度整備支援の体験（1回ごときの出張を法制度整備支援の「体験」と呼べるかは措くことにします。）を、雑文にしたための機会をいただきました。そこで、国内の様々な現場で仕事に忙殺されながらも、かつての私のように、法制度整備支援への密かな憧れをいだき続けている皆さんの心に届くことを願って、法制度整備支援の細かい知識のない方を念頭に、現場の「空気感」のようなものを届けることを目指して書いてみることにしました。

2 日程

今回の出張の具体的な日程は、以下のとおりです。担当のICD教官や長期専門家のご尽力により、なかなか多忙ながら、充実した日程を組んでいただきました。もちろん出張の目的等によりいろいろなパターンがあると思いますが、ICDでは日曜日出国、土曜日の朝帰国という1週間の日程の出張がわりと多い印象があります。そのような出張の一例としてイメージを持っていただければ幸いです。

- | | |
|-------------|--|
| 1 2月11日 (日) | 出国 (羽田)、バンコク経由、プノンペン着 |
| 1 2日 (月) | 国土省とのミーティング
司法省長官 (J I C Aプロジェクト担当) との面会 |
| 1 3日 (火) | 長期専門家による J I C Aプロジェクトの状況説明
アジア・太平洋法制研究会 (カンボジアの不動産法制について) |
| 1 4日 (水) | プノンペン始審裁判所傍聴、裁判官との意見交換 |
| 1 5日 (木) | J I C Aプロジェクト・ローンチングセレモニー
R A J P - I C Dセミナー (法務省における検察官を中心とした職員の教育、人事訴訟法について) |
| 1 6日 (金) | 日本国大使館訪問、J I C A事務所訪問
プノンペン発、バンコク経由 |
| 1 7日 (土) | 帰国 (羽田) |

3 カンボジアについて

今回訪問したカンボジア (正式名称は「カンボジア王国」です。) ですが、私事ながら、訪問は17年ぶりの2回目になります。前回、2005年は完全にプライベートの旅行で訪れたのですが、当時は (実際に数えた訳ではありませんが) 王都プノンペンにも信号が2個か3個しかないと言われており、街を疾走するスクーターには4、5人が無理矢理乗り込んでいたりして (最大で7人乗っていたのを目撃しました。)、混沌とエネルギーを感じさせつつも、高いビルなどはなく、まだまだのんびりした国だったという印象があります (余談ですが、私は、途上国に行くたびに、経済的に発展するにつれて、スクーター1台当たりの乗車人数が減少するという法則の存在を確信してしまいます。)。ただし、そのときに訪れたアンコール・ワット遺跡の規模の大きさや壮麗さには本当に圧倒され、カンボジアの人々の大いなるポテンシャルも感じたものでした。

そのようなカンボジアが17年間でどのような変化を遂げているのか、大いに楽しみにしながら、プノンペン国際空港に到着しました。まず、飛行機が空港に近づくにつれて気づかされたのは、上空からでもはっきり分かるバンコクとの違いです。街灯やネオン、行き交う自動車のライトがきらびやかに輝き、文字通り「昼間のように明るい」バンコクの夜と比べてしまうと、プノンペンの夜は薄暗く、着陸後に見える空港の建物の規模や駐機している飛行機の数もだいぶこぢんまりしています。

入国手続は極めてスムーズに終わりました。カンボジアのサービスレベルもなかなかのものだなと思いながらターンテーブルでスーツケースを待ったのですが、いくら待っても出てきません。なんと! 出張者5名全員のスーツケースが届かないというアクシデントにいきなり見舞われたのでした。結論から言うと、翌日、スーツケースは全て無事に到着しましたし、バンコクでのトランジットの際にスーツケースが積み込まれなかった (しかもタイの航空会社でした。) ことが原因と思われるので、この件はカンボジ

アのサービスレベルへの評価を些かも減じるものではありませんでした。むしろ、迎えに来ていただいていた長期専門家の伊藤みずきチーフリーガルアドバイザー（長いので、以下「伊藤専門家」と呼ばせていただきます。）自ら、イオンモールへ案内してくださったのですが、日本のイオンを凌駕するような、豊富で良質な商品で埋め尽くされた広大な店舗に圧倒されながら、日本語のタグのついた下着等を購入し、17年間でのカンボジアの確かな成長を感じることができるエピソードになりました。また、このアクシデントと、イオンモールで下着を買ったというネタは、翌日からのカンボジア政府の方々との面会の際に、会話を和ませるよいアイスブレイカーとなってくれました（こんなこともあるので、出張の往路は、スーツケースが届かなくても翌日の仕事に支障がないように、カジュアルであってもジャケットを着用していくのがおすすめです。）。

そうそう、空港からプノンペン市内へ向かう車窓からは、高層建築や高級ホテルが建ち並ぶ、17年前とは全く様相を異にするプノンペンの発展ぶりに目を奪われました。ぴかぴかの高級車もちらほら見られます。まだまだスクーターやオートバイの数が多いですが、スクーターに乗っているのは最大でも3名、圧倒的多数は1名のみでの乗車でした。

4 カンボジアにおける法制度整備支援の活動について

さて、そろそろ本論に入っていきますが、先ほどの日程表を見ても、「JICAプロジェクト」と書いてあったり、「RAJP-ICDセミナー」なるものがあったり、訪問先も司法省だったり国土省だったり、分かりづらいと思います。当初、私の素人目にもそれぞれの位置づけがよく分からなかったです。そこで、まず最初に、今回の出張の日程に関係する範囲で、カンボジアにおける法総研・ICDの関わる法制度整備支援の活動についてざっくりと説明しておきます。

まず、今回の出張における個別の日程について、大きく分けると、①現行のJICAプロジェクト関係の活動、②既に終了した前JICAプロジェクトのフォローアップ関係の活動、③ICD独自の活動その他の活動、というように分けられると思いますが、カンボジアにおける法総研・ICDの法制度整備支援に関する活動も大雑把に言うところのこんな感じに分けられるのではないかと思います。

このうち、最も大きな部分を占めるのは、①現行のJICAプロジェクト関係の活動です。カンボジアにおける法制度整備支援事業のメインは、JICAが予算を負担するプロジェクトとして行われるもので、法務省から現地に派遣されている検事や裁判官出身者もJICAの長期専門家として派遣されています。カンボジアにおける現行のJICAプロジェクトは、昨年（令和4年）11月から5年間の予定で開始された「法・司法分野人材育成プロジェクト」というもので、カンボジアの司法分野の教育機関である、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions、以下「RAJP」といいます。）の教育改善を主要な目的とするプロジェクトです。ちょうどICD NEWS 94号に掲載された伊藤専門家の「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開

始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」にプロジェクトの内容が詳述されていますので、ご関心のある方はぜひお読みいただければと思います。このJICAプロジェクトを円滑に進めて所期の目的を達成することが、法総研・ICDにとっても、今後5年間でのカンボジアにおける法制度整備支援事業の最重点事項とってよいと思います。

とはいえ、現行のJICAプロジェクトだけがカンボジアでICDの行っている法制度整備支援事業というわけではありません。例えば、②既に終了した前プロジェクトのフォローアップ関係の活動というものもあります。前プロジェクトである「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」は、その主要な目的である「民事関連法令の整備」の一つとして不動産登記関連法案の起草を達成し、昨年10月に終了したのですが、そのいわば「積み残し」の業務として、不動産登記関連の下位法令の制定支援業務が残されています。現行プロジェクトは、先述のようにRAJPの教育改善を目的とするプロジェクトであるため、不動産登記関連の下位法令の制定支援業務を現行プロジェクトとして行うことは困難です。そこで、そのような「積み残し」業務については、ICDが独自に支援しようとしている訳です。

そのほかにも、JICAプロジェクトとは切り離して、③ICD独自の活動として行っている法制度整備支援事業があります。例えば、今回の出張の日程でいうと、「RAJP-ICDセミナー」がそれに当たります。再三述べているように、現行のJICAプロジェクトは、「RAJPの教育改善」を目的としたものですので、一見すると、JICAプロジェクトでこのセミナーを行えばよいようにも思うのですが、そこには色々と複雑な事情があるようです。私の理解では（間違っていたらすみません）、JICAプロジェクトの方は、カンボジア側のカウンターパートとなる機関が司法省であり、カンボジア側でプロジェクトの活動内容を決めるのはまずは司法省であって、司法省傘下のRAJPがセミナーの内容を自由に決めることはできません。他方で、RAJPは、令和2年に法総研との間で協力覚書（MOC）を締結しているので、これに基づいて、JICAプロジェクトとは別個の活動として、ICDと共同でセミナーを開催することにより、RAJPがやりたい内容のセミナーを実現することができる、という意味があるようです。このように、相手国の政府機関同士の複雑な関係等も考えなければならぬのが法制度整備支援の難しさであり、また面白さなのではないかと思います。

5 現行JICAプロジェクト関係の活動

それでは、ようやく各論に入りましょう。時系列に沿ってではなく、先ほど述べた分類に従って、出張日程について紹介していきたいと思います。

(1) 司法省ソマルット長官との面会

現行JICAプロジェクト関連の活動として、まずは、出張2日目の午後、司法省を訪問し、カンボジア側のプロジェクト・マネジャーである、ケン・ソマルット長官と面会しました（写真1参照）。挨拶の冒頭、さっそく、荷物がまだ届いていない

ネタを披露したところ、心の底からの同情をしてくださり、和やかに面会がスタートしました。なお、JICAの慣例に沿ってソマルット「長官」と表記していますが、この方は司法省のトップという位置づけではありません。司法省のトップには政治家である大臣が君臨しており、その下に事務方のトップである筆頭長官（Permanent Secretary）がいて、更にその下に長官（Secretary）が何人かいるという組織構成になっています。おそらく、他の国でいうところの、「次官補」といった位置づけなのだろうと思います。

ソマルット長官からは、今回開始されたJICAプロジェクトについて、司法大臣も人材育成を大変重要視しており、政治的なバックアップも十全であること、今後司法省としても全面的に協力していくといった、大変力強い言葉をいただきました。ソマルット長官はまだ三十代後半か四十代前半と思われ、お若いながらも長官の重責を担っておられ、英語もとても流ちょうで、いかにも優秀そうな方でした。また、同席されていた公証人学校のトップの方なども、流ちょうな英語に加えてフランスに留学されていたとのことで、カンボジア司法省の上層部は、洗練された優秀な人材がそろっておられるように見受けられました。また、この日の午前中訪問した国土省と比べて、長官の前でも部下の方々が積極的に発言しており、風通しのよい職場なのではないかと感じました。

余談ですが、司法省も国土省も、省庁を問わず、カンボジア政府のSNS活用は、我が国を遙かに勝るスピード感です。我々の省庁訪問も、その日のうち、あるいは遅くとも翌日までには、各省庁のフェイスブックのページにニュース記事としてアップされていました。（それほどニュース価値があるのかはともかく）自らの活動をアピールしようとする意欲と、圧倒的なスピード感は、我々も見習わなければならないと思います（余談のまた余談になりますが、その後に訪問したベトナムでも、訪問したその日のうちに、我々の訪問が政府機関ウェブサイトにニュース記事として掲載されていました。むしろ、これが世界標準なのかもしれません。）。



写真1 司法省でソマルット長官らと記念撮影。
国土省とは異なりこぢんまりした建物。

(2) JICAプロジェクト・ローンチングイベント

出張4日目の午前中、いわば今回の出張のハイライトともいうべき、JICAプロジェクトのローンチングイベント、すなわち、開始式ともいうべきものが行われ、僭越ながら私も、我が国法務省の代表として出席しました（写真2参照）。

このローンチングイベントは、昨年（令和4年）の11月から開始している新プロジェクトの関係者が一堂に会し、その開始を内外に宣言するというもので、セレモニー的な色合いが強いとはいえ、プロジェクトを主催するカンボジア側にとっても、支援する日本側にとっても、とても大切なイベントです。今回のローンチングイベントには、カンボジア側からは司法省のトップであるカウト・ルット司法大臣が、日本側からは、離任間近の三上正裕在カンボジア大使、亀井温子JICAカンボジア事務所長が出席されました。

会場は、プノンペン市内のRAJP（なお、RAJPは現在は、プノンペン郊外に移転しています。）で行われたのですが、会場に到着すると、まずは待機室に通され、カウト・ルット司法大臣の到着を待ちました。到着された司法大臣は、プロジェクト・ディレクターであるチン・マリン長官、プロジェクト・マネジャーである先述のソマルット長官と親しげに言葉を交わしておられ、プロジェクトの責任者である両

長官と、大臣との距離の近さが感じられました。カンボジアでは、官僚が政策を推進していくには、大臣との関係性が大変重要だとのことで、その点からは、今回のプロジェクトの将来は明るいように感じられました。

ローンチングイベントでは、まず、カウト・ルット司法大臣の挨拶がありました。これまでの日本の支援について、深甚な感謝の意が表明されました。中でも、直近のプロジェクトの成果の1つである「判決のウェブサイトでの公開」について、カンボジア司法の透明性を向上させる上で極めて重要な取組であると述べられていたのがとても印象的でした。残念ながら、カンボジアでは今なお汚職が蔓延し、裁判所もその例外ではないと聞きます。判決の公開というのは、日本人の我々にとっては当たり前のことで（我が国でも、実際に公刊されるなどして公開される判決は一部に過ぎませんが、裁判官は少なくとも自分の書いた判決が公開される可能性があることは常に認識していると思われまます。）、その重要性も実感しにくいのですが、裁判官による汚職を防止し、司法に対する国民の信頼を向上させるためには、とても意味のある取組だということを感じました。

三上大使、亀井所長のご挨拶に続いて、伊藤専門家による講演「新プロジェクトの概要と日本における法曹養成」が行われました。先述のように、今回のプロジェクトは、R A J Pにおける司法関係人材への教育を充実させることが大きな目標ですが、伊藤専門家の講演では、その参考となりうる日本の司法研修所における実務教育について取り上げており、カンボジア側の聴衆も熱心に耳を傾けていました。中でも印象的だったのは、カウト・ルット司法大臣が、途中でうなずきながら、すごい勢いでメモをとっており、挙げ句には、隣に座っていた亀井所長と話し込んでいたことでした。伊藤専門家の講演が盛大な拍手とともに終わった後、私も大臣と言葉を交わす機会があったのですが、大臣は、日本の司法研修所における教育に大変関心をお持ちになっており、ぜひご自身で日本を訪問して、司法研修所を見学したいということをおっしゃっていました。このように、カンボジア司法省の最高責任者である司法大臣がプロジェクトの中身に多大な関心をお持ちになっていることは、プロジェクトを成功させる上ではとても心強いことだと思います。

このようにして、ローンチングイベントを盛大かつ成功裏に終えることができ、今次プロジェクトが名実ともにスタートしました。このプロジェクトは今後5年間継続することになりますが、何よりもカンボジアの法曹教育が今後ますます充実するように、私も微力ながら応援していきたいとの気持ちを新たにしました。



写真2 RAJPでJICAプロジェクト・ローンチングイベント。
左から伊藤専門家、筆者、亀井所長、三上大使、カウト・ロット司法大臣、
チン・マリン長官、ケン・ソマルット長官、RAJPチョン・プロロン学院長

6 前JICAプロジェクト関係の活動～国土省との協議～

今回のカンボジア出張では、前JICAプロジェクトに関わる活動も行いました。それが、出張2日目の午前中に行った国土省サンバー長官との協議です（写真3参照）。先述したように、前JICAプロジェクトは、不動産登記関連法の制定が主要な活動となっており、法律案の作成作業は終了したものの、法律を実施するために必要となる下位法令の制定が未完成にとどまっています。日本政府としては、当面のプロジェクトの目標自体は達成したものの、カンボジアにおいて不動産登記制度を円滑かつ着実に実施していくためには、カンボジア政府による下位法令制定を引き続き支援することが不可欠であり、ここで日本政府が手を引いてしまえば、下位法令制定が頓挫し、これまでの支援による不動産登記関連法の制定支援活動全体が無に帰してしまうおそれがあることから、ICD独自の活動として、下位法令の制定支援を継続して行うこととしたものです。我が国の法制度整備支援は、相手国の事情や法制度、文化といった背景を理解し、相手国と一緒に、相手国にとってよりよい法制度を考えていく「寄り添い型」と言われることがよくありますが、今回のICD独自活動のような手厚い対応は、まさに我が国法制度整備支援の面目躍如といったところだと感じます。

ではなぜ、相手方が国土省なのか？というところですが、カンボジアでは、日本と異なり、不動産登記に関する法制度は、日本の法務省に相当する司法省だけでなく、国土省も管轄しているため、国土省とも様々な作業を行う必要があるのです。それに付け加えて、古今東西を問わず、省庁間の関係には微妙なものがあるようで、カンボジア司法省・国土省間の権限争いを調整するには多大な労力を要するようです。

国土省との協議の詳細をここで述べることはしませんが、その中で、互いに使っている言葉の意味に対する理解が微妙に異なっているように思われることがあり、外国相手の協議、交渉の難しさを感じました。とはいえ、対面して話すことにより、そういった行き違いを認識し、それを解消しようと努力することができた訳で、対面による意思疎通の重要性も改めて感じました。また、同省長官との協議の際、カンボジア側で通訳をしてくれた長官の秘書官のような立場のシュウマイさんは、カンボジアにある名古屋大学日本法教育研究センター（C J L）の出身者でしたし、日本側で通訳をしてくれた司法省大臣官房付のクイエンさんは、同じくC J Lの出身者である上、元J I C Aプロジェクト事務所の職員で、2人とも本当に流ちょうな日本語で、充実した議論に一役買ってくれました。日本にゆかりのある方が、こうしてカンボジア政府の重要なポストで活躍しているのは本当にありがたいことです。また、後述するR A J P - I C Dセミナーの通訳を務めてくれたバリアンさんもC J L出身の弁護士で、このように着実に知日派の法律家や政府職員を生み出している名古屋大学の活動は、我が国の国益にとって誠に大きな意味があるものだと思います。



写真3 国土省サンバー長官と筆者。
背景にあるのは巨大な国土省ビルの写真パネル。

7 I C D独自の活動

(1) R A J P - I C Dセミナー

今回の出張中に行ったI C D独自の活動として、日にちは前後しますが、まずは、最も力を入れた活動として、4日目の午後、プノンペン市内のホテルを会場として行われたR A J P - I C Dセミナーから紹介します（写真4参照）。前述したように、このセミナーはJ I C Aプロジェクトとは別個の活動という位置付けで、相手方であるR A J Pの意向も踏まえて、日本側が、カンボジアの裁判官を中心とした参加者に対して、①（日本の）法務省における職員教育～検事への研修を中心として～、②人

事訴訟法、という2本のプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答が行われました。

まず最初の「法務省における職員教育～検事への研修を中心として～」については、私がプレゼンテーションを行いました。法総研では、研修第一部、第二部、第三部において、法務省職員に対する研修を実施しています。その中でも、研修第一部が行っている検事研修を中心に、研修制度の全体像、各研修の内容や特徴、カリキュラムの例、集合研修とOJTの関係、研修内容の評価の仕組み、研修の課題等について説明しました。プレゼンテーションの後、研修内容の詳細についての質問や、検事としての心構えとしてどのようなことを教えているのか、といった質問がなされ、それなりに関心を持って聞いてもらえたようでほっとしました。

続けて、本日のメインディッシュ。出張者のICD戸部友希教官（裁判官出身。今年の3月から長期専門家としてカンボジアに赴任されています。）が、「人事訴訟法」のプレゼンテーションを行いました。戸部教官のプレゼンは、我が国の人事訴訟法とほぼ同じ内容のカンボジア人事訴訟法について、その役割、判決の効力、訴訟手続に関する特則、法の解釈・適用、附帯処分の審理、処分権主義の制限等について、具体例を挙げながら、とても分かりやすく説明されていました。

戸部教官のプレゼン後は、現役の裁判官を中心とした参加者から、ひっきりなしに質問が寄せられ、戸部教官と、同じく裁判官出身で長期専門家である金納達昭専門家に、びしびしと捌いていただきました。ここで大変印象的だったのは、「カンボジア人事訴訟法13条1項によれば、被告に対する欠席判決を定めた民事訴訟法201条2項の規定は人事訴訟には適用されないことから、欠席判決は認められないというが、そうすると、例えば離婚請求訴訟で被告が欠席した場合、原告勝訴の判決はできないのか。」といった、一見単純な誤解に基づくと思われる質問が見られたことです。言うまでもなく、ここで我々が人事訴訟では認められないと言っている「欠席判決」というのは、日本のいわゆる欠席判決と同じく、「被告の欠席により擬制自白が成立し、原告が請求原因事実を立証することなく得られる勝訴判決」のことです。欠席判決が認められない人事訴訟であっても、被告が欠席した場合に、原告が請求原因事実を立証することに成功すれば、裁判所は当然ながら原告勝訴の判決を出すことができます。しかし、どうやらカンボジアの裁判官は、「欠席判決は認められない」というのを、被告が欠席したら裁判所は判決できない、という意味に誤解しているようです。これは、もしかしたら、翻訳や通訳の問題で、カンボジアの人には「欠席判決」という言葉が、「被告が欠席した場合に判決をすること」という意味に誤解されているのかもしれませんが、これは一例に過ぎませんが、ことほど左様に、外国人同士が、言葉そのものを扱う技術である「法律の解釈」において、共通の理解を基盤として議論することは、本当に難しいものなのです。

セミナーの場で以上のやりとりを見聞きして、私自身、カンボジアの民事訴訟法（2007年適用開始）や人事訴訟法（2011年適用開始）のいずれについても、

適用が開始されてから10年以上が経過しているのに、現地の裁判官がこのような基本的な条文の解釈にも苦心していることに衝撃を受けたというのが正直なところでした。また、当初、居並ぶカンボジアの裁判官たちが、自分より遙かに若い戸部教官の回答を一言たりとも漏らすまいと一斉にメモする様子を見て若干の違和感を感じ、カンボジアの法律のことなのだから、日本の法律家に質問するよりも、まずは自分たちで法律を解釈して解決すればよいではないか、と不思議に思ったものでした。しかし、よくよく考えてみれば、カンボジアの法律家たちに与えられているのは、民事訴訟法、人事訴訟法のテキストと簡潔な逐条解説に過ぎません（人事訴訟法の条文と逐条解説は、邦訳されたものが全26ページというコンパクトなものです）。クメール語で書かれた基本書やテキストもない中で、弁論主義や処分権主義といった抽象的な概念を理解し、自ら民事訴訟、あるいは人事訴訟の指導原理や条文の趣旨に遡って条文解釈をすることはどんなにか難しいかと思います。内田貴先生が『法学の誕生』で書かれていたように、一国の法学を成立させることが、いかに難しいことで、明治初年の我が国が多く幸運に恵まれていたということを改めて実感しました。ではどうすればよいのか、私自身答えを持ち合わせているはずありませんが、カンボジアの最優秀層の法律家に、法的な思考方法を徹底的に植え付けるとともに、そのような法的思考方法を法曹養成課程においてカンボジア人自身が教育する仕組みを作り上げ、法制度整備支援の手を離れても、カンボジア人自身により優れた法律家を生み出せるような「持続的な仕組み」を作るしかないのではないかと思います。



写真4 多数の参加者を集めたRAJP-ICDセミナーの様子。

(2) プノンペン始審裁判所訪問

次に、ICD独自の活動、というよりも、出張者である我々にカンボジアの司法制度の実情を理解する機会を与えてくれる目的で組み込まれた予定だったのかもしれませんが、3日目にはプノンペンにある第一審裁判所である始審裁判所の裁判官と懇談し、さらに、刑事裁判手続を傍聴する機会に恵まれました。

始審裁判所のタン・スライ所長ほか幹部裁判官との懇談では、ICDの戸部教官の司会のもと、(1)日頃の裁判の実施において困っている点について、(2)裁判官の教育について考えていること、というテーマで様々な意見を聞きました。

テーマ(1)については、裁判官の皆さんから日頃の様々な苦勞・苦心の話がありました。RAJP-ICDセミナーのところで前述した（実際にはこの始審裁判所訪問の方が時間的には先になります。）、離婚訴訟において被告が欠席した場合に判決ができなくて困っているという話は、ここでも出ており、この問題がいかにカンボジアの裁判官を悩ませているかが分かります。そのほかにも様々な実務的な質問がなされましたが、利息の計算方法についての質問、不動産取引について民法上は公正証書の作成が成立要件とされているが、実務上はほとんど作成されていないところ、公正証書を作成することなく行われた不動産譲渡の効力の有無についての質問、公正証書を作成せずに行われた不動産取引において支払われた手付金の有効性についての質問など、質問の多くが、民法や民事訴訟法の根本的な条文の適用や解釈の問題のように思われました。このような基本的、根本的でありながら、様々な考え方があり得る問題点について、上級審による判例統一機能が欠如しているが故に、個々の裁判官にとっては従うべき指針がなく、真面目に事件に取り組む裁判官ほど、悩みは深いように思われました。また、法律と社会実態との間に不整合がある場合に、法律の解釈や法改正により問題を解決していくというような法創造機能が働いていないようにも思われました。こういった大きなシステムを改善せずに、個々の裁判官に、日本の裁判官のような適正な法解釈を行うことを求めるのは酷なようにも思います。

また、テーマ(2)についても、裁判官の皆さんからは様々な意見、苦勞話が寄せられました。例えば、RAJPにおける裁判官教育のカリキュラムが毎年変わるなど一貫していない、RAJPの教員は現場の裁判官が兼任しており、多忙なために十分な準備ができず、質の高い教育を実現できない、統一的な教科書がないため実務の取扱いも統一されていないのではないかと、などなど、やはり悩みは深いようです。これらの点を改善することは、まさに、新しく始まったJICAプロジェクトのテーマとなりますが、RAJPにおける教育方法を確立し、カンボジア人の教員による持続的な教育という「仕組み作り」がここでも重要なのではないかと感じました。

その後、刑事裁判を傍聴することになりました。カンボジアの法廷は、構造自体は日本の法廷とそれほど異なったものではありません（写真5-1参照）。検察官も、日本の検察官と同様、法壇の下、弁護人の向かい側に座ります。ただし、カンボジアの裁判官は、赤色で金の縁取りのあるガウンを着ているのですが（写真5-2参照）、

検察官もこれと全く同じガウンを着用し、弁護人は着用していないのが特徴的でした。また、ちょうど目撃した事件（複雑な詐欺事件ということでした。）では、被告人に対して、まずは裁判官が詳細な尋問を行い、その中では、（もちろんその場では分からず、後で通訳さんに教えてもらったのですが）「捜査段階の取調べでは異なる供述をしていたのではないか。」などと、裁判官が法廷に来る前に記録を読んでいることを前提とする質問も行っていました。まさに、教科書で読む職権主義の裁判そのもので、初めて見た私は、ちょっと感動してしまいました。他方、検察官は、裁判官の後に1つ2つの質問をするだけで、職権主義の国の裁判では、検察官よりも裁判官の負担が遙かに重そうに感じました。なお、複雑な詐欺事件というのに、弁護人が選任されておらず、被告人の権利保護についても、我が国の裁判とはかなり感覚が異なるように思われました。



写真5-1 刑事裁判を傍聴したカンボジアの法廷。

写真5-2 金納専門家が裁判官用のガウンを着せてもらったところ。

(3) アジア・太平洋法制研究会

I C D独自の業務として、出張3日目、アジア・太平洋法制研究会の活動を行ったことについても触れておきましょう。アジア・太平洋法制研究会とは、関西を中心とする学者や弁護士の先生を中心に、その名の通り、アジア・太平洋諸国の民事法制について研究している研究会で、I C D及び国際民商事法センターが事務局を務めています。今回、我々の出張の機会に、ちょうど同研究会においてカンボジアの不動産法制について勉強する会が開かれ、元J I C Aプロジェクトの長期専門家、現在はカンボジア司法省のアドバイザーを務めている坂野一生さんに、カンボジアの不動産法制に関する講演をしていただくこととなっていたので、これを傍聴しました。坂野さんは、1992年から93年にかけて国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の選挙部門で担当官を務められて以来、長らくカンボジアで活躍され、日本とカンボジアの橋渡しをされている方で、日本・カンボジア関係の生き字引のような方です。今

回の出張の際も、各所に同行していただき、途中の移動の際などに、カンボジアのことを色々と教えていただきました。今回の講演でも、フランス植民地時代にまで遡って、カンボジアの歴史と土地法制の変遷、それに起因して現在も残る問題点等について話していただき、本当に興味深く拝聴しました。オンラインでつながっていた研究会の先生方からもたくさんの質問があり、活発な意見交換が行われました。

(4) 大使館・JICA事務所訪問

最後に、帰国日である6日目には、日本国大使館とJICA事務所を訪問しました。大使館では、保護局出身の高橋書記官から、JICA事務所では亀井所長から、カンボジアの政治状況、とりわけ本年（令和5年）7月に予定される選挙のお話とか、我が国による法制度整備支援以外の支援の状況等、カンボジアの状況を知悉した立場からの大変示唆に富むお話を伺いました。

これにて出張日程を全て終了し、無事帰国の途につくことができました。

8 終わりに

結局、だらだらとまとまりのない文章になってしまいましたが、法制度整備支援に興味・関心のある方にとって、少しでも現場の空気感を感じられるものになっていれば幸いです。最後に、感想めいたことを書いておきます。

まず第一に、今回、最も印象に残ったのは、現地の伊藤専門家、金納専門家が、現地の法律家の強固な信頼を得て、生き生きと活躍する姿でした。プロジェクトの遂行には、本当に幾多のチャレンジがあり、現場をちらっと見ただけの私などには想像もできない困難があることと思いますが、そんな中で、現地での生活をエンジョイしつつ、たくましく活躍している姿は本当に頼もしい限りです。もちろん、楽しいことばかりではなく、大変なことも多々あると思いますが、私も10年若ければ、長期専門家を経験してみたかった……。

第二に、法制度整備支援は一筋縄ではいかないということを強く感じました。我が国のカンボジアにおける法制度整備支援事業は、基本法中の基本法ともいえるべき、民法や民事訴訟法の起草を支援したという輝かしい歴史を持っており、法制度整備支援という王冠に輝く宝石といっても過言ではありません。そのことから、私は今回出張に来る前は、「基本法の起草支援も終わり、その施行支援も長らく行ってきたのだから、そろそろ別のステージに移るときなのではないか。」などと漠然と考えていました。しかし、本文でも書いたように、民法も、民事訴訟法も、カンボジアの人々自身がこれらを使いこなすような段階には至っておらず、まだまだ道半ばと言わざるを得ません。他方で、報道などでは、カンボジアの現政権は強権的な姿勢を強めており、カンボジアにおいては「法の支配」が後退しているなどとも言われ、一部のドナー国の中には、法制度整備支援を含む、法・ガバナンス分野の支援から手を引くところもあるように聞きます。このように、カンボジアの法制度整備支援は今が正念場であり、それだからこそ、我々は

ここで踏ん張らなければならないと思います。少しずつでも着実に、カンボジアの法律家が法律を使いこなすことができるように、支援を続けていかなければならないと思います。

第三に、とはいえ、カンボジアにおいて我が国が民法、民事訴訟法の起草を支援し、日本法にとても類似した民法、民事訴訟法が、この国で実際に施行されていることには、改めて深い感動を覚えましたし、その意味はとてつもなく大きいと思います。カンボジアの人々が、商品の売買をするときも、不動産の取引をするときも、あらゆるビジネスを行うときも、また、結婚や離婚といった人生の大きなイベントを経験するときも、そして、それらの行為を裁判所で争うときも、全て、我が国が起草支援した民法や民事訴訟法が適用されるのです。カンボジアの人々にこれほど大きな影響を与える法律の起草を支援した我々としては、今後もますますカンボジアの人々に寄り添って、法律をよりよいものにしていく責務があります。

今回の出張により、このような感想を持ち、法制度整備支援に対する新たな視界を得ることができたのも、ひとえに、出張の全日程に同行して全面的にサポートして下さった伊藤専門家、金納専門家、ロジ面でお世話になった業務調整の川上専門家、JICAプロジェクトのスタッフの皆さん、在カンボジア日本大使館やJICA事務所の皆さん、出張に同行したり、出張の計画をしてくれたICD教官・専門官、そしてカンボジア司法省、国土省、裁判所等の皆様のおかげです。本当に楽しく、学ぶことの多い実りある出張でした。そして、ここまでお付き合いいただいた読者の皆様にも心から感謝しつつ、雑文を終わりにしたいと思います。

ベトナム共産党の法・司法改革「新方針」について

JICAベトナム長期派遣専門家

河野 龍三

塚原 正典

1 はじめに¹

2022年11月、ベトナム共産党の中央執行委員会²は、第13期第6回総会³における討議を経て、「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について」と題する2022年11月9日付中央執行委員会決議27号（27-NQ/TW、以下「新方針」）⁴を発表した。共産党は2005年に法・司法改革に関する党の方針である、2005年5月24日付政治局決議48号「2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について」（48-NQ/TW、以下「48号決議」）及び2005年6月2日付政治局決議49号「2020年までの司法改革戦略について」（49-NQ/TW、以下「49号決議」）を相次いで発出した⁵。今回の新方針は、48号・49号決議の後継文書と考えられるものである。

2021年1月1日に開始したJICAの「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」は、そのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）において、48号・49号決議の総括の結果、未達成であるとされた各機関の課題を確認し、新方針において取り組むべき主要課題として示されるであろう課題を優先課題として特定し、その中から最優先課題を選定し、ワーキンググループにおいて研究、解決策を提案するこ

¹ 本稿の見解は各執筆者の私見であり、JICAはもとより日本の法務省その他の組織を代表するものではない。ベトナムの法令、共産党及び国家機関の文書の内容については越語の原典ないし英語の公式文書を参照されたい。

ベトナムの法令の一部は日本語仮訳が法務省ICDの「ベトナム六法」に掲載されており（https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html）、共産党の文書については党ウェブサイトにて検索可能（<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/>）。

本稿掲載の情報は、2023年6月12日までの党及び国家機関のウェブサイト記事、越語・英語・日本語の報道等から入手したものであり、基本的に公開情報である。

² ベトナム共産党の最高指導機関は5年に1回開催される全国代表大会（党大会）であり、その際に全国の党員500万人超から党中央委員（定数180名及び補欠20名）が選ばれ、その中から政治局員（2021年から2026年までの第13期は当初18名）が選出される。通常は年2回、中央執行委員会総会が開かれ、党大会で定められた方針の実施について指導がなされる。

³ 会期は2022年10月3日から同月9日まで。

⁴ 塚原専門家の手による新方針、新方針で規定された目標を達成するため共産党中央執行委員会政治局の発行した実施計画（2022年11月28日付計画第11-KH/TW号）の日本語仮訳を本稿末尾に添付した。新方針の越語原文は「NGHỊ QUYẾT HỘI NGHỊ LẦN THỨ SÁU BAN CHẤP HÀNH TRUNG ƯƠNG ĐẢNG KHÓA XIII về tiếp tục xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam trong giai đoạn mới」（<https://dangcongsan.vn/xay-dung-dang/ngghi-quyet-ve-nha-nuoc-phap-quyen-xa-hoi-chu-nghia-viet-nam-trong-giai-doan-moi-625774.html>）であり、実施計画の越語原文は「KẾ HOẠCH THỰC HIỆN NGHỊ QUYẾT HỘI NGHỊ LẦN THỨ SÁU BAN CHẤP HÀNH TRUNG ƯƠNG ĐẢNG KHÓA XIII VỀ TIẾP TỤC XÂY DỰNG VÀ HOÀN THIỆN NHÀ NƯỚC PHÁP QUYỀN XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM TRONG GIAI ĐOẠN MỚI」（<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Ke-hoach-11-KH-TW-2022-thuc-hien-Nghi-quyet-xay-dung-Nha-nuoc-phap-quyen-giai-doan-moi-549138.aspx> 参照）

⁵ 日本語仮訳はICD NEWS第28号（2006.9）22頁以下に掲載。48号決議は「一貫的で統一され、また実施可能で、公開された、明白な法律システムを構築し、整備する」ことを、49号決議は「清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、一步一步現代化し、人民にサービスし、ベトナム社会主義国に貢献する司法基盤を構築する」ことを目標とし、法整備・行政改革・司法改革を同時に進める旨記載されている。

とが主な活動として設定されている⁶。つまり、新方針によって各カウンターパート機関に与えられた任務の一部が現行プロジェクトの活動になるという建付けになっており、これまでの活動を振り返るとともに今後の活動計画を立てる上で当該文書は極めて重要な役割を担っている。

そこで、本稿では、党の活動を中心にベトナムにおける法・司法改革の沿革を概観した後、新方針の策定過程及びその概要を御紹介する。

2 法・司法改革の沿革

(1) 1946年から2010年まで

ベトナムは、独立の翌年である1946年に当時のベトナム民主共和国において憲法を制定⁷して以降、特に1986年の第6回党大会においてドイモイ政策を採用してからは、計画経済から市場経済への移行にともない法整備を急速に進めてきた。1992年に憲法を改正すると1995年には民事の一般法である民法典を制定し、これ以降、基本となる実体法・手続法が順次整備されてきた⁸。

1991年の第7回党大会において「社会主義への過渡期における祖国建設綱領」⁹が採択されると、社会主義を堅持しつつ国民主権を実現する概念として「社会主義法治国家」という言葉が用いられるようになり¹⁰、2001年に修正・補充された憲法にはこの言葉が明記された¹¹。同年の第9回党大会においても、党の指導の下、社会主義法治国家を確立するため国家組織・活動の改革を推進し、民主主義を発揮し、法制を強化することが確認されている。

この間、2000年には「各司法機関が2000年中に実施する必要がある急迫の作業」に関する政治局指示53号¹²が、2002年には「これからの司法活動の重点工作任務」に関する政治局決議8号¹³が発出された。この8号決議の「指導の観点」と題する項目には、「司法活動は、党の正しい路線と主張を実現し、各段階における政治的任務の把握及び奉仕を効果的に行い、立法・行政・司法の各権力の行使において各国家機関の間で国家権力が統一され、割り当てられ、調整されることを保障しなければならない；民主主義を発揮し、法制度を強化する；我々の国家は人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家であるという本質を堅持する。」との記載がある。

⁶ 現行プロジェクトの概要についてはICD NEWS第91号(2022.6)11頁以下を参照。

⁷ 当時のホー・チ・ミン国家主席は国家における「法の支配」を重視し、憲法制定を最優先課題にしたと言われている。なお、憲法は1959年、1980年、1992年、2001年、2013年にそれぞれ修正・補充ないし改正され現在に至っている。

⁸ JICAプロジェクトが起草・改正を支援した法令については、ICD NEWS第87号(2021.6)23頁以下を参照。

⁹ 越語原文は、「Cương lĩnh xây dựng đất nước trong thời kỳ quá độ lên chủ nghĩa xã hội năm 1991」。

¹⁰ 「人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家の建設(Xây dựng Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa của Nhân dân, do Nhân dân, vì Nhân dân)」という内容が正式に党文献に登場したのは、1994年1月の第7期臨時党大会とされる。

¹¹ 「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家である。」(2条)と規定され、2013年憲法2条も同じ文言を引き継いでいる。

¹² 2000年3月21日付政治局指示53号(53-CT/TW)。

¹³ 2002年1月2日付政治局決議8号(08-NQ/TW)。

前記のとおり2005年には48号・49号決議が発出され、それ以降、2020年を目標年とした法・司法改革が進められてきた。

なお、2006年には当時のグエン・タン・ズン首相をヘッドとする「防止及び反汚職に関する中央指導委員会」が設立され、2009年に政府決議によって発行された「2020年までの防止及び反汚職国家戦略」には、「防止及び反汚職は、社会経済開発及び『新たな時期における社会主義法治国家の建設』を通じて喫緊かつ長期的な重要な任務である」旨記載されるなど、法・司法改革は汚職対策とも関連付けられてきた。

(2) 2011年から2020年まで

2011年1月に第11回党大会が開かれ、第10期に国会議長であったグエン・フー・チョン氏が書記長に選出され、留任したズン首相を党内序列で上回った。同党大会においては、前記「社会主義への過渡期における祖国建設綱領」を補充・発展させた新綱領及び新たな党規約が採択された¹⁴。2013年には、前記「防止及び反汚職に関する中央指導委員会」が政治局直属の組織に改組され、以降、チョン書記長がヘッドとなった。

チョン書記長は2016年1月に開かれた第12回党大会において再選され、ズン首相は引退となった。同党大会の政治報告¹⁵には第11回党大会と同様、「社会主義法治国家の建設・完備」の記載があり、法・司法改革に関して従来の方針から大きな変更は見られない。

2019年から2020年にかけて、48号・49号決議の達成状況を評価する総括作業が各機関で行われ、2020年7月29日付政治局結論83号（48号決議の総括）及び同84号（49号決議の総括）が取りまとめられた¹⁶。

(3) 2021年以降

2021年1月から同年2月にかけて第13回党大会が開かれ、チョン書記長が異例の三選を果たした。同党大会の最終日（2月1日）に採択された決議文書¹⁷は、35年間のドイモイ政策の実施状況を評価する一方、社会・経済における多くの課題を指摘し、2025年（南北統一50周年）までに近代工業を伴う低中所得国を、2030年（党設立100周年）までに高中所得国を、2045年（建国100周年）までに高所得国を目指すという中長期目標を掲げた。法・司法に関連するところでは、共産党の領導性、マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想を堅固化する方

¹⁴ 新綱領では、社会主義法治国家の建設における共産党の領導性が挙げられたほか、従来のマルクス・レーニン主義及びホーチミン思想の記載とは別にホーチミン思想に関する説明にスペースが割かれるなどの変化が見られるとの分析がある（JETROアジア経済研究所「転換期のベトナム：第11回党大会、工業国への新たな選択」37頁）。

¹⁵ 「政治報告」とは、過去5年間における前回党大会決議の実施状況を評価し、内外の客観的情勢を踏まえて、今後5年間の政治・経済・外交の基本方針を示す文書であり、党大会で検討される文書（党大会文献）のなかで最も基幹的なものである（JETROアジア経済研究所「ベトナム『繁栄と幸福』への模索－第13回党大会にみる発展の方向性と課題－」18頁）。

¹⁶ いずれも非公開。

¹⁷ 越語原文は「NGHI QUYẾT ĐẠI HỘI ĐẠI BIỂU TOÀN QUỐC LẦN THỨ XIII ĐẢNG CỘNG SẢN VIỆT NAM」(<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/dai-hoi-dang/lan-thu-xiii/nghi-quyet-dai-hoi-dai-bieu-toan-quoc-lan-thu-xiii-cua-dang-3663>)。

針に変わりはなく、「無駄のない清廉潔白かつ強力な社会主義法治国家を建設し、完備する」「引き続き共産党の整備、改造、完全的、清廉潔白かつ強力な社会主義法治国家及び政治システムの建設を促進する」「民主社会主義、国民の主権を完全に発揮するために法制度、体制、政策を均一に完備すると同時に、清廉潔白かつ強力なベトナム社会主義法治国家を建設する。司法改革、法制の強化を行い、各級の共産党執行委員会、各級の共産党支部、国家機関、ベトナム祖国戦線及び各級の政治・社会組織、幹部、党员による法律の厳守、民主社会主義の実現をはじめ社会の秩序を確保し、国民の団結の力を強化する。」などの記載が見られる。

これ以降、上記決議文書の内容のうち法・司法改革に関する研究が進められ、新方針が策定されることになるが、その過程については項を変えて説明する。

(4) その他

憲法の改正ないし修正・補充を受けて、人民裁判所組織法、人民検察院組織法がそれぞれ改正されるなど、司法機関の機構・組織が変革してきた経緯も重要であるが、本稿では割愛する¹⁸。

3 新方針の策定過程

(1) 指導委員会の設立

さて、共産党は、第13回党大会後、新たな法・司法改革の方針を策定すべく関連文書¹⁹を発行し、これらに基づき、社会主義法治国家の研究及び提案（ドラフト）の作成を目的として、「『2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略』という提案の作成に関する指導委員会」（以下「提案作成指導委員会」）²⁰を設立した。

2021年7月3日、ヘッドのグエン・スアン・フック国家主席（当時）が主宰して提案作成指導委員会の第1回会合が開催された。ファム・ミン・チン首相、ヴォン・ディン・フエ国会議長、グエン・ホア・ビン最高人民裁判所（SPC）長官、トー・ラム公安大臣、グエン・スアン・タン中央理論評議会議長兼ホーチミン国家政治学院院長、ファン・ディン・チャック中央内政委員会（CIAC）²¹委員長ら政治局員のほか、レ・ミン・チー最高人民検察院（SPP）長官、レ・タイン・ロン司法大臣ら各機関の幹部が出席し、ドラフト編集チームの編集長を務めるグエン・タイ

¹⁸ 過去の文献では、2002年の組織法改正までベトナムの司法改革は6次にわたって実施されたとの分析がある（ICD NEWS第29号（2006.12）1頁以下）。その後、2013年憲法に従い2014年に人民裁判所組織法、人民検察院組織法が制定され現在に至っている。

¹⁹ 2021年3月15日付中央執行委員会ワーキング・プログラム4号（04-Ctr/TW）、提案作成指導委員会の設立に関する2021年5月21日付政治局決定12号（12-QĐ/TW）。

²⁰ 越語原文は「Ban Chỉ đạo xây dựng Đề án “Chiến lược xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam đến năm 2030, định hướng đến năm 2045”」。

²¹ Ban Nội chính Trung ương、英語名称はCentral Commission for Internal Affairs。CIACは、内政、防止及び反汚職、司法改革の3つの分野に関して中央執行委員会（平常時は政治局及び書記局）に助言・支援を行う党の組織であり、現行プロジェクトからカウンターパート機関に参加している。「防止及び反汚職・消極に関する中央指導委員会」及び「司法改革中央指導委員会」の常任機関を務めている（2020年1月2日付政治局決定216号（216-QĐ/TW））。

ン・ハイCIAC副委員長²²も参加した。この会合では、12の研究課題²³が掲げられ、今後の提案作成の実施計画及び新方針のアウトラインの作成が指示された。

(2) 実施計画の作成及び遂行

提案作成指導委員会は、前記第1回会合の後、同委員会の目的・研究内容・担当機関等を定めた実施計画²⁴を発出した。同計画において、研究内容は以下の10個のテーマに分類されている。

- ① ベトナム社会主義法治国家に関する基本的な理論的問題
- ② ベトナム社会主義法治国家における党の指導
- ③ ベトナム社会主義法治国家を建設・完備させるための国家機関における機関の組織と運営
- ④ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、法制度を構築・完成し、法律施行を組織すること
- ⑤ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、国家行政を構築・完成すること
- ⑥ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、ベトナムの司法を構築・完成すること
- ⑦ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、ベトナム祖国戦線、社会政治組織、社会専門組織、社会組織、国民の役割を促進すること
- ⑧ いくつかの国の法治国家に関する研究とベトナムの中央省庁及び地方における実態調査を行うこと
- ⑨ 「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略」の提案を発行・実施するための影響を評価すること
- ⑩ 「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略」に関する決議の主要な内容

上記のうち④は法制度に関連し、⑥は司法に関連するため、新方針は48号・49号決議両方の後継文書との見方が可能である。

また、10のテーマは更に27のトピックに細分化された上、国会、政府、中央公安、SPC、SPP、司法省等の各党組織、国家主席事務所、CIACのほか、ベトナム社会科学院、中央理論評議会、ホーチミン国家政治学院などに割り当てられている。例えば、SPCは人民裁判所における司法改革、SPPは人民検察院における司法改革、司法省は民事判決執行、国家管理、司法補助活動について、CIACは司法改革に向けた戦略といったトピックを担当することとされた。

²² ハイ副委員長は汚職対策を最優先課題とするJICAプロジェクトのワーキンググループ活動にも参加している。

²³ ①法治国家とベトナム社会主義法治国家に関する基本的な理論的問題、②党の指導、③国会及び国家会計検査院の組織・活動、④国家主席の制度、⑤政府及び地方の組織・活動（行政改革、公務員組織の構築を含む）、⑥司法機関及び司法補助機関の組織・活動（司法改革を含む）、⑦憲法保護のメカニズム、⑧法制度の構築・完備、法執行の組織化、⑨ベトナム祖国戦線の組織・活動等（「人民の主人権」の実現・発揮の確保を含む）、⑩諸外国における法治国家の研究、ベトナムの中央省庁及び省・市における実態調査、⑪提案の普及・実施に関する影響評価、⑫提案の基本的な内容。

²⁴ 2021年7月20日付指導委員会計画2号（02-KH/BCD）。

各機関は、2022年2月末までの一定時期に任務を完遂することとされており、計画に従った研究がなされてゆく。例えば、SPCは2021年9月に党幹事委員会による第1回指導委員会を開き、SPPは「2021年から2030年の段階のベトナム社会主義法治国家における最高人民検察院」プロジェクト²⁵を実施し、司法省の法制科学研究所（ILS）がホーチミン国家政治学院との共催で同年11月に大規模なセミナーを開催するなど、それぞれの活動が展開された。そのほか、ドラフトに対する意見聴取を目的に、ハノイ、ダナン及びホーチミン市において会議が実施された。

(3) ドラフトの編集作業

2022年2月になると、各機関から担当トピックに関する研究結果の報告書が順次提出され、それらを基にドラフトの編集作業が行われた。例えば、2月18日にはヴォー・ヴァン・ズンCIAC筆頭副委員長とハイCIAC副委員長が報告書の提出状況に関する会議を行い²⁶、4月4日にはフック氏、チャックCIAC委員長、編集チームらが出席する編集会議において進捗報告がなされた²⁷。

4月18日に行われた提案作成指導委員会の第2回会合においてドラフト第1版が提出され、5月31日の第3回会合ではドラフト第2版の内容に関する議論が行われ、その後、地方におけるドラフトに対する意見聴取も実施された。

7月25日には提案作成指導委員会の第4回会合が開催された。この会合でフック氏は編集チームに対し、新方針の提案に関する文書及び付属資料を10月の第6回中央執行委員会総会に提出できるよう要請したとされており、編集作業が同委員会の指導で進められていったことがうかがえる。

8月1日には再びフック氏以下の編集会議が開かれたが、その後、ドラフトが最終化され、提案作成指導委員会から党に対して提出されたものと考えられる²⁸。10月の総会で新方針について議論され、11月に27号決議という形式で公開されたことは本稿冒頭で述べた。

2023年2月、SPPの党幹事委員会は新方針実現に向けて意識を高めることを目的とした計画を発行し、SPCは新方針に従い司法改革を実行するための大規模な会議を2日間にわたって開催したと報じられている。今後の各機関における27号決議の実施状況が注目される。

²⁵ 越語原文は、「Đề án ”Viện Kiểm Sát Nhân Dân Tối Cao trong nhà nước pháp quyền Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam giai đoạn 2021-2030”」。なお、SPPは現行のJICAプロジェクトの枠組みにおいて、社会主義法治国家における人民検察院の役割等の研究報告の作成に取り組むワーキンググループを設置しており、ホアン・ティ・クイン・チー第14局（法制科学管理局）局長がリーダーを務めている。

²⁶ この時点で27のうち22のトピックについて専門家から報告書が提出されたとのこと。

²⁷ 編集会議では、27のトピックに関して4,000頁超の資料を収集したこと、提案作成指導委員会メンバーからアウトライン第2版に対するコメントを受領したこと、提案のサマリーレポートのドラフトが200頁超になっていることなどが報告された。

²⁸ ドラフトは非公開であり、実際にどのような資料が党に提出されたかは確認できていない。

4 政府ワーキンググループ

政府は、2021年に、前記83号結論を実施するための計画策定と題する首相決定²⁹を発出し、政府・首相に対する助言を目的としたワーキンググループを設置した³⁰。

政府ワーキンググループの任務には、48号決議の実施結果のレビューのほか、「ベトナム社会主義法治国家の建設・完備に関する第13期中央執行委員会の決定に含めるために、2045年を見据えた2030年までのベトナム法律戦略の内容を研究・作成する」こと、つまり新方針の研究が含まれている。

発足時のメンバーは、チュオン・ホア・ビン筆頭副首相、ロン司法大臣、ファン・チー・ヒエウ司法省次官、カオ・フイ首相府（OOG）副長官、ディン・ズン・シーOOG法律局長ほか計33名で（肩書はいずれも当時）、司法省が常任機関とされた。

法整備に関する関連情報としてここに記載しておく。

5 司法改革中央指導委員会

党は、2011年に、49号決議及び司法改革事業に関する各決議等を実施するため政治局に助言することを目的として、「司法改革中央指導委員会」³¹を設立した。同委員会は3か月ごとの定期開催とされており³²、これまで、弁護士の能力向上、人民による司法活動に対する評価指標の構築、法科大学や司法学院（Judicial Academy）に関する課題、人民参加の裁判公判やオンライン裁判、少年司法、録音・録画、死刑制度まで、幅広いテーマを取り扱うほか、49号決議の総括である前記84号結論の実施計画ドラフトに関する議論や、前記第13回党大会決議文書のレビューなどを実施している。

メンバーには、フック国家主席（当時）、チャックCIAC委員長、ビンSPC長官、トー・ラム公安大臣、グエン・カック・ディン国会副議長、チーSPP長官、ロン司法大臣、ベトナム弁護士連合会（VBF）のドー・ゴック・ティン会長などが名を連ねていた。

2023年1月9日にはフック氏の主宰で会合が開かれ、2022年の活動報告、2023年の主要任務及び活動計画が承認された³³。

司法改革中央指導委員会は、新方針策定後も活動を続けており、新方針のうち司法改革分野についてどのような指導を行うのか、新方針とは別に新たな文書を発出するのか

²⁹ 2021年1月7日付首相決定4号（04/QĐ-TTg）。

³⁰ 根拠規定は2021年6月14日付首相決定935号（935/QĐ-TTg）である。

³¹ 越語原文は「Ban Chỉ đạo cải cách tư pháp trung ương」。根拠規定は2011年9月19日付政治局決定39号（39-QĐ/TW）であり、任務・権限等は同日付政治局規定40号（40-QĐ/TW）によって定められている。

³² ウェブサイト等で調べた結果、2016年から2021年の5年間については2016年9月に第1回委員会が、2021年12月に第14回委員会が実施されたことを確認できた。2022年以降は常任委員会が5月13日に第1回、10月15日に第2回、2023年1月9日に第3回が開かれている。

³³ 同会合においてフック氏は、新方針について、「ベトナム社会主義法治国家の観点、目標、各省・支部・中央及び地方機関の任務を明確に定義しており、その建設・完備を継続することが重要である」旨発言し、指導委員会メンバーが新方針における司法改革任務を実行するための計画・スキームを積極的に策定することを提起した。

など、今後の動向に留意が必要である³⁴。

6 新方針の概要

上述の沿革を受けて、第13会期党中央執行委員会の第6回会議（2022年11月9日）において、新方針が採択された。以下、その概要を説明する（詳細は、本稿末尾に添付する仮和訳を参照されたい。）。

(1) 構造

冒頭で現状分析が示されている。その概要は、いわゆるドイモイ実施から35年以上、祖国建設綱領実施から30年以上経過して、共産党の指導の下に、ベトナム社会主義法治国家概念の理解が高まり、その理論も進化し、法令体系の整備状態も進んでいるが、現状でそれは十分とまでは言えない、というものである。

それを踏まえて、①マルクス・レーニン主義、ホーチミン思想、民族独立、社会主義を堅持しつつ、ベトナム社会主義法治国家の建設、完備を継続する、②国家権力は人民に属するという原則の実現と国家権力は統一でありながらそれを立法権、行政権、司法権に割り当てた上での協働と統制、③憲法及び法令の尊重の保障、社会主義教育・社会主義教育能力向上の重視及び人権尊重、④これまでの達成事項とベトナムに合致する国際経験の承継、国家と民族の利益・主権・国家の安寧・社会主義制度の擁護、⑤立法・行政・司法改革の一体化と調和、不明確な問題に対する研究、必要に応じた方針の変更・修正、という5つの観点が示されている。

それらの観点を踏まえて、2030年に向けた目標が記載されている。具体的には、共産党が社会主義法治国家完備を指導することを示した上で、人権擁護、立法・行政・司法権の国家機関へ割り当てた上での協働と統制、憲法と法令の尊重、国会の活動の刷新、民主的で法治的な行政の基礎構築、専門的で人権・社会主義の擁護に資する司法権の基礎構築、行政職員の専門性・廉潔性の向上等である。

続いて、それら目標達成のため、国家機関が実施する10の任務（詳しくは後述）を示した上で、それら任務を実施する組織として、共産党中央執行委員会政治局、各級の各委員会、国会・最高人民裁判所・最高人民検察院の党関係者、ベトナム祖国戦線、共産党中央宣伝教育委員会、同中央内政委員会を挙げている。

(2) 新方針で示された任務

以下に、掲げられた10の任務につき、それらの主要な内容を簡潔に紹介する。

ア ①ベトナム社会主義法治国家についての広報、普及、教育、認識向上

共産党が掲げる社会主義法治国家に対する正しい認識と理解を広めることを目標とする。

その前提として、注目したいのが、ベトナムの社会主義法治主義の特徴とされ

³⁴ 一例を挙げると、前記指導委員会2号計画によって国会党団に割り当てられたトピックのうち、「ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の条件を満たす立法権・行政権・司法権の行使における国家機関の間の配分・協同・抑制体制の完備」については、司法改革中央指導委員会に委ねられており、この分野に関する何らかの研究結果が発表される可能性がある。

るものが明記されていることである。それによれば、「ベトナム社会主義法治国家は、共産党の指導に基づいている。人民の、人民による、人民のための国家である。人権・市民権は憲法及び法令により公認、尊重、保障、擁護される。国家は、憲法及び法令に従って組織され、活動し、憲法及び法令によって社会を管理する。国家権力は統一であり、立法権、行政権、司法権の実施において各国家機関に理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制される。法令制度は民主的で、平等な、人道的で、十分で、同調的な、統一的な、遅滞のない、実現可能な、公開の、明白な、安定した、アクセスが容易なものであり、厳正で一貫性をもって実施される。裁判所の独立は審理の権限に従い、裁判官及び参審員は独立して法令のみに従う。国際連合憲章及び国際法令の基本原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の実施を尊重、保障し、国家－民族の利益を最も高度に保障する。」というものである。この内容で、社会主義法治国家の概念を統一的に認識することが予定されていると理解できる。

イ ②人民の主体的権利の保障、憲法及び法令への敬意、人権、市民権の尊重、保障及び擁護

国家権力の実施に当たり人民の意見、提案を受け入れて民主的なものにするとともに、過激な民主的表現、社会の安寧・秩序を害する民主の濫用を処分する。憲法と法令を重要視し、憲法とベトナム社会主義法治国家に適合する教育内容を導入すること、人権についての共産党の考え方・憲法の規定の具体化、市民の活動に関して法令をネガティブリスト的に捉えるべきこと、権利は義務と不可分で国家、組織、個人の利益を侵害できない。

ウ ③法令制度及び法令の厳正で効果的な実施体制の完備、迅速で強靱な国家発展の要請の保障の継続

法令制度の中核に合法的権利・利益の観点を取り込んで創造的刷新を行うこと、社会主義的市場経済を擁護し、グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させ、国家・社会の安寧と秩序、外交と国際統合を発展させる。立法過程において、政府の積極性・創造性、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織の役割の向上、法規範文書の中での法律の形式の使用の最大化、施行案内文書の遅滞なき発行、法規範文書の検査の強化、「集団の利益」を積極的に解する。法令普及業務の刷新、法令へのアクセス容易性の確保、法令施行の刷新と指導者の責任の明確化、人民の提案の効果的な受け入れ、法に関する組織の人的リソースの開発、公務員の能力向上、法令研究及び教育の質の向上を行う。

エ ④国会の活動の組織の刷新と質の向上の継続

国家機関における国会の最高位性の継続、国会による国家活動の監察の保障、国会議員の活動の質の向上、兼業の国会議員数の減少、有権者からの国会議員の評価の仕組の整備、国会会期数の合理的回数までの増加を行う。国会民族評議会・国会常務委員会の活動の効果向上、電子国会の構築、立法活動の根本の刷新、監察の範

囲等明確化の研究、予算実施の監察、財政・予算に関する決議の法典化を行う。

オ ⑤憲法に従った国家主席制度の良好な実施の継続

国家元首である国家主席の位置、任務、権限、役割の認識を行う。国会、政府、裁判所、検察院との関係における任務と権限の明確化のための研究を継続する。

カ ⑥政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続と人民に奉仕する、専門の、法治的、現代的、効力的、効果的な行政の基礎の構築

効果的な活動のための政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続、専門機関の組織化と数の減少、主宰機関と関連機関との協働の原則の実施、最高位の行政機関としての政府の位置・役割の発揮、現代的等の方向性に従った国家管理の刷新、人民の参加の向上、法令作成における政府の役割、権限、責任等の明確化、立法権への政府の主導的参加と密接な協働を行う。組織機構、公務及び電子行政に対する行政職員の質向上と行政改革、オンライン公務の適用、デジタル経済・デジタル社会の基礎構築、公共サービスの質の改革を行う。都市・農村等の地域に適した地方政権の完備、地方政権の階層の減少、地方に適合する地方政権モデルの構築、各級の行政部門の調整の継続とその研究、各省庁間、政府の各省庁に対する責任の確定、行政機関内の指導者の役割・責任の強化、行政のニーズに適合する人的リソースの開発、公務員制度改革、人民の満足度による行政職員への評価の指標の完備を行う。

キ ⑦専門の、現代的な、公平な、厳正で、廉潔で、祖国に奉仕し、人民に奉仕する司法の基礎の構築

人権擁護の保障、法令違反の干渉行為の防止、裁判官の独立、裁判官・参審員が法令のみに従うことの保障、訴訟制度・訴訟費用制度の改善、弱者の集団の提訴に関する規定の研究、訴訟の審級ごとの任務の明確化のための権限確定、事件立件・証拠収集における裁判合議体の権限明確化を行う。人民検察院による公訴権の行使及び司法活動の検察の良好な実施のための体制の完備、被逮捕者等への法令に基づく人権の保障、捜査機関の活動が人民検察院により取り消された場合の、捜査機関からの提案制度の完備を行う。判決執行機関制度の刷新、判決執行における人権保障、判決執行における各機関の協働の向上を行う。弁護士制度の完備、弁護士への国家管理の効力向上、社会－職業組織の自己責任の強化、司法改革と国際統合の要請に適合する弁護士集団を作るための教育の実施、法律家協会の強化を行う。法律扶助の役割とその専門性、質の向上、法律扶助に対する現代的情報技術の活用、公証・調停・仲裁・民間執行吏その他の司法の人的リソースの拡充、給与政策の刷新、裁判官の廉潔性、専門性を高める制度の刷新を行う。

ク ⑧国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進

国家権力の統一性とその立法、行政、司法機関への割当てと、その密接協働性を確認しつつ、権力の濫用に対する責任追及を行う。共産党と人民による国家権力の検査の密接な結合、人民による直接的な権力統制の制度の完備、告発等の人民の権

利の保障、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織、報道機関による権力監察の役割の拡充を行う。汚職・消極的現象防止と予防のための新制度の設立の研究・権力制御の規定の発行、汚職・消極的現象に対する厳正な処分、公務員の給与制度改革・生活向上、汚職・消極的現象を望まない廉潔な文化の構築を行う。

ケ ⑨ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請に適合する国際統合の強化・主導、新たな形式の祖国の建設と擁護

国際統合を積極的に主導するための制度の完備、独立・自主・平和等の対外路線の継続、国際連合憲章及び国際法に基づいた国家－民族の利益保障と独立・主権・領土の完全性・国家の安寧・社会主義制度の堅持、国際法のベトナム国内法化の完備、国際条約の効果的实施を行う。国際法に関する人的リソースに対する教育の効果・質の向上、外国に所在するベトナム市民の権利・利益の擁護を行う。共産党の方針・社会主義法治国家における成果・社会－経済発展・人権擁護につき対外発信を強化する。

コ ⑩ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、党の指導の強化、ベトナム祖国戦線及び人民の役割の発揮

共産党の指導方式を刷新しつつ、その全面的で統一的な指導の保障、党決議作成・発行・実施能力向上、ベトナム社会主義法治国家建設及び完備のための能力ある幹部公務員集団の構築、指導者による立法・行政・司法改革の刷新、共産党の指導の継続、共産党の方針の具体化・制度化とその検査・監察の強化を行う。「党の指導、国家管理、人民主体」及び「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」の路線の具体化・制度化、人民の主体性・積極性・創造性の発揮、人民に責任を負う共産党強化のための規定の完備、共産党及び党員が見本となって憲法及び法令の順守を行う。ベトナム社会主義法治国家建設・完備にあたり、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織がその役割を発揮し、国家権力の統制、汚職・消極的現象の防止、全民族団結強化への貢献を行う。

(3) 政治局発行の実施計画

上記の、新方針で規定された目標を達成するため、共産党中央執行委員会政治局は実施計画を発行している（2022年11月28日付計画第11-KH/TW号、以下「計画」という。）。この計画では、新方針で示された目標達成のため、国会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院等の国家機関内の党幹事会・党員集団や、党内の各委員会に対して、さらにブレイクダウンした任務を課すものであり、それら任務の達成目標時期も明記されている（詳細は、本稿末尾に添付する仮和訳を参照されたい。）。加えて、新方針、計画を受けて司法省を含めた各省庁・政府機関のより詳細な課題を示すものとして、政府の活動プログラム第77/NQ-CP号も今年5月12日付で発行された。この活動プログラムの末尾には各省・政府機関に対して作成を求める計画とその提出期限等を記載した一覧も添付されている。最高人民検察院など政府機関には含まれない国家機関も同種の活動プログラムを作成中であると思われる。

7 おわりに

以上、新方針が策定された経緯やその概要について説明した。新方針は、JICAの現行プロジェクトの活動指針であるだけでなく、ベトナムに対する今後の法整備支援の方向性を検討する上で、また、2030年、2045年までの法改正や司法制度の変革を予測する上でも有益な資料である³⁵。法整備支援に携わる日本側の関係者の皆様にとって少しでも役に立てば幸甚である³⁶。

³⁵ 提案作成指導委員会の第3回会合では、2030年までは2013年憲法下の現行体制の完成を目指す、2030年から2045年までの間には憲法改正も視野に入れて検討するとの意見があった。策定過程の議論も含めて新方針の内容を研究することが必要である。

³⁶ 末筆ながら、新方針に関する情報収集においては、プロジェクトオフィスの日越スタッフ4名（マイ・ティ・フォン、ダオ・ミン・フォン、チャン・ホアン・アイン、ドー・ゴック・アイン）に多大な貢献をしてもらった。この場を借りて感謝申し上げる。

【2023年4月27日付仮和訳】

中央執行委員会

ベトナム共産党

*

Số 27-NQ/TW

ハノイ 2022年11月9日

決議

第6回会議

第13会期党中央執行委員会

新段階におけるベトナム社会主義法治³⁷ 国家の建設及び 完備³⁸の継続について

I 一 状況

社会主義発展の過渡期におけるドイモイ実施から35年以上、国家建設綱領実施から30年以上経過し（1991年綱領、その綱領の2011年補充改正）、党の指導の下で、人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家建設事業は、重要な成果を達成した。ベトナム社会主義法治国家についての認識、理論は日に日に統一され、より十分で深淵なものになっている。法令の体系は完備された基本的段階にある。国家と社会の組織、活動において、法令の役割と法令の実施は重視されている。立法権、行政権、司法権の実施における国家機関の業務の割当て、協働及び統制は、日に日により明確になり、積極的になっている。国家組織は整合的で効力のある効果的な活動をしている。国会の活動には多くの刷新点があり、その質は向上している。大局的な管理、運営、障害の解消、発展の支援につき、政府の活動はより主体的、積極的、集中的になった。行政改革、司法改革は複数の領域にて突出した段階にある。人民裁判所、人民検察院、捜査機関、判決執行機関、司法扶助機関は引き続き整備され、活動の質は向上している。憲法の規定に従った人権、市民権³⁹は、実際に、法令による具体化、より良好な実現が継続している。直接民主及び代表民主は強化されている。ベトナム祖国戦線及び各政治-社会組織はそれぞれ刷新されている。ベトナム社会主義法治国家のモデルは「党の指導、国家管理、人民主体」という制度に従って完備と運営を止めることなく、祖国の刷新、建設及び防衛事業についての大きな成果に重大な貢献をし、歴史的意義を有する。

しかし、ベトナム社会主義法治国家建設事業は依然として制限され、不十分さが残

³⁷ 「ベトナム社会主義法治国家」の原文は「Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam」である。「法治」とは多義的な表現であるが、ベトナムにおける「法治（pháp quyền）」の意味するところは、本稿の「IV」の「1」の第一段落部分を参照されたい。

³⁸ 「完備」の原文は「hoàn thiện」（直訳は「完善」）であり、完璧なものにする、完全なものにする、という意味がある。

³⁹ 「市民権」の原文は「quyền công dân」（直訳は「公民権」）である。

り、新たな状況における国家の発展、管理及び防衛の要請にまだ適合していない。理論と実践のいくつかの問題は十分に説得的に解明されていない。国家機構、法令の体系にはいくつか不十分のところがあ、実際の要請にまだ適合していない。国家権力はまだ効果的に統制されておらず、権力統制制度はまだ完備されていない。ベトナム祖国戦線、各政治-社会組織及び人民の監察の役割はまだ強力に発揮されていない。幹部、公務員、党員及び人民の法令執行の意識はまだ厳正ではない。行政改革、司法改革は国土発展の要請にまだ適合していない。

上記の制限、不十分さの主要な原因は次のとおりである。ベトナム社会主義法治国家の建設は、大きな、複雑な、長期間にわたる問題である。実践の総括、理論の研究、完備は、まだ適切な関心を持たれていない。ベトナム社会主義法治国家建設についての方針・任務の実施における、党の委員会・党の組織・政権の政治的決心、領導・指導業務は、提起されている要請にまだ合致していない。

II - 観点

1. マルクス・レーニン主義、ホーチミン思想を堅持し、運用及び創造的発展をする。民族独立及び社会主義という目標を堅持する。党の指導、政権把握の刷新及び保障の筋道を堅持する。党の指導・国会の管理及び主体である人民の間、国家・市場及び社会の関係、民主社会主義⁴⁰の実行と法制の強化、社会的規範の保障の関係、これらの大きな関係をよく理解して処理する。党の指導の下での、人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家の建設、完備を継続することは、政治的刷新の核心的任務である。建設、整理業務の総体において、党と政治制度を常に清らかで力強いものにしなければならない。全民族の団結を力強く発揮し、政治制度全体に高度の決心、大きな努力、激しく、辛抱強く、効果的な活動を介入させる。人民を豊かにし、国を強くし、民主的で、公平で、文明的であるという目標の下、祖国建設及び防衛業務の勝利を実現する。
2. 国家権力の全てが人民に属するという原則を一貫して実現し、ベトナム社会主義法治国家における人民の主体的権利⁴¹を発揮する。国家権力は統一的なものであり、人民の監察の下での立法、行政、司法権の実施において、国会機関の間で理路整然とした業務割り当て、緊密な協働、効果的な統制を行う。
3. 憲法及び法令尊重を保障する。ベトナム社会主義法治国家は憲法及び法令に従って活動し、憲法及び法令によって社会を管理し、同時に社会主義教育、社会主義教育能力の向上を重視する。党の方針、路線の遅滞なき、十分な制度化⁴²及び実施をする。人は国土発展の中心であり、目標であり、主体であり、動力である。国は人権、市民権を尊重し、保障し、擁護する。

⁴⁰ 「民主社会主義」の原文は「dân chủ xã hội chủ nghĩa」である。

⁴¹ 「主体的権利」の原文は「quyền làm chủ」で、JICAベトナム六法収録の2013年憲法第3条では「主人権」と訳されている。

⁴² 「制度化」の原文は、「thể chế hóa」（直訳は「体制化」）である。

4. 国土の実践と時代の発展の趨勢を重視して、これまでの達成を承継し、ベトナムに合致する国際経験を選択的に引き継ぐ。民族と時代を、国家と国際を力強く結びつける。国家－民族の最優先の利益を保障し、確固たる独立、主権、統一、国土の完全性、国家の安寧、社会主義制度を擁護する。
5. 立法の刷新、行政改革、司法改革相互の全体性、同時性、関係性を保障する。承継・安定と刷新・発展の2つの流れを調和的に結合する。重心⁴³、重点を緊急に、厳格かつ明朗に、一貫して進行し、歩みを確固たるものとする。いくつかの問題は実際に要請され、明確で、実際に正しいことが証明されているので断固として実施されている。いくつかの問題はまだ明確でなく、相互に異なる意見が残っているので、権限を有する機関が許可を求める場合には引き続き研究、総括の実践、実施を行う。実施済みの方針が適合しない場合は、遅滞なく変更、修正を研究する。

Ⅲ－目標、重心

1. 目標

1.1. 概括的目標

人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家の完備は、ベトナム共産党の指導によるものである。法令制度の完備は厳正に一貫として実施される。憲法及び法令に敬意を払い、人権、市民権の効果を尊重、保障、擁護する。国家権力は統一的で、理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制する。行政、司法の基礎的土台は専門的で、法治的、現代的である。国家機構は均整が取れ、清らかで、その活動は効力があり、効果的である。幹部、公務員、行政職員の集団は資質、能力、専門性、廉潔性が十分である。国家管理は現代的で効果的である。迅速で強靱な国土発展の要請に適合的であり、2045年に向けた社会主義の方向性に従って国家が発展し、高い収入を得る。

1.2. 2030年に向けた具体的目標

—人民の主体的権利の保障制度の基礎の完備を行い、人権、市民権の保障と擁護を行う。憲法と法令に敬意を払い、社会における主体に対応する標準となる。法令制度を民主的で、平等で、人道的で、十分で、同調的で、統一的で、遅滞なく、実現可能で、公開の、明白で、安定した、アクセスが容易で、創造的刷新、強靱な発展をして、厳正で一貫性のある法令の実施制度への道を開くものとする。立法権、行政権、司法権の実施における国家機関の間の割り当て、協働、統制の制度を完備し、国家権力の統一性を保障し、効果を統制する。

—国会の活動の刷新と質の向上を継続する。憲法の規定に従って、国会が人民の最高の代表機関、最高の国家権力機関であることを実際に保障し、職務、任務の実施効果を向上させる。

⁴³ 「重心」の原文は「Trong tâm」である。重要な点との意味と推測される。

—人民に奉仕する国家行政の基礎的土台の建設の基本を、民主的で、法治的で、専門的で、現代的で、強靱な、公開の、明白なものとして完成する。政府は国家行政の最高機関であり、行政を執行して、国会の執行機関であることを保障する。中央と地方の間の合理的な階級、権利の割り当てをする。地方政権の機構組織の完備を基礎付ける。

—司法権の基礎的土台の建設の基本を、専門的で、現代的で、公平な、厳正な、廉潔な、祖国への奉仕、人民への奉仕、公理の擁護、人権・市民権の擁護、社会主義の擁護、国家の利益の擁護、組織・個人の合法的で正当な権利・利益の擁護にかなうものとして完成する。

—国家機構を均整のとれたものとし、その活動を効力があり、効果的なものとする。幹部、公務員、行政職員の集団は資質、能力、専門性、廉潔性、公平性、無私性が十分である。

2. 重心

—法令制度及び法令実施制度を厳正で一貫的なものに完備する。憲法及び法令に敬意を払うことを保障する。法令に関する人的リソースの質を高める。

—国家権力統制制度を完備し、汚職・消極的現象の防止を十分に強力なものとする。行政改革を十分に強力なものとすることを継続し、国家機構が実施能力を高めるにあたり、組織、個人の職務、任務、権限の階層、割り当てを明確にすることを強化する。

—司法改革を十分に強力なものとして、審理権限に従った裁判所の独立、裁判官、参審員が独立して法令のみに従うことを保障する。

IV—任務及び解決法

1. ベトナム社会主義法治主義国家についての広報、普及、教育、認識向上の強化

—ベトナム社会主義法治国家についての理論体系の実践の総括、研究、構築及び完備を強化する。ベトナム社会主義法治国家の特徴に関する認識を、以下のように統一する。「ベトナム社会主義法治国家は、共産党の指導に基づいている。人民の、人民による、人民のための国家である。人権・市民権は憲法及び法令により公認、尊重、保障、擁護される。国家は、憲法及び法令に従って組織され、活動し、憲法及び法令によって社会を管理する。国家権力は統一であり、立法権、行政権、司法権の実施において各国家機関に理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制される。法令制度は民主的で、平等な、人道的で、十分で、同調的な、統一的な、遅滞のない、実現可能な、公開の、明白な、安定した、アクセスが容易なものであり、厳正で一貫性をもって実施される。裁判所の独立は審理の権限に従い、裁判官及び参審員は独立して法令のみに従う。国際連合憲章及び国際法令の基本原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の実施を尊重、保障し、国家—民族の利益を最も高度

に保障する。」⁴⁴

—憲法及び法令について、ベトナム社会主義法治国家について、幹部、党員、人民に対して認識を高める宣伝、普及、教育を強化し、新段階においても引き続きベトナム社会主義法治国家を建設し、完備する任務を要請する。社会主義法治国家の建設及び完備は深淵で貫徹されるべきもので、それは政治制度刷新の重要な任務である。民主社会主義と社会主義的傾向のある市場経済の発展を、歩調を合わせて進行する。

2. 人民の主体的権利の保障、憲法及び法令への敬意、人権、市民権の尊重、保障及び擁護

—直接民主、代表民主、特に一般の私的な場所における民主により、人民の十分な国家権力実施を制度化し、正しく、効果的に実施する。法令規定の完備の実施及び研究の総括は、人民の直接民主の形式をより良好に発揮する方向に従う。一般の私的な問題、地方及び国家の問題について人民が討論に参加し、国家機関に提案する権利実現を保障する。人民の意見、提案、考察、不服申立て、告発の受け入れ、処理、解決、回答にあたり、公開、明白なものにする。人民にふさわしい人物を選択するために選挙制度を刷新する。外国に住んでいるベトナム市民の投票を研究し、選挙ができない場合を明確にする。民主を発揮して規律、規範についての法制度、社会道徳及び市民の責任を強化して、過激な民主的表現、形式的な民主的表現と断固として戦う。国家の利益、組織、個人の合法的権利・利益を侵害し、国家の安寧、社会の秩序、安全を侵害するあらゆる民主の濫用行為を厳格に処分する。

—政治制度及び社会全体において憲法及び法令に敬意を払う意識と生き方を作る。憲法及びベトナム社会主義法治国家に適合する内容を国民教育制度の養成課程に導入する。憲法、法令の実施において幹部、党員、公務員、行政職員の責任意識、能力を向上する。憲法擁護の権利と責任を十分に実施する体制を具体化し、建設する。

—人権、市民の基本的権利義務に関する党の観点、方針及び憲法の規定の遅滞なき、十分な制度化、具体化を継続する。ベトナムが加盟済みの人権に関する国際条約を国内法化する。人権、市民権の尊重、保障、擁護における、国家機関の責任を明確に確定する。市民は法令が禁止していないもの全てを行うことができるという原則を実施する。市民権は市民の義務と分離できず、人権、市民権の実施は国家－民族の利益、組織、個人の合法的権利・利益を侵害することができない。

3. 法令制度及び法令の厳正で効果的な実施体制の完備、迅速で強靱な国家発展の要請の保障の継続

—民主的で、公平で、人道的で、十分で、遅滞のない、同調的で、統一的で、公開の、明白な、安定した、実施可能な、アクセスの容易な、社会関係の十分な調整可能性のある法令制度を構築し、人民、組織、企業の合法的で正当な権利利益を中核に取り込み、創造的刷新を促進する。あらゆる領域の法令制度の完備に集中し、困難、紛

⁴⁴ 「」（カギカッコの表記）は原文にはなく、理解を容易にするため仮和訳者が挿入した。

糾を遅滞なく解決し、国土の迅速で強靱な発展のために、あらゆる潜在力及び原動力を発揮し、新たな動力を創造する。特に、国家機構及び政治制度の実施、活動についての法令を完全なものにする。人権、市民権について民主的なものとし、社会主義傾向のある市場経済体制、国家と市場及び社会の新たな関係を保障し、擁護する。教育－道徳、科学及び工業を発展させる。人的リソースを開発し、人材を引き付けて活用する。文化、情報、広報、スポーツ、医療、社会の安定、環境保護、気候変動への適応を発展させる。グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させる。司法、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、外交と国際統合を発展させる。

一法令の作成過程を刷新・完備し、専門・研究を遅滞なく、実現可能性をもって、効果的に保障することを継続する。政策形成過程をより明確に規定し、立法及び法的文書作成過程をより明確に定める。立法過程における主体、特に政府の躍動性、創造性、積極性、役割、責任を発揮する。法令作成に参加するベトナム祖国戦線、各政治－社会組織、人民、専門家、研究者の役割を発揮する。法規範文書草案に対する人民の意見の解明、受領につき社会的に評価する制度を完備する。国会と政府間、各省間、中央と地方間の同調性、遅滞のなさを保障する。法令源を多様化し、法典⁴⁵を高度化かつ重視し、法規範文書体系における文書の簡略化、階層、種類の削減をする。法規範文書発行権限のある機関を正しく、明確に確定し、法規範文書発行のため国会常務委員会の法令⁴⁶の形式の使用を最小限にする。国会の決定権限に属する国家の重要問題につき法律の形式の使用を最大化する。具体的で直接的効力を持つ法典の作成を強化する。安定性を欠く法律があり、詳細を規定する施行案内文書の発行が遅れる状況を是正する。法令に違反する法規範文書の検査、監察、処理を強化する。法令作成過程において、指導者が規律、規範、責任、特に「集団の利益」を断固として積極的に支える責任を強化する。

一法令普及、法令教育業務の刷新を継続する。人民及び企業が容易に法令にアクセスできるように法的サービス、法的扶助・支援のネットワークを構築し、それら能力を高める。法令施行の仕組みを刷新し、法令の作成と施行を強固に結び付け、法令が公平に、厳正に、一貫性をもって、遅滞なく、効果的に実施されることを保障する。法令施行についての組織、個人の責任、特に指導者の責任を明確に確定する。法令の解釈に関する規定⁴⁷を完備する。法令違反行為を厳正に、遅滞なく監察、検査、発見及び処分することを強化する。人民の不可欠な利益に関連する重要な領域における法令施行を強化する。人民、企業の提案・考察を遅滞なく、効果的に受領し、処理する仕組みを完備する。

一法令に関する人的資源を開発し、法令作成及び法令実施の方式、方法を現代化す

⁴⁵ 「法典」の原文は *đạo luật*。

⁴⁶ 「国会常務委員会の法令」の原文は *pháp lệnh* である。ベトナム六法収録「2015年法規範文書発行法」の同法第4条3項に関する脚注9参照。 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf

⁴⁷ 「解釈」の原文は「*giải thích*」である。日本語で言うところの「解釈」の意味を含み、これまでも「解釈」と訳されてきたが、「*giải thích*」には日本語の「解釈」より広い意味がある（例えば、日本語で言うところの「説明」というのが仮和訳者の私見である）。

る。法制組織、法令業務組織の健全化を強固に行う。法令の作成及び施行に携わる幹部、公務員の政治的能力、程度、実力を高める。法的研究を発展させ、法令の研究及び教育の場の質を高める。投資資源の保障及び増強に適合する仕組みを持ち、法令作成及び施行の経費を効果的に分配、使用する仕組みを刷新する。

4. 国会の活動の組織の刷新と質の向上の継続

—国会を人民、人民の意思と希望に沿った代表による最高位の代表機関、最高位の国家権力機関であるという事実を継続する。組織及び活動において、民主的、法治、現代的、専門的、科学的、公開性、明白性、効果的という性質を発揮し、国会が国土の重要な問題につき立法、決定する職務を良好に実現し、国家の活動を最高度に監察することを保障する。

—国会議員の中心的役割を高める。国会議員の活動の質、効果を高め、その基準、仕組みを保障する。専門の国会議員数を合理的な数に増やし、行政、司法機関で業務をする議員数を減らす。国会議員の責任を選挙区と有権者に関連付ける。国会議員の有権者との接触の内容、方式を力強く刷新する。有権者の監察の仕組み及び国会議員に対する評価の仕組み、方式、指標を完備する。国会議員が自らの中心的役割を良好に実施するための条件を保障する。

—国会の会期数の合理的な回数を増やす研究の方向に従って、国会の組織、活動を刷新することを継続する。憲法が規定する国会常務委員会の職務、任務を良好に実施するためにその組織を検査し、活動の効果を高める。理路整然、主導的、責任、専門性の深化、機敏という方向に従って、国会の民族評議会、国会常務委員会に属する各機関の位置、役割を高め、組織を検査し、活動能力を高める。国会事務総長、国会事務局の制度を完備する。電子国会を構築する。

—立法活動の根本を刷新し、質、効果を高めて憲法及び法令による国家管理を保障し、国際統合の要請に適合することを継続する。

—国会の最高位の監察の実践的な範囲、対象、方法、方式を明確に確定する研究を継続する。法規範文書の質問、解説、監察の活動の質を高める。監視、検討、監察の後の提案の実施促進を重視する。国会信任投票を厳格に実施する。

—実質を保障する国家予算に関する決定規定を刷新して、予算の実施を監察し、財政、予算に関する決議を段階的に法典に変更する。

5. 憲法に従った国家主席制度の良好な実施の継続

国家元首である国家主席の位置、権限、任務を正しく、十分に、深く認識する。武装勢力を指導する役割における国家主席の任務と権限、国内外の活動において、そして憲法の規定に従った国会、政府、人民裁判所、人民検察院との関係における国防安寧評議会主席の任務と権限をより明確にするための研究を継続する。

6. 政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続と人民に奉仕する、専門の、法治的で、現代的で、効力的、効果的な行政の基礎の構築

—均整がとれた効果的な活動という方向に従って、政府、地方政権の組織及び活動

の刷新を継続する。既存の省、専門機関を組織する。各省、省同格機関及び省級、県級の人民委員会に所属する専門機関を合理的な数に減らす。大局的な管理及び政策形成における政府の構成員である省の大臣の役割を強化し、その責任を高める。主宰する一つの機関に対して具体的に指導し、主要な責任を負い、関連機関は協働して実施するという原則を実施する。指導者の責任を明確に確定することに関連して、部門間の調整の仕組みを段階的に廃止する。政府は最高位の国家行政機関として行政権を行使し、国会の執行機関であるという位置、役割を十分に発揮する。主導、創造、集中を高め、大局的管理、政策・法令・戦略・企画・計画の作成、検査・監察の手段、行政の根本の統一・統率、規律・規範の性質の保障を行う。現代的で、効力のある、効果的な、開発管理の集中という方向性に従って国家管理を刷新する。憲法及び法令に敬意を払うことを保障し、明白性、説明責任を高め、人民の参加を高める。

—法令作成における政府の位置、役割、権限、責任を明確に確定して、それを実施し、政策対応能力を高める。国家行政の根本及び立法権の実施への政府の主導的な参加を保障し、密接に協働し、統制を強化する。

—行政の根本を人民への奉仕、民主的な、法治、専門で、現代的な、科学的な、廉潔な、明白なものに構築し、人民、企業に利益となる環境を創造する。3つの主要な柱である、組織機構、公務・公職、電子行政及びデジタルへの変換に対する幹部、公務員、行政職員の質向上に重点を置きながら、行政改革の強化を継続する。行政手続を簡略化し、人民及び企業にとって不要で迷惑を惹起し、強靱な競争を阻害するいくつかの手続を廃止する。オンライン公務サービスの効果を適用する。デジタル経済、デジタル政府、デジタル社会の基礎を構築する。公共財産管理、公共サービスの質の改革を行い、効果を高めることを継続する。理路整然とした方向に従って効率業務部門を再調整して、質、効果的活動を保障する。

—地方政権を各地方の都市、農村、山間部、島しょ部、特別行政－経済地域に適合する組織にすることを完備する。地方に適合する政権の階層を減らす。各地域、経済区の発展の要請に関連付けながら、それぞれの地方に適合する地方政権のモデルを構築する。

—県級、社級の行政部門の調整を継続する。省級の行政部門が国家的行政部門及びそれぞれの地方の全体企画と適合する調整を研究する。地域の発展、地域の強靱な連結を促進し、経済－社会発展の要請に適合して、国防、国土の安寧を保障する特殊な仕組み、体制、政策を作成する。

—科学的、合理的に階層を分けて、分権を促進し、地方及び各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）の法令実施についての人的リソース、能力の保障と関連付けながら、その責任能力を高める。検査、監察を強化する。政府の統一的管理を保障し、主導、創造的役割を発揮して、地方及び各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）は自己責任を負う。政府の各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）に対する責任、各省（※*ministry*

ryこと、provinceではない)間の責任、政府・各省(※ministryのこと、provinceではない)と地方政権の間の責任を明確に確定する。職務、任務、権限が交錯する状況を徹底的に是正する。国家行政機関内における個人と集団の間の責任を明確に分けて定め、個人、特に指導者の役割、責任を強化する。

—国家行政の根本的要請に適合する人的リソースの全面的開発及び質の向上、公務・公職員の制度の力強い改革、幹部・公務員・行政職員の職名の基準、業務の位置、業務の基準、具体的成果及び人民・企業の満足度による任務実施の結果における評価の指標の完備に集中する。

7. 専門の、現代的な、公平な、厳正で、廉潔で、祖国に奉仕し、人民に奉仕する司法の基礎の構築

—司法に関連する政策、法令を完備し、人権、市民権の尊重及び擁護を保障する。法令に反して干渉する行為を防止、阻止、処分する仕組みを司法活動内で完備する。審理権限に従った裁判所の独立、裁判官、参審員が独立して法令のみに従うことを保障する。

—裁判を中心とし、争訟を突破の手段とする司法訴訟制度を構築する。民主的で、公平な、法治、現代的な、厳正で、アクセスが容易な司法訴訟を保障する。人権、市民権を保障及び擁護する。司法訴訟手続の均整がとれた結果を適用する。司法訴訟費用の方式を司法訴訟の方式と結合⁴⁸する。人民が裁判所で裁判に参加する仕組みを刷新し、その効果を高める。民事権の主体が弱者の集団である場合、又は公共の利益に関連するが提訴をするものがない場合、民事事件の提訴についての法令の規定の完備の実施、研究を総括する。

—各級の裁判所間の行政関係の状況を是正するための仕組みを完備し、各級の裁判所間の独立、及び裁判の際の裁判官、参審員の独立を保障する。第一審、控訴審、判決の再検討、監督審の手続に従った決定、再審における任務を明確に分けて規定する。電子裁判を構築する。十分に、正しく司法権を実施するため、裁判所の権限を確定する。行政違反、人権、市民権に関連する問題がある決定の裁判において裁判所の権限を大きくする。裁判所における事件の立件を検討する場合、裁判活動において裁判所が証拠収集する場合の裁判合議体の権限が明確になるように研究する。

—人民検察院が公訴権の行使及び司法活動の検察という職務を良好に実施するための体制を完備する。捜査活動における責任を強化し、公訴権の行使に対する内部統制を強化し、裁判官、参審員が独立しており、法令のみに従うという原則に適合するように裁判活動を検察する仕組みを完備する。

—均整の取れた、専門の、質の高い、効力のある、効果的な、任務が与えられた理由とその任務内容に適合するという方向性及び被逮捕者、被暫定留置人、被勾留者に対する法令に基づく人権・市民権の保障という方向性に従って、捜査機関及び捜査活

⁴⁸ 「結合」の原文は kết hợp である。

動進行の任務を与えられた機関の職務・任務の精査・調整・完備を継続する。捜査機関の制度の完備を研究する。捜査機関の訴訟命令及び決定が検察院によって取り消され、又は法律の規定に反して不承認となった場合に、捜査機関が検討、解決を提案する制度の完備を研究する。

—判決執行機関制度の組織及び活動の刷新を継続する。コミュニティにおける犯罪者の教育管理・更生、刑事判決執行者の管理・監察・教育の業務の効果をより一層高める方向に従って、刑事判決執行制度を完備する。法令の規定に従って、判決執行者に対する人権・市民権をより良好に保障し、擁護する。時間、費用を節約する方向に従って、民事、行政判決執行の質、効果を高める制度を完備する。刑事、民事、行政判決執行において各機関の協働効果を高める。適切な保障制度及び実施手順に基づき、民事判決執行活動を社会化することを実施する。

—弁護士及び弁護士職についての制度を完備し、弁護士が法令の規定に従って権利、義務、責任を良好に実施できるように保障する。弁護士に対する国家管理の効力、効果、及び社会－職業組織の自己責任を強化し、弁護士職の活動における規律、規範を強化する。強固な政治的实力、純潔な職業道徳、法律への精通、優れた職業、外国語スキルを備え、司法改革と国際統合の要請に適合する弁護士集団の活動の教育、増強、構築及び発展を強化する。法令が規定する正しい任務の実施にあたり、あらゆる階層での法律家協会⁴⁹を強化し、法律家協会の構成員の役割、責任を高める。

—公証、調停、仲裁、民間執行吏、司法鑑定分野を社会化し、発展させるための人的リソースを動員する制度の完備を継続する。公証、調停、仲裁、民間執行吏、司法鑑定の職業集団を構築し、専門的活動とその質、法令の遵守、職業道徳基準、社会のニーズに対する良好な適合性を保障する。

—法律扶助、特に司法訴訟活動における法律扶助の役割、専門性及び質を高める。法律扶助制度における情報技術活用を現代化し、強化する。国土の条件に適合するように、法律扶助の対象を広く理解する。

—司法の人的リソースの量を開発しつつ、その質を保障し、合理的制度とする。司法の人的リソース養成の質を高め、法学修得者の養成の場所を合理的に精査し、調整する。専門業務、政治的力量、道徳の質、職業責任、法令・経済・社会に対する見識及び司法に関する職種・リソースごとに実際に行った経験に関する基準を明確に確定する。司法職の任命のため、リソースは広くとり、採用制度の実施を促進する。給与の政策・制度、任命期間を刷新し、司法幹部集団、特に裁判官集団が安心して業務を行い、廉潔で、公平な心を持ち、専門的であり、新たな状況における任務の要請に適合する制度を刷新する。

8. 国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進

—国家権力制度を完備し、立法、行政、司法権の実施における各国家機関ごとの具

⁴⁹ 「法律家協会」の原文は *hội luật gia* である。

体的役割、位置、任務、権限をより明確に確定し、各国家機関を関係づける。国家権力は統一で、それぞれの機関において、及び各国家機関の間、中央と地方の間、各地方政権の間、政権の一つの階層における各機関の間で、任務が理路整然と割り当てられ、密接に協働することを保障する。立法権、司法権を行使する機関の統制において法施行機関の権限、責任をより明確に規定する。立法権、行政権を行使する機関の統制における司法機関の権限、責任をより明確に規定する。制度的に、あらゆる権力は緊密に統制され、責任によって拘束されなければならない、権力はその責任となり、権力が大きいほど責任も大きい。権力の濫用、悪用は責任追及されて処分をされなければならない。権力の統制は、国家及び幹部、公務員、行政職員の活動における規律、規範と密接に関連付けられる。

— 党、人民による国家権力の検査、監察、統制の制度の効果を密接に結合する。国家機関における民主集中、解説の責任、公開、明白の原則を十分に実施する。党の検査機関、党の助言・参謀機関、国家の調査・監査機関の活動の効果の刷新、向上を継続する。人民が直接に国家権力を統制できるような制度を完備し、情報にアクセスする権利、提案・考察・不服申立て・告発をする権利及び憲法、法律に従った人民の他の権利を保障する。国家権力の監察、統制におけるベトナム祖国戦線、各政治-社会組織、団体及び各報道機関の役割をより多く発揮する。

— 断固として、粘り強く汚職・消極的現象を阻止し、撃退する。権力を制御し、汚職・消極的現象を防止する新たな制度設立を研究する。調査、検査、監査、捜査、起訴、裁判、判決執行において、加えて立法及び財政、公共財産使用の業務において、汚職・消極的現象を防止するため、権力制御についての規定を発行する。汚職・消極的現象ができないように厳格に予防する制度をつくる。汚職・消極的現象ができないように、汚職・消極的現象を発見して、遅滞なく厳正に処分する。幹部、公務員、行政職員の給与改革、生活向上を促進する。汚職・消極的現象を必要とせず、望まない廉潔な、節約の文化をつくる。

9. ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請に適合する国際統合の強化・主導、新たな形式の祖国の建設と擁護

— 全面的に、広く深く、実質的で、効果的な国際統合を積極的に主導するための制度を完備し、独立、自主、平和、友好、協力及び発展という対外路線を一貫して実施することを継続する。国際連合憲章及び国際法の原則に基づき、国家-民族の利益を最高に保障する。独立、主権、統一、領土の完全性、国家の安寧、社会主義制度を堅持する。国際、地域での多面的で秩序のある制度の建設、定型化への参加・提供を主導する。ベトナム法令と国際法との関係をつなぐことを調整する法令を完備する。ベトナムと他国との間の権限及び法令についての衝突の効果を解決して、個人・組織・ベトナム国家機関の合法的で正当な権利利益を良好に保障する。関連を有する機関、組織の制度及びその能力向上を完備し、ベトナムが締結又は加盟済みの国際誓約、条約を十分に、効果的に実施する。

—国際法令協力の人的リソース教育の効果、質を高める。国際法令制度において、ベトナムの法令専門家の参加を促進する制度を構築する。外国に所在するベトナムの市民、法人の合法的で正当な権利利益の保護、擁護についての法制度を完備する。

—党の方針・路線、国家の政策・法令、社会主義法治国家建設における成果、ベトナムの社会—経済発展、人権・市民権の保障と擁護について対外的情報発信業務を増強する。

10. ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、党の指導の強化、ベトナム祖国戦線及び人民の役割の発揮

—国家の管理、調整において、党の指導方式の刷新、党の全面的で統一的な指導の保障、責任、主導性、創造性、効力、効果の発揮を継続する。党の決議の作成、発行及び実施の刷新、質の向上を継続する。指導者が組織機構を構築し、各階層の、十分な資質、能力及び威信のある、ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請、任務に適合する幹部・公務員の集団の構築を強化する。幹部、党員、特に指導者が模範の役割を發揮する。指導者が立法、行政改革及び司法改革を刷新し、その質を高めることを重視する。具体的規制、規定の発行・修正・補充、それを公開して幹部・党員及び人民からその実施の監察を受けることを通じて、党の指導方式の具体化を継続する。党の方針、路線の具体化、制度化とその実施の検査、監察を強化する。十分でなく、厳正でなく、効果的でない実施状況を徹底的に是正する。

—「党の指導、国家管理、人民主体」及び「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」の路線の具体化、制度化、完備、良好な実施を継続する。党のあらゆる方針・路線、国家の政策・法令は人民の利益と幸福のためのものであり、人民の主体権、積極・創造性を十分に發揮する。党と廉潔で強靱な政治制度建設に参加する人民の役割を發揮するための制度を完備し、人民、人民への奉仕と密接に関連して、その決定につき人民に対して責任を負う党を強化し保障するための具体的規定を完備する。党の組織及び党員が、憲法と法令の枠組み内で活動し、見本となって憲法と法令を順守することを保障する。

—ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、ベトナム祖国戦線、政治—社会組織、団体の機構・活動制度の刷新、それらの役割の十分で効果的な発揮を継続する。ベトナム祖国戦線、政治—社会組織が、人民の主体権の発揮、党・国家への監察と社会的評価、党・国家の建設、国家権力の統制、汚職・消極的現象の防止、祖国建設及び擁護における全民族の団結の威力強化への貢献について、中核的役割を良好に実施するための制度を構築し、完備する。

V—実施組織

1. 政治局は決議実施計画を発行する。指導者は、ベトナム社会主義法治国家建設、完備に関して政治制度及び社会全体の認識、活動において同調して遅滞なく、効果的に展開して、力強く前進する。

2. 省の委員会、市の委員会、党の委員会、党幹事会⁵⁰、党員集団⁵¹、中央に直属する党の委員会は研究し、協力し、貫徹して、決議実施の方針、計画及び組織を作成する。
3. 国会の党員集団、政府の党幹事会、最高人民裁判所の党幹事会、最高人民検察院の党幹事会は、関連を有する法令文書の修正、補充の精査、同調性、統一性の保障、ベトナム社会主義法治国家建設任務実施及び決議実施監察のための法的基盤の作成を指導する。
4. ベトナム祖国戦線及び政治－社会組織は監察、社会的評価業務を行うことを強化し、各階層の人民が積極的にベトナム社会主義法治国家建設及び決議実施の監察に参加することを促進する。
5. 中央宣伝教育委員会は、政治局と書記局を支援し、決議の研究、学習、貫徹、宣伝、普及を組織して、報道機関に対するベトナム社会主義法治国家と決議の実施過程についての宣伝の強化を指導することを自ら主宰し、中央内政委員会と協働する。
6. 中央内政委員会は、常時、決議実施を督促、案内、検査、監察して、定期的に評価、総括して政治局と書記局に報告することを自ら主宰し、関連する機関と協働する。

中央執行委員会

(署名済み)

グエン・フー・チョン

⁵⁰ 「党幹事会」の原文は ban cán sự đảng である。

⁵¹ 「党員集団」の原文は đảng đoàn である。

【2023年4月28日付仮和訳】

中央執行委員会

ベトナム共産党

番号: 11-KH/TW

ハノイ 2022年11月28日

計画

新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設及び 完備に関する第13会期党中央執行委員会第6回会議決議の実施

新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設及び完備に関する第13会期共産党中央執行委員会第6回会議の、2022年11月9日付決議、番号27-NQ/TW（以下、27号決議という）の実施にあたり、政治局は以下のような実施計画を発行する。

I 目的、要請

- 27号決議の実施における党委員会、党組織、機関、組織、幹部、党員及び人民の政治的認識、決心、責任を高め、ベトナム社会主義法治国家の建設及び完備における積極的前進を創造する。
- 省の党委員会、市の党委員会、党委員会、党幹事会⁵²、党員集団⁵³、中央直轄の党委員会は、27号決議及び政治局の計画に基づき、自らが主導的に方針、提案、計画を作成する機関、部局、地方の機能、任務、権限及び実際の要請を踏まえて、決議を実施する。
- 27号決議の強力な、全面的で、同調的で、効力的で、効果的な実施の指導；実施展開の任務、解法、計画及び責任の割り当ての具体化；目標、任務、解法の勝利実現のために資源を起動し、効果的使用をすることに集中する。

II 決議貫徹の業務及び実施計画の展開

- 政治局は、27号決議及び決議実施計画を研究、学習、貫徹する全国幹部会議を組織する（2022年12月）。
- 中央宣伝教育委員会⁵⁴は、各級の委員会が27号決議及び決議実施計画を研究、学習、貫徹する案内を主宰し、関連機関と協働する；報道機関が決議の内容及び実施結果の広報を強化することを指導する（2022年12月中に完了して、常時実施を指導する）。
- 党の政治局員・書記局員・中央執行委員の同志、省・市の党委員会・党員集団の書

⁵² 「党幹事会」の原文は ban cán sự đảng である。

⁵³ 「党員集団」の原文は đảng đoàn である。

⁵⁴ 「中央宣伝教育委員会」の原文は Ban Tuyên giáo Trung ương である。

記、党幹事会・中央直轄の党委員会は、地方、機関、部局の実際の条件に適合する担当範囲において、27号決議の研究、学習、貫徹及び決議実施計画、方針の作成を指導する責任を負う（2023年1月中に完了する）。

Ⅲ－重心的任務

中央から末端までの党委員会、党組織、国家機関、ベトナム祖国戦線及び政治－社会組織は、以下の重心的任務実施の領導、指導に集中する。

1. 27号決議実施の計画、方針を作成する；計画、方針の実施過程を、常時、検査し、監察し、進展を促す。
2. 幹部、党員及び人民に対する、憲法及び法令、新段階におけるベトナム社会主義法治主義国家についての認識の向上及びその継続的建設、完備の要請についての宣伝、普及、教育を強化する。幹部・党員・公務員及び社会全体において、憲法及び法令の意識及びそれを尊重する生活様式の醸成を粘り強く行う。
3. ベトナム社会主義法治国家建設、完備に関して、党の方針、道程を十分に、遅滞なく体制化する。汚職・消極的現象の防止を強化する。厳正で、効果的で、迅速な国土発展の要請を保障する、強靱な法令制度及び法令実施機構を完備する。国会、人民評議会の活動の効果の向上及び刷新を継続する。政府、地方政権の活動の効果の向上及び刷新を継続する。司法の土台を専門的で、現代的な、公平で、厳正な、廉潔で、祖国・人民に奉仕するものにする。
4. 人民が直接民主、代表民主、特に草の根民主主義によって、国家権力を実施するメカニズムを十分に体制化し、効果的に実施する。人権、市民権に関する党の方針・観点、憲法の規定の体制化、具体化及び質の高い実施を継続する。

Ⅳ－具体的任務

1. 国会の党員集団

—国会の活動の質の刷新及び向上の直接的指導、立法機能の質の高い実施、国家の重要問題の決定、国家の活動に対する最高位の監察を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—全ての分野における法令制度の助言、指導、完備を主宰し、政府の党幹事会及び関連機関と協働する。特に、国家機構の組織、活動に関する法令及び政治制度を完備する；民主性を発揮し、人権、市民権を保障、擁護する；社会主義的方向性を持った市場経済体制を、国会、市場及び社会の間で関係づける；科学、技術の教育－育成を発展させる；人的リソースを開発し、人材を引き付け、活用する；文化、情報、広報、運動、医学、社会の安定、環境保護、気候変動に対応する；グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させる；司法、国防、国家安寧、社会の安全・秩序を発展させる；外交と国際統合を発展させる（常時実施する）。

—法令作成作業において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止、集団・局所的利

益に関して規定する政治局に助言する（2023年中に完了する）。

— 専門の、科学的な、遅滞のない、実施可能性のある、効果的な法令作成過程の刷新、完備に関する提案作成を指導することを主宰し、政府の党幹事会と協働する。（2024年中に完了する）。

— 国会及び国会の各機関の組織・活動の刷新の継続の提案；国会議員の機構の刷新、活動の質・効果の向上の提案；国会議員及び各級の人民評議会議員の選挙制度の刷新の提案の作成を主宰し、中央組織委員会及び関連機関と協働する（2024年中に完了する）。

— 開かれた方向性に従った、法令の規定完備の実施及び研究の総括及び人民の直接民主形式のより良い発揮の総括を指導する（2024年中に完了する）。

2. 政府の党幹事会

— 均整が取れ、効力のある、効果的な活動の方向に従って、政府・各級の人民委員会の組織、活動の刷新の直接指導を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 権限に従った、政策・法令の修正、補充、発行；法令施行制度の刷新、法令実施組織の効果向上を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 行政改革を強力に直接的に指導し、人民に奉仕し、民主的で、法制的な、専門の、現代的で、科学的な、廉潔な、公開の、明白で、風通しのよい環境を創出し、人民、組織、企業に便利な行政の基礎を構築する（常時実施する）。

— 司法補助、法律扶助の組織及び活動に対する国家管理体制の完備、国家管理の効力、効果の向上を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 資金源への助言、指導と資金源の保障・増強を行い、法令作成及び法令施行の経費の効果的な割り当て・使用の制度の刷新を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 公的財政、公的財産の管理、使用において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関する規定への助言を指導する（2023年中に完了する）。

— 立法権、司法権を実施する機関に対する行政権実施機関の権力検査機構の完備の提案の作成を主宰し、関連機関と協働する（2024年中に完了する）。

— 国家及び地方の行政部局の総体的企画に適合する県級、社級の行政機関の調整の継続に対する指導；省級の行政部局の調整場所の研究；国土の経済－社会発展の要請に適合する、実際の地域発展に関する特殊な体制・機構・政策の作成、地域の連結を主宰し、関連機関と協働する（2025年中に基本的部分を完了する）。

— 都市、農村、山岳地帯、島しょ部、特別行政－経済地域と適合する地方行政組織の完備の継続に関する指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に基本的部分を完了する）。

— 地方、省、省同格機関について、法令実施責任の向上、人的リソースの補償、法令実施能力の科学的、合理的な分配・分権の指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に基本的部分を完了する）。

—法令研究、養成機関の質向上；法的人材養成機関の合理的精査、調整；法律科学の発展、質・量が保障された、制度適合的な法令・司法的人材のリソース発展の継続の指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に完了する）。

3. 最高人民裁判所の党幹事会

—司法活動における不適切な介入行為を防止、処分する制度の完備の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—裁判所管理制度、各級の審理における独立の保障制度及び審理における裁判官、参審員の独立の完備の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—簡易な司法手続の適用効果向上；訴訟費用の方式と訴訟の方式の結合の提案作成を主宰する（2025年より前に完了する）。

—裁判所における審理への人民参加制度の効果の刷新及び向上の提案作成を主宰し、ベトナム祖国戦線の党員集団、ベトナム法律家協会の党員集団と協働する（2025年より前に完了する）。

—行政権、立法権実施機関に対する司法権実施機関の権力検査制度構築の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

4. 最高人民検察院の党幹事会

民事権の主体が社会的弱者の集団である場合、又は公的利益に関連するが提訴すべき者がいない場合における、民事事件の提訴に関する法令の規定の完備の研究、提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

5. 国家会計検査院の党幹事会

国家権力の検査において、国家会計検査院の活動効果の刷新、向上の継続を指導する（常時実施する）。

6. ベトナム祖国戦線の党員集団

—人民による直接的な国家権力検査制度の完備継続；情報へのアクセス権、提案・反映権、不服申し立て権、告発権及び憲法及び法令の規定に従った市民権の保障；国家権力の監察、検査における人民の役割の強力な発揮に対する指導を主宰し、中央大衆動員委員会⁵⁵、中央宣伝教育委員会及び関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、ベトナム祖国戦線、政治－社会組織、団体の活動組織機構・制度・役割を十分に効果的に発揮させるための刷新継続の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—法規範文書草案に対する各階層の人民の意見の社会的評価、理解及び採用を完備する提案の作成を主宰し、中央大衆動員委員会、ベトナム法律家協会の党員集団と協働する（2025年より前に完了する）。

⁵⁵ 「中央大衆動員委員会」の原文は Ban Dân vận Trung ương である。

7. 中央組織委員会

—「党の指導、国家管理、人民主体」という制度の具体化、体制化、完備、質の高い実施の継続についての助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム社会主義法治国家建設及び完備の要請に適合する、十分な資質、能力、威信を備えた各級の幹部・公務員の組織機構構築の指導強化に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

8. 中央大衆動員委員会

「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」という方針の具体化、体制化の継続に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

9. 中央検査委員会

—決議実施過程の検査・監察、各級の検査委員会が検査・監察業務を強靱に実施することの指導・案内、党組織・党員の誤りの遅滞なき発見と厳正な処分を強化する。各級の検査委員会の活動効果の刷新、向上に対する助言を主宰し、党委員会と協働する（常時実施する）。

—検査、監察、調査、監査活動において、政治局が権力の検査、汚職・消極的現象に関して規定することに対する助言をする（2023年中に完了する）。

10. 中央宣伝教育委員会

—報道機関、ジャーナリストがベトナム社会主義法治国家に関して宣伝するように指導すること；党の方針・政策、ベトナムの国家の法令、社会主義法治国家の建設・完備における成果、人権・市民権の保障と擁護に関して対外通信業務に対する助言をすることを主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—決議の内容を案内、宣伝する計画の発行を主宰し、中央内政委員会及び関連機関と協働する（2023年第1期中に完了する）。

11. 中央理論評議会

ベトナム社会主義法治国家に関して統一的な認識を作るため、ベトナム社会主義法治国家に関する理論研究業務のより良い実施、実践の総括、十分に全面的な理論体系の確立を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

12. 中央内政委員会

—決議実施の領導・指導における、政治局・書記局の検査・監察業務の強化に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム法律家協会の党員集団及びベトナム弁護士連合会の党員集団が新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設の要請に適合させるための政治局・書記局の指導に対して助言することを主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—捜査、起訴、審理、判決執行の活動において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して規定する政治局に対して助言する（2023年中に完了する）。

—権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して新たな制度の設立の研究、提案を

する（2025年中に完了する）。

1 3. 汚職・消極的現象の防止に関する中央指導委員会

汚職・消極的現象の防止制度の設立；汚職・消極的現象行為の遅滞なき、厳正な発見・処分；給与政策改革の促進；党の組織・国家機関及び幹部・党員において廉潔な、節約の文化をつくることを指導する（常時実施する）。

1 4. 党中央事務局

— 決議及び決議実施に関する政治局の計画を貫徹、展開する全国幹部会議を組織するように助言することにつき、中央宣伝教育委員会と協働する（2022年12月）。

— 政治局、書記局が決議実施に関する検査、監察プログラムを作成し（2023年から実施する）、決議実施結果をまとめた情報に関する政治局・書記局への報告を助言することにつき、中央内政委員会と協働する。

V－実施組織

1. 政治局、書記局は決議及び政治局の計画実施の領導・指導、常時の検査・監察を強化する。
2. 中央の委員会及び助言機関の長の同志、省の委員会・市の委員会の書記、党幹事会、党員集団、中央直属の委員会、ホーチミン共産青年団は、自らの機関、部局、地方において、決議及び政治局の計画実施を主宰し、その結果につき全面的責任を負う。
3. 中央内政委員会は、監視、監察、検査、促進、初期評価、総括を常時行い、決議及び政治局の計画の実施結果を政治局、書記局に定期報告することを主宰し、関連機関・組織と協働する。

政治局を代表して

ヴォ・ヴァン・トゥオン

カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点

前 J I C A カンボジア長期派遣専門家（現東京地方裁判所判事）

金 納 達 昭

1 はじめに

カンボジアにおいては、日本の支援のもとで民事訴訟法¹（以下、カンボジアの民事訴訟法を単に「法」という。）が制定され、強制執行に関する規定の多くは、法の一部（「第六編 強制執行」及び「第七編 保全処分」）として定められている。カンボジアにおける強制執行に関する規定は、基本的には日本の民事執行法の規定と似たものとなっているが、異なる部分も存在する。例えば、執行債権者²の権利に優先する担保権等の負担が不動産の上に存在する場合、日本においては、売却によりそれらの負担は消滅するものとして、買受人に負担のない不動産を取得させることとされている（消除主義。日本民事執行法59条）。これに対し、カンボジアにおいては、それらの負担が付着したままの不動産を買受人に取得させることとされている（引受主義。法431条）。

当職の在任中、弁護士及び裁判官などの現地法律実務家から、カンボジアの民事訴訟制度について様々な質問が寄せられたところ、その中には、強制執行に関するものが少なくなかった。特に、2022年には、裁判官を対象に強制執行・保全に関する大規模なセミナーを2度行ったところ、そこでも、強制執行について多くの質問が寄せられた。これらの質問の中には、単に法の趣旨を理解していないだけのものも多く見られたが、現地の運用の様子やその問題点を示す興味深いものも存在した。そこで、本稿では、当職の在任中に対応した質問のうち、カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点を示すものを5つご紹介したい。

2 他人名義の不動産に対する強制執行

執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことができるか。

- (1) カンボジアでは、1992年土地法等に基づき登記プロセスが開始して以来、2017年9月末までに、国土の約65%の初期登記（日本でいう所有権保存登記）が完了したとのことである³。このように、初期登記の作業が進展している反面、一般市民の中には、必ずしも登記の記載を真実の権利関係を反映したものと考えず、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産について、執行債務者の財産である

¹ 日本の支援のもとで制定された民事訴訟法をはじめとする法令の和訳は、法務総合研究所国際協力部のHPに掲載されている。<https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html>

² 法347条は、強制執行手続の当事者の呼称について、強制執行の申立てをした者を債権者、その相手方とされた者を執行債務者というように定めている。

³ 金武絵美子「カンボジア王国における不動産登記制度の実情」ICD NEWS第73号41頁。

と主張し、強制執行の申立てを行う者がいるようである。

(2) 日本では、既登記の不動産に対し強制執行を申し立てる場合、登記記録上の所有名義が債務者であることを要し、別の文書で不動産が債務者の所有であることを証明して、これに代えることはできないとされている。すなわち、基本的に、債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことはできない。登記名義により一律に判断するのが手続の安定にかなうし、他人名義のままでは差押えの登記ができないからである⁴。例外的に、登記記録の表題部に債務者以外の者が所有者として記録されている場合に、不動産が債務者の所有に属することを証する文書を申立書に添付することで、強制執行の手続を進めることができるにすぎない（日本民事執行規則23条1号）。

(3) それでは、カンボジアにおいては、どう考えるべきか。法417条3項1号は、既登記の不動産に対する強制執行の申立てにつき、「登記簿に執行債務者以外の者が所有者として記載されている場合にあっては、執行債務者の所有に属することを証明する文書」を申立書に添付しなければならないと定めている。カンボジアの登記簿には、表題部・権利部という区別はないので、同号の文言を前提とすれば、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産についても、不動産が執行債務者の所有に属することを証明する文書さえあれば、強制執行を行うことができるようにも思える。

しかし、法417条3項1号は、不動産登記制度が十分に整備されていなかった当時の状況を前提に、現場における柔軟な対応を可能にするために起草されたものと思われるところ、各種の関連省令が成立し⁵、不動産登記制度の整備が相当に進んだ現在においては、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し強制執行の手続を許す必要性は低い。また、手続の安定性の観点からは、執行機関において一律に判断できる仕組みが望ましいこと、他人名義のままでは差押えの登記ができないこと（民法関連の不動産登記に関する共同省令9条1項）は、カンボジアも同様である。

以上を総合すると、現在においては、法417条3項1号の文言にかかわらず、カンボジアにおいても、既登記の不動産に対し強制執行を申し立てる場合、基本的には登記記録上の所有名義が執行債務者であることを要し、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことはできないと考える。

⁴ 最高裁判所事務総局編「条解民事執行規則（第四版）上」111頁。

⁵ これまでに、日本の支援のもと、司法省と不動産登記を管轄する国土整備・都市化・建設省との間で、民法関連の不動産登記に関する共同省令、民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令及び未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続についての共同省令が成立した。

3 担保権者による通常の強制執行の申立て

抵当権等の担保権を有する債権者が、担保権の実行を申し立てるのではなく、被担保債権について確定給付判決を得て、これを執行名義として、不動産に対し通常の強制執行を申し立てることはできるか。できるとすれば、その強制執行の手続において担保権者及びその担保権はどう扱われるのか。

- (1) 法は、担保権者が目的財産を強制的に換価し、換価代金から他の債権者に優先して弁済を受けるための手続として、担保権の実行という手続を定めている。しかし、カンボジアにおいては、抵当権等の担保権を有する債権者が、担保権の実行を申し立てるのではなく、被担保債権について確定給付判決等の執行名義を得て、不動産に対し通常の強制執行を申し立てる例が多いようである。その理由は不明であるが、担保権の実行を申し立てるためには、担保権の存在を証する確定判決等の執行名義が必要とされるところ（法496条）、一部の裁判所が担保権の存在を確認する判決を出すことに消極的であることが背景にあるように思われる⁶。
- (2) 担保権者が、被担保債権について確定給付判決等を得て、これを執行名義として通常の強制執行を申し立てたとしても、これを禁止する規定はなく、申立て自体は適法であると思われる。それでは、強制執行の手続において担保権者及びその担保権はどのように扱われるか。
- (3) まず、担保権者は、通常の強制執行を申し立てた以上、一般債権者として扱われ、他の債権者に優先して弁済を受けることはないと考える。
- (4) 次に、担保権者が他の債権者に優先して弁済を受けないとしても、その担保権は不動産の売却によって消滅すると考える。

既に述べたとおり、カンボジアでは、引受主義が採用されており、執行債権者の差押えに対抗できる担保権は、不動産の売却後も存続する（法431条1項）とされているところ、抵当権等の担保権の設定登記は、登記簿上、差押えの登記より先順位となるため、担保権は不動産の売却後も存続するようにも思える。

しかし、引受主義の趣旨は優先債権者の権利を侵害しない点にあることからすると、法431条1項は、担保権の被担保債権と強制執行手続の請求債権とが別物であることを当然の前提にしており、被担保債権と請求債権が同一である場合、同項は適用されず、同条2項が適用されると考えるべきである。そうすると、担保権者が被担保債権について執行名義を得て通常の強制執行を申し立てた場合、被担保債権と請求債権とが同一であるから、担保権の設定登記が差押えの登記より先順位であったとしても、その担保権は、不動産の売却により消滅すると考えるのが相当である。

⁶ 現地の裁判官によると、プノンベンにおいては、担保権の実行についての理解が進み、銀行等によって担保権の実行の手続がとられているが、地方においては、依然として通常の強制執行が選択される場合が多いとのことである。もっとも、プノンベンであっても、依然として通常の強制執行が選択されているとの声もあり、実際の状況は判然としない。

4 強制売却手続中の執行債務者の死亡

不動産に対する強制売却の手続中に執行債務者が死亡した場合、手続を続行するにはどうすればよいか。

- (1) 日本では、債務者が強制執行の開始後に死亡した場合においても、強制執行の手続を続行することができることと明文で定められている（日本民事執行法41条1項）。
- (2) これに対し、カンボジアでは、日本民事執行法41条1項のような明文の規定は存在しないため、法335条により訴訟手続の中断及び受継に関する規定（法173条）が準用されるようにも思える。

しかし、法335条は、法の第二編（第一審の訴訟手続）から第四編（再審）の規定のうち、性質上、強制執行の手続にも適用すべき規定について、強制執行の手続へ準用する旨定めた規定であり、第二編の規定が例外なく強制執行の手続に準用されると考える必要はない。判決手続においては、双方審尋主義のもと、当事者双方が主張立証を尽くすことが予定されているので、当事者の一方が死亡した場合に、その相続人等が訴訟に関与できるまで手続を中断する必要性が高い。これに対し、強制執行手続においては、双方審尋主義は妥当せず、執行機関は、執行名義や申立書の添付書類によって、請求権の存否等を形式的に判断し、手続を開始・進行するので、手続を中断する必要性は高くない。このような強制執行手続の性質に照らすと、訴訟手続の中断及び受継に関する規定（法173条）を強制執行の手続に準用するのは相当ではない。

以上によれば、カンボジアにおいても、日本と同様に、強制執行の手続中に執行債務者が死亡した場合においても、強制執行の手続を続行することができることと解釈するのが適当である。

5 抗告がされた場合の原決定の効力

強制執行の手続において、当事者が抗告をした場合、その抗告は、原決定の効力を停止させるか。

原則として、抗告は原決定の効力を停止させる（法305条1項）が、法の第六編（強制執行）に定める抗告は、原決定の効力を停止させない（法343条1項）。抗告の申立てがあるだけで原決定の効力が停止されるとすれば、強制執行の不当な引き延ばしのために濫用されるからである。

条文を確認すれば、すぐに答えがわかるはずであるのに、複数の裁判官から同じような質問が寄せられた。カンボジアにおいては、まさに法が想定したように、執行債務者が、強制執行の引き延ばしを狙い、法律上の根拠の有無にかかわらず抗告を連発し、執行機関がそれに翻弄されることが多いようである。カンボジアの裁判官が、上記の条文の趣旨を正しく理解し、毅然とした対応をとることが望まれる。

6 未登記不動産を目的とする強制執行

執行裁判所が、未登記不動産について強制売却の開始決定をし、地籍管理所（不動産登記を管轄する機関）に対し、当該不動産の初期登記を嘱託したが、地籍管理所は執行債務者が協力しないことを理由に初期登記をしない。どうすればよいか。

未登記不動産を目的とする強制執行については、未登記の不動産に対する差押え及び保全処分に関する登記手続についての共同省令が存在する。同共同省令によると、執行裁判所が未登記不動産について強制売却の開始決定をすると、書記官が地籍管理所に嘱託し、初期登記をした上で、差押え登記をすることとされている。執行債務者が強制執行に先立つ登記手続に任意で協力するとは考え難く、同共同省令も、執行債務者の協力が得られなくとも、初期登記の手続が進められるという前提で起草されたものと思われるが、複数の裁判官から同様の質問や報告が寄せられている。

上記の状況が生じる原因は判然としないが、地籍管理所が同共同省令の趣旨を適切に把握していない、登記嘱託書又はその添付書類の内容に不備があるなど、様々な可能性が考えられる。いずれにしても、裁判所としては、初期登記の手続に見合う資料が備わっているかを慎重に吟味するとともに、地籍管理所に対し、同共同省令の趣旨を説明しながら、適切な対応を求めていくほかないように思われる⁷。一朝一夕には解決できない難しい問題である。

7 おわりに

以上、当職の在任中に寄せられた質問のうち、カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点を示すものを5つご紹介した。法が適用されてから15年以上が経過し、現地法律実務家の間で徐々に法についての理解が進んではいるものの、立法当初想定されていなかった運用の出現や関係機関との協働など、安定して運用を行うための課題は依然として多い。

JICAは、2022年11月から、法・司法分野人材育成プロジェクト（法整備支援プロジェクト・フェーズ6）を開始した⁸。同プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions）の教育改善を目的とし、活動の初期において、既存の教育内容や実務上の問題点に関する調査を行っている。本稿が実務上の問題点の把握に少しでも役立ち、カンボジアの実務が改善するきっかけとなれば幸いである。

⁷ カンボジアの始審裁判所（第一審裁判所）の中には、当該地域を管轄する地籍管理所との間で協議の機会を設けて、運用の改善を図っているところもあると聞いている。

⁸ 伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始－プロジェクトの計画・策定経緯を中心に－」ICD NEWS第94号36頁。

インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)

J I C A インドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

前号では、インドネシアにおける知財判決集第2集の概要について紹介したが、本号では、同判決集に登載されたインドネシアの判決10件の要約を紹介する¹。

判決の要約については、冒頭に事件の基本情報や対比される商標を表示した上、事案の概要、各審級の判断の骨子、判決によって示された法的規範等を記載するなどして、各判決についてそれぞれ簡潔にまとめたものである（筆者が判決原文の仮和訳を参考にして作成したものであるため、飽くまで判決の概要を知るための参考とするにとどめ、詳細はインドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）の判決ウェブサイト「Direktori Putusan」²から原文を入手して参照されたい。）。判決4は、現行法である「商標及び地理的表示に関する法律2016年第20号」（以下「商標法」という。）を適用した事例であるが、それ以外の判決は、旧法である「商標に関する法律2001年第15号」（以下「旧商標法」という。）を適用した事例である。ただし、これらの判決は、いずれも現行法下においても先例性を有するものといえる。

上記判決には、商標法の基本的な理解を欠いていると考えられる判決も存在するが（判決2の第一審判決等）、少なくとも現在の最高裁民事室（Kamar Perdata）は、T R I P S 協定に従い、インドネシア国内外の周知商標を保護する意思を有していることがうかがわれる。

本稿がインドネシアの商標事件の理解に少しでも役に立てば幸いである。

¹ 前号では、インドネシアの知財事件の管轄について説明したが、最高裁に関する法律1985年第14号、2004年第5号及び2009年第3号は、上告と司法審査（再審）について次のように定めている。

すなわち、同法28条1項a号、29条、30条1項によれば、最高裁は、全ての系列の司法裁判所の判決又は決定に対する上告審を担当するものとし、上告理由は、①権限を欠き、又は権限の限度を超えている場合（同項a号）、②法律の適用を誤ったか、又は違反した場合（同項b号）、③法令で定められた条件を満たしておらず、そのことが関連する判決の取消しを招くおそれがある場合（同項c号）とされている。

また、同法28条1項c号、66条、67条によれば、最高裁は、確定判決に対して再審をすることができるとし、民事確定判決に対する再審事由は、①判決が、確定後に判明した相手方当事者の嘘若しくは偽りに基づくものであるか、又は刑事裁判官が後に誤りであると宣言した証拠に基づく場合（同条a号）、②判決の確定後に、事件の審理が行われた時点では発見できなかった決定的な証拠が発見された場合（同条b号）、③請求されていない事項又は請求された事項を超える事項が認められた場合（同条c号）、④請求の一部が、その理由を検討することなく認められなかった場合（同条d号）、⑤同一当事者間で、同一の事項について、同一の理由により、同一の裁判所又は審級において、相反する判決が下された場合（同条e号）、⑥判決に裁判官の過失又は明白な誤りがある場合（同条f号）とされている。

² <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/beranda.html>

(参考条文)

旧商標法

第4条

商標は、善意のない出願人による出願に基づいては、登録を受けることはできない。

第5条

商標は、次のいずれかに該当する場合には、登録を受けることができない。

(a) 現行法規、宗教規範又は公の秩序に反するもの

(b) ~ (d) 省略

第6条

(1) 商標登録出願は、次のいずれかに該当する場合には、法務人権省知的財産総局により拒絶される。

(a) 同種の商品ないし役務について、先に登録された他者の所有する商標と要部又は全体において同一性を有する場合

(b) 同種の商品ないし役務について、他者の所有する周知商標と要部又は全体において同一性を有する場合

(c) 省略

(2) (1) (b) の規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、同種でない商品ないし役務に対しても適用される。

(3) 省略

商標法

第20条

次のいずれかの商標は、登録することができない。

(a) 国家のイデオロギー、法規、道徳規範、宗教、倫理又は公の秩序に反するもの

(b) ~ (f) 省略

第21条

(1) 商標の要部又は全体が、次のいずれかと類似する場合、出願は拒絶される。

(a) 同種の商品ないし役務について既に登録又は出願されている他者の所有する商標

(b) 同種の商品ないし役務について他者の所有する周知商標

(c) 特定の条件を満たす、同種でない商品ないし役務について他者の所有する周知商標、又は

(d) 省略

(2) 省略

(3) 出願人の悪意に基づく商標登録出願は拒絶される。

(4) (1) (a) ~ (c) に関する商標登録出願の拒絶に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。

1 J & K INTERNATURAL 事件

判決番号	246 PK/Pdt.Sus-HKI/2018	
判決日	2018年12月19日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	KHO TJENG TJIAN (再審請求人、上告人、被告) 対 J & K INTERNATURAL CO. LTD (再審被請求人、被上告人、原告)	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2018年12月19日 (248 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2017年9月12日 (1118 K/Pdt.Sus-HKI/2017) 2017年5月23日 (72/Pdt.Sus-Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst)	
事案の概要	<p>本件は、タイを拠点として石鹼等の化粧品を製造する原告が、被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標³である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたとして、被告商標の使用の停止(仮処分)及びその登録の取消し等(本案)を求めた(本訴)ところ、被告が、原告の提訴によって名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた(反訴)事案である。</p>	
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>1 仮処分申立て…申立却下 原告の立証は不十分であり、これを却下すべきである。</p> <p>2 本案請求 (1) 本訴…請求一部認容 (原告商標の周知性)</p> <p>旧商標法6条1項b号注釈⁴によれば、周知商標に当たるか否かは、当該事業分野における当該商標に関する社会一般の知識のほか、所有者による大々的な間断なき広告宣伝活動、世界各国での投資により得られた名声、各国における商標登録に関する証拠にも留意して判断すべきである。</p>	

³ 旧商標法及び商標法では、「Merek Terkenal」という用語のみが用いられているが、これは「周知商標 (Well-known Trademark)」と訳するのが相当と思われる。「Merek Termasyur」が「著名商標 (Famous Trademark)」に当たると考えられるが、商標法や判決集第2集の登載判決では、同用語は用いられていない。

⁴ インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの注釈 (Penjelasan) も併せて公布されている。ただし、大半の条文については、「自明である (Cukup jelas)」として特段の記載がない。

原告商標は、被告商標の登録時（2012年2月7日）よりも相当である1998年11月19日から、世界の多くの国々において使用され、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、中国、クウェート等の各国で登録されており、2016年11月9日、インドネシアでも出願されている⁵。そうすると、原告商標は周知商標といえ、同種でない商品ないし役務との関係でも保護されるものというべきである。

（被告商標と原告商標の類否）

旧商標法6条1項a号注釈によれば、要部又は全体における同一性とは、ある商標と他の商標に支配的な要素が存在していることによって生ずる同一性をいい、形状、配置方法、表記方法若しくはそれらの組合せ又は称呼における同一性があるという印象を与えるものをいうとされている。

被告商標と原告商標は、配置方法、表記方法、称呼の面で同一性があり、特に称呼の面において要部の同一性が認められ、一般公衆の記憶では同一の印象を与えるものであり、被告商標と原告商標の間には密接な関係があるという印象を与え、その結果として一般公衆は当該商品の出所について誤認してしまうといえる。そうすると、被告商標は、原告商標と要部における同一性を有するといえる。

（被告の悪意）

旧商標法4条注釈によれば、善意の出願人とは、自己の事業のために他者に被害を与え、不正競争を行い、消費者を誤認させ騙すような、他者の商標の周知性に便乗・模倣する意図を有さず、適切かつ正直に商標登録を行う出願人を指すとされている。また、最高裁は、「他者の周知商標の使用と模倣は悪意による使用者であると認定されなければならない。なぜならば法的保護を付与するに相応しくないからである。」（370 K/Sip/1983）と判示し、また、「国内事業者は海外の名称や商標を模倣するのではなく国家アイデンティティのある商標を使用する義務がある。なぜなら消費者は商品の出所を誤認してしまうからである。」（220 K/Pdt/1986）と判示し、さらに、「一般公衆の考えや見方を惑わせ、曖昧にし、混乱させる商標使用の行為には、悪意や不正競争が含まれているものと認定する。」（39 K/Pdt/1989）と判示している。

原告商標は、1998年11月19日から長きにわたって使用さ

⁵ 未登録商標の所有者は、商標登録取消訴訟を提起する前に、法務人権省知的財産総局に対して当該商標の登録出願をしなければならぬ（旧商標法68条2項）。

	<p>れ、タイその他の数か国において登録されている一方、被告商標は2012年2月7日になってから登録されている。そうすると、被告商標は、原告商標との要部の同一性が支配的な状況にあり、その登録より遥か以前から周知であった原告商標を模倣・便乗したというべきであり、悪意に基づいて出願されたものであるといえる。そして、旧商標法69条2項の規定により、この場合の商標登録取消訴訟の提訴期間は無期限である⁶。</p> <p>(結論)</p> <p>被告商標の登録は、取り消されるべきである。</p> <p>(2) 反訴…請求棄却</p> <p>原告の本訴請求は一部認容されるから、反訴については全体を棄却する。</p>
上告審の判断	<p>上告棄却</p> <p>被告商標は、国際的な周知商標である原告商標及びその派生商標と要部及び全体における同一性を有しており、被告の悪意が認められるから、第一審の判断は相当である。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>原告商標及びその派生商標は、国際的な周知商標である一方、被告商標は、悪意に基づいて登録されているため、上告審の判断は相当であり、これを覆すに足りる決定的な新証拠の存在は認められない。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Dr. H,M. Syarifuddin, S.H.,M.H.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah, S.H.,M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agus Sumanatha, S.H.,M.H.</p>
法的規範	<p>ある商標がすでに登録されて商標登録証を取得していたとしても、当該商標登録が自身の利益のために他者の商標の周知性に便乗・模倣・盗用する悪意に基づくものである場合、これを取り消さなければならない。</p>

⁶ 旧商標法69条1項は、商標登録取消訴訟は、商標の登録日から5年以内に提起するものとし、同条2項は、当該商標が宗教規範、道徳又は公の秩序に反する場合、取消訴訟は、期間の定めなく提起することができるとしている。

2 E I K 事件

判決番号	90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019
判決日	2019年10月23日
訴訟の種類	商標登録取消訴訟
当事者	PT ENGINEERING INDONESIA KARYA（再審請求人、被上告人、被告） 対 EIK ENGINEERING SDN. BHD（再審被請求人、上告人、原告） 法務人権省知的財産総局商標局（従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告） ⁷
訴訟の対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>被告商標</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>原告商標</p>  </div> </div>
訴訟の履歴	2019年10月23日（90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019） 2017年12月4日（1300 K/Pdt.Sus.HKI/2017） 2016年12月14日（46/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst）
事案の概要	本件は、東南アジアで最大のショベルカー機器の製造業者である原告が、原告の製品の販売業者であった被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標であった原告商標と要部又は全部において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。
第一審の判断 （中央ジャカルタ地裁商事裁判所）	<p>請求棄却</p> <p>被告は、2012年6月6日に被告商標を出願し、同年9月24日から同年12月24日までの公開期間における異議申立て（旧商標法22条～）もなかったため、先願主義に基づいて、2015年1月24日に登録された。</p> <p>原告は、被告商標の出願日の後である2016年7月27日に原告商標を出願しており、先願主義の原則に従い、原告商標について権利を有しない。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求認容</p> <p>原告は、旧商標法68条2項の訴訟要件を満たすために、原告商標の出願をした上で、同法4条ないし6条に基づき、被告商標の取消し</p>

⁷ 商標登録取消訴訟において、法務人権省知的財産総局商標局を従属被告として当事者に加えている事例もあるが、これは必要的ではなく、判決1や4では従属被告を加えていない。

	<p>を求めたものである。</p> <p>原告は、原告商標の先使用者・正式な権利所有者であり、原告商標は、2007年2月6日以降、マレーシア、シンガポール、アメリカ、オーストラリアを含む複数の国で登録されており、被告商標が出願された時点ですでに周知商標であったといえる。</p> <p>他方、被告は、2012年10月15日から2015年10月15日までの間、インドネシアにおける原告商標を使用した製品の販売業者であった。</p> <p>被告商標「E I K」と原告商標については、大文字で記載された「E I K」の文字、称呼の同一性があるし、被告商標「E I K A」についても、「E I K」に「A」が追加されても、主要部分である「E I K」という言葉又は「E I K」という文字列の要素全体を失わせるものではないため、いずれも要部における同一性が認められる。</p> <p>よって、被告は、原告商標にフリーライドする意思で被告商標の登録を受けたといえ、これが悪意に基づくものであったことは明らかである。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>上告審は明白な誤りをしておらず、これを覆すに足りる決定的な新証拠は存在しない。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>未登録の商標権者による商標登録取消訴訟については、インドネシアの登録商標権者（最初の登録者）が相手であっても、当該登録が悪意に基づいて行われたものであれば、これを取り消すことができる。</p>

3 PROFIL TANK 事件

判決番号	7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				
判決日	2018年2月6日				
訴訟の種類	商標登録取消訴訟				
当事者	DJUNATAN PRAMBUDI (再審請求人、上告人、被告) 対 PT PROFILIA INDOTECH (再審被請求人、被上告人、原告) 法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)				
訴訟の対象	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">被告商標</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">原告商標</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	被告商標	原告商標		
被告商標	原告商標				
					
訴訟の履歴	2018年2月6日 (7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2015年8月28日 (284 K/Pdt.Sus-Merek/2015) 2014年12月9日 (05/Pdt.Sus-Merek/2014/PN.Niaga.Sby)				
事案の概要	本件は、インドネシア国内で水タンクを販売する原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部ないし全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたとして、その取消し等を求めた事案である。				
第一審の判断 (スラバヤ地裁商事裁判所)	<p>請求認容</p> <p>(原告商標の周知性)</p> <p>原告は、1995年から、原告商標を付した水タンクの販売を行っているところ、印刷媒体やラジオの広告を通じて大々的な広告宣伝活動を行い、ジャカルタとスラバヤの各種最大規模の技術展示会に参加し、長期の販売を行い、市場でも安定している。原告の水タンクは、複数の有名企業、多くの店舗、消費者が利用している。それゆえ、原告商標は周知性を有するといえる。</p> <p>(被告商標と原告商標の類否)</p> <p>被告商標と原告商標は、「PROFIL」という文字の構成と称呼において同一性を有し、支配的な要素の類似性があるから、明らかに要部の同一性が存在する。被告商標は、「PROFIL」という文字と「88」、「89」という数字との組合せであるが、文字部分が商標の要素であることに鑑みると、数字部分は原告商標との関係で識別力を有さ</p>				

	<p>ない。</p> <p>(指定商品の類否)</p> <p>原告商標の指定商品(21類)と被告商標の指定商品(06類、11類)については、法的な商品区分に違いはあるものの、いずれも市場では水タンクの商品として、同じ機能と用途で使われており、産業分野と市場は同一であって、両指定商品は類似しているといえる。</p> <p>(被告の悪意)</p> <p>消費者ないし公衆は、被告商標と原告商標との間に要部の同一性があり、これらの指定商品が類似していることから、被告の商品が原告の商品と同一と考え、それにより、被告の商品が原告の商品と同一グループの商品である、原告と被告との間に協力関係があるなどと認識することになるため、少なくとも消費者等を誤認させ得る、又は騙し得るものである。</p> <p>そして、原告商標が周知商標であり、一般市場で高い知名度を有していることから、被告は被告商標が原告商標と要部の同一性を有することを認識していたはずであるが、これをそのまま登録している。</p> <p>したがって、被告は悪意であったといえる。なお、本件訴訟は、被告に悪意があったこと、すなわち「公の秩序に反する」ことを理由とするものであるため、旧商標法69条2項により提訴期間の制限はない。</p>
上告審の判断	<p>上告棄却</p> <p>原告は、1992年5月4日に原告商標の登録を受け、これはインドネシアにおいて周知商標となって名声を得ていたところ、被告は、2008年3月28日に原告商標と類似する被告商標の登録を受けたものであり、これは原告商標に便乗することを意図したものとみなされ、悪意に基づいているといえる。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>上告審の判断は相当である。原告は、先願商標である原告商標について保護を受ける権利を有している。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Soltoni Mohdally, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：Sudrajad Dimiyati, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>被告商標と原告商標については、文字部分である「PROFIL」に支配的要素があり、その称呼が消費者の混乱を招く一方、数字部分である「88」と「89」は決定的性質を有していない。</p> <p>商標の保護は、消費者を誤認させないように、出所と品質保証を維持することを目的としている。</p>

4 LEXUS 事件

判決番号	438 K/Pdt.Sus-HKI/2018
判決日	2018年5月15日
訴訟の種類	商標登録取消訴訟
当事者	MARZUKI TAN (上告人、被告) 対 TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (TOYOTA MOTOR CORPORATION の名称でも事業を実施) (被上告人、原告)
訴訟の対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>被告商標</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>原告商標</p>  </div> </div>
訴訟の履歴	2018年5月15日 (438 K/Pdt.Sus-HKI/2018) 2017年11月28日 (46/Pdt.Sus-Merek/2017/PN.Niaga.Jkt.Pst)
事案の概要	<p>本件は、日本の最大手の自動車会社である原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標（指定商品：衛生用品等）の登録を受けたとして、その取消し等を求めた（本訴）ところ、被告が、原告の本訴提起によって名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた（反訴）事案である。</p>
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>1 本訴…請求認容 (被告商標と原告商標の類否)</p> <p>商標法21条注釈によると、要部の同一性とは、ある商標と他の商標の支配的な要素が類似していることであり、それらの商標の外観、配置、表示若しくは要素の組合せ又は称呼の同一性により類似している印象を与えるものを指すとされている。また、最高裁判決(279 PK/Pdt/1992)は、商標の要部又は全体の同一性は、①形状の同一性 (<i>similarity of form</i>)、②構成の同一性 (<i>similarity of composition</i>)、③組合せの同一性 (<i>similarity of combination</i>)、④要素の同一性 (<i>similarity of elements</i>)、⑤音の同一性 (<i>sound similarity</i>)、⑥発音の同一性 (<i>phonetic similarity</i>)、又は⑦外観の同一性 (<i>similarity in appearance</i>) によって判断すると判示している。</p> <p>被告商標と原告商標については、①「LEXUS」という文字が主要な要素になっていること、②外観が同じであること、③同じ音・発音を有していること等からして、要部における同一性があることは明</p>

らかである。

(原告商標の周知性)

商標の周知性の判断においては、商標登録に関する法務人権大臣令2016年第67号(以下「2016年大臣令」という。)18条を参照すべきである。すなわち、①当該事業分野における当該商標に関する社会の認識、②各国での販売量や長期間にわたる安定的な販売期間という商標利用の範囲の広さ、③各国における登録と当該商標の使用期間の長さという商標登録の範囲の広さ、④当該周知商標の所有者による模倣商標の登録防止の成功事例の有無等を考慮して判断すべきである。

原告は、原告商標を、6類、9類、11類、12類、14類、16類、18類、20類、21類、25類、28類、34類、36類、37類及び39類の指定商品ないし役務について保護を受けるために、インドネシア、アメリカ、ロシア、イタリア、ノルウェー、ウルグアイ、エクアドル、ペルー、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、中国、フランス、スペイン、ドイツ、オーストリア(国際登録)等において登録している。そして、原告は、28年間以上の長きにわたって原告商標を使用し、インドネシアを含む各国において、継続的に発行してきたパンフレット、広告、カタログ、新聞、雑誌により大規模な宣伝広告活動を行い、国際的メディアである「Brand Finance」が発表する「Global 500 the World's Most Valuable Brands」にもその名を連ねている。

それゆえ、原告商標は周知商標として、特別な保護を享受すべきである。

(被告の悪意)

善意の出願人に分類されるのは、自己の事業の利益のために、他者の商標の周知性に便乗し、これを模倣する意図を有し、これにより他者に損害を与え、不正競争を発生させ、消費者を混乱・困惑させる状況を招くことなく、適切かつ誠実に商標を登録する出願人である。そうすると、悪意の有無を判断する要素は、①図利加害目的があること、②消費者を欺罔し、不正競争を行い、又は他者の商標の周知性に便乗し、若しくは模倣する方法によるものであること、となる。最高裁判決(220/Panitia Kreditur/Perd/1986)も、インドネシア製の製品を生産するインドネシア人は、インドネシア国家のアイデンティティを明確に示す商標名を使用すべきであり、海外の商標を模倣すべきでないことはもとより、可能な限りこれと類似する名称を避けなければならない旨を判示している。

	<p>そして、被告は、様々な指定商品における原告商標の品質及び評判に関する社会の認知度を知っていたはずであり、原告商標と要部又は全体の同一性を有する被告商標の登録は、原告商標の周知性に便乗する図利加害目的があり、消費者は被告の製品を原告ないしそのグループの製品であると誤認してしまうため、消費者を困惑させるのは明らかであり、明らかに悪意による行為である。</p> <p>したがって、被告商標の登録は、悪意による出願に基づくものであって、取り消されなければならない。この結論は、被告商標の指定商品が原告商標とは異なる衛生用品等であるという事実によって左右されるものではない（T R I P S 協定 1 6 条 3 項も援用）。</p> <p>2 反訴…訴え却下</p> <p>被告が主張する民法 1 3 6 5 条に基づく不法行為は、一般民事事件であって、特別民事事件（商事事件）に分類されるものではないため、商事裁判所は、反訴の裁判を行う権限を有していない。</p>
上告審の判断	<p>上告棄却</p> <p>原告商標は、様々な指定商品を保護するためにインドネシアを含む各国で登録され、大々的な広告宣伝活動が行われ、国際的メディアにも名を連ねていることからして、周知商標といえる。</p> <p>被告商標と原告商標との間には、非類似の商品における言葉、音、発音、外観の同一性があり、要部の同一性があるといえる。</p> <p>被告商標は、インドネシアにおいて 2 0 類と 2 4 類では先に登録されているものの、原告商標はそれより遥かに前から登録されて周知になっていたし、「L E X U S」という言葉はどの国の言語でも意味を持たない短縮形の言葉である。そうすると、被告は、原告商標の周知性に便乗し、これを模倣する意図を有し、消費者を欺罔し、誤認させたものであり、被告商標は、悪意に基づいて登録されたというべきである。</p>
上告審裁判体	<p>裁判長：H. Hamdi, S.H., M.Hum.</p> <p>裁判官：H. Panji Widagdo, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：Dr. Ibrahim, S.H., M.H., LL.M.</p>
法的規範	<p>周知商標と要部の同一性があると証明されたインドネシアにおける登録商標は、保護を受けることができない。</p> <p>原告商標については、多数の国で登録を受け、複数のメディアで広告宣伝活動を行っていたことが、周知商標と認定した基準となった（2 0 1 6 年大臣令 1 8 条 3 項参照）。</p>

5 HUGO BOSS 事件

判決番号	217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				
判決日	2018年11月13日				
訴訟の種類	商標登録取消訴訟				
当事者	<p>TEDDY TAN (再審請求人、被上告人、被告)</p> <p style="text-align: center;">対</p> <p>HUGO BOSS TRADE MARK MANAGEMENT GMBH & CO. KG. (再審被請求人、上告人、原告)</p> <p>法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)</p>				
訴訟の対象	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">被告商標</td> <td style="width: 50%; border: none;">原告商標</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">  </td> <td style="border: none; text-align: center;">  </td> </tr> </table>	被告商標	原告商標		
被告商標	原告商標				
					
訴訟の履歴	<p>2018年11月13日 (217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018)</p> <p>2017年4月4日 (92K/Pdt.Sus-HKI/2017)</p> <p>2016年10月3日 (30/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst)</p>				
事案の概要	<p>本件は、ドイツの大手アパレルメーカーの商標管理会社である原告が、被告は、登録済みの周知商標である原告商標と要部かつ全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>				
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>請求棄却</p> <p>原告商標「HUGO BOSS」は、香港、ドイツ、台湾、中国、EU、シンガポール、ニュージーランド、オーストラリア等の多くの国で商標登録され、インドネシアでも1989年1月24日に商標登録されている一方で、被告商標は、2008年3月3日以降、インドネシアで実体審査を経て適法に商標登録されている。</p> <p>他方で、「HUGO」という文字の要素からなる商標は、インドネシア、アメリカ、EU、フランス、シンガポール、ニュージーランド、スイス、カナダ、メキシコ、フィリピン、英国、スペインにおいて商標登録されており、「HUGO」という語は、広く使用されているといえる。</p> <p>原告商標と被告商標を比較すると、いずれも「HUGO」という文字の要素が存在するが、原告商標には「BOSS」、被告商標には「SP</p>				

	<p>ORT」という異なる要素が存在しており、かつ、世界各国には「HUGO」という要素を含む商標が多数存在している。そして、原告商標は「BOSS」という要素に重点を置く一方で、被告商標は「HUGO」という要素に重点を置いているため、実際には混同を生じさせ、又は公衆を誤認させることはないのであり、両商標には依然として識別力が存在している。</p> <p>よって、被告商標は、善意に基づき、宗教規範、道徳又は公の秩序に反することなく登録されたと考えるため、原告の請求は棄却すべきである。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求認容</p> <p>原告商標は、既に世界各国で登録されている周知商標であり、インドネシアでも1989年1月24日には商標登録されていた一方で、被告商標は、2008年3月3日になって初めて商標登録を受けている。</p> <p>被告商標は、原告商標である「HUGO BOSS」及びその派生商標と外観及び称呼の点で要部の同一性を有しているというべきである。</p> <p>被告商標の登録は、悪意に基づくものであり、公衆を誤認させ、混同を生じさせるおそれがあるといえ、原判決を取り消すのが相当である。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>原告商標は、インドネシアを含む各国において登録されている周知商標であるところ、被告商標は、原告商標「HUGO BOSS」と要部における同一性を有するものであるため、その登録は悪意によるものであり、これを取り消すべきとする上告審の判断は相当である。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Dr. Yakup Ginting, S.H., C.N., M.Kn.</p> <p>裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., MH.</p> <p>裁判官：Dr. Ibrahim, S.H., M.H., LL.M.</p>
法的規範	<p>悪意（消費者を混乱させる目的で模倣）に基づく、周知商標「HUGO BOSS」と「HUGO」という文字部分の書体や発音において要部の同一性を有する登録商標は、これを取り消すことができる⁸。</p>

⁸ なお、最高裁判決（1222 K/Pdt/1995）は、原告の商標「HUGO BOSS」は、「BOSS」という主要部分で知られるインドネシア内外における周知商標であり、たとえ同種の商品ではなくとも、商標「BOSS」を他者が使用することは、その者が生産した商品があたかも原告の製品であるような印象を消費者に抱かせる旨の判示をしていた。

日本の裁判例を見ると、平成24年7月18日知財高裁判決は、「BOSS」の欧文字は、2段に構成された「BOSS/HUGO BOSS」商標中で上段に顕著に表された部分であり、フーゴ・ボスAGが用いる多数のブランドの大部分で共通する部分であり、「BOSS/HUGO BOSS」商標の要部と認められる旨を判示している。

6 SKYWORTH 事件

判決番号	32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018	
判決日	2018年3月28日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	SKYWORTH GROUP, Co., Ltd. (再審請求人、被上告人、原告) 対 LINAWATY HARDJONO (再審被請求人、上告人、被告) 法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2018年3月28日 (32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2016年7月18日 (165 K/Pdt.Sus-Merek/2016) 2015年11月18日 (47/Pdt.Sus-Merek/2015/PN.Niaga.Jkt.Pst)	
事案の概要	<p>本件は、1998年に設立された電子機器等を製造する中国企業である原告が、被告は、登録済みの周知商標である原告商標（登録日：2006年8月31日）を模倣し、原告商標と異なる指定商品について被告商標（登録日：同年12月22日）の商標登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>	
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>請求一部認容 (TRIPS協定の適用)</p> <p>現在まで、同種でない商品ないし役務について他者所有の周知商標と要部又は全体の同一性を有する商標の拒絶要件を定めた旧商標法6条2項の実施細則としての政令は未だ制定されていないので、裁判所は、TRIPS協定16条3項の規定を適用する。</p> <p>(原告商標の周知性)</p> <p>原告商標は、1992年に中国で使用開始され、インドネシアを含む世界各国で登録され、強力かつ大々的な広告宣伝活動が行われており、これが付された商品は、世界各国で大規模な投資を伴って普及されていることからして、原告商標は、旧商標法6条1項b号注釈の要素を満たしており、周知性を有しているといえる。</p> <p>(被告商標と原告商標の類否)</p> <p>旧商標法6条1項a号注釈に照らして検討すると、被告商標と原告商</p>	

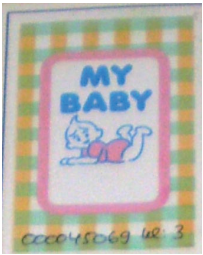
	<p>標の支配的な要素は、「SKYWORTH」という文字部分であり、形状、配置方法、表記方法、要素の組合せ又は称呼の同一性の存在からして、両者は要部の同一性を有している。</p> <p>(被告の悪意)</p> <p>最高裁判決(220/Panitia Kreditur/Perd/1986)を指針とすれば、インドネシア製の製品を生産するインドネシア人は、インドネシア国内のアイデンティティを示す明確な商標を用いることが義務付けられ、外国商標を模倣することはもとより、可能な限りこれに類似する商標を避けるべきである。先に存在する他人の商標と要部又は全体において同一性を有する商標の登録は、すでに周知商標の名声に便乗する目的での悪意ある行為であることは明らかである。</p> <p>被告商標は、周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有している。そうすると、被告商標の使用は、被告商標が付された商品等があたかも原告と関係を有している、又は原告に由来しているような印象を与え、被告商標が付された商品等の消費者を騙し得る。なお、原告商標は16類、被告商標は7類、9類、11類を指定商品等として登録されているが、被告商標は原告商標と同一の要素を含んでいるため、これを放置した場合、消費者は、原告の商品等と被告の商品等が中国原産であると考えてしまい、損失を被る。</p> <p>よって、被告商標の登録は悪意によるものであり、その取消しを認めるべきである。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>旧商法6条2項の実施細則は未だ制定されておらず、その規定は有効ということはできないから、これを本件に適用することはできない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求一部認容</p> <p>第一審の判断は的確かつ正当である。旧商標法6条2項に関する政令は未だ制定されていないものの、インドネシアはWTO(TRIPS協定)の加盟国・パリ条約の締結国であり、同種の商品等ではない場合も含めて周知商標の保護の義務を負う。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Syamsul Ma'arif, S.H., LL.M., Ph.D</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>商事裁判所の判決は、法の欠缺^{けんけつ}を埋める司法積極主義を含んでいる。</p> <p>国内法が未制定であることにより、国際的義務を逸脱することにはならず、同種ではない商品等に関する商標の保護は、基本的にTRIPS協定とパリ条約の規定に従うべきである。</p>

7 GUDANG GARAM 事件

判決番号	119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017	
判決日	2017年8月28日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	<p>PT GUDANG GARAM, TBK (再審請求人、被上告人、原告)</p> <p style="text-align: center;">対</p> <p>H. ALI KHOSIN, S.E. selaku PR JAYA MAKMUR (再審被請求人、上告人、被告)</p> <p>法務人權省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)</p>	
訴訟の対象	<p>被告商標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div>	<p>原告商標</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div>
訴訟の履歴	<p>2017年8月28日 (119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017)</p> <p>2014年4月22日 (162 K/Pdt.Sus-HKI/2014)</p> <p>2013年9月12日 (04/HKI-Merek/2013/PN.Niaga.Sby)</p>	
事案の概要	<p>本件は、インドネシア及び各国でたばこの販売等を行っていた原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標（登録日：2005年3月21日及び同年7月14日）の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>	
第一審の判断 (スラバヤ地裁商事裁判所)	<p>請求認容</p> <p>旧商標法69条2項は、当該商標が宗教規範、道徳又は公の秩序に反する場合には、取消訴訟を無期限で提起することができる旨を規定し、同項注釈の「宗教規範、道徳又は公の秩序に反する」とは、同法5条a号注釈における定義と同じであり、「公の秩序に反する」には、「悪意」の場合も含まれる。</p> <p>原告 (PT GUDANG GARAM, TBK) は、インドネシアで1979年に設立され、その名称に基づいて原告商標の名称 (G u d a n g G a r a m) を定め、各種商品区分について、インドネシア及び各国において商標登録を受けている。</p> <p>そして、被告商標と原告商標は、全体的にみると、商標の色、倉庫と</p>	

	<p>線路のロゴ図画、文字の構成と称呼について類似性がみられ、あたかも同じ製造会社の製品であるかのようにあり、消費者又はそれを使用する公衆に明らかな混乱を招き、又は誤認させ得る。それゆえ、被告商標は、原告商標と要部又は全体における同一性を有しているといえるし、原告の法人名とも類似している。</p> <p>以上によれば、被告は、原告商標の名声に便乗することで、被告商標の着想を得ているというべきであり、悪意の要素を満たしているといえる。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>第一審は、従属被告が方式審査、実体審査時に権限に基づいて「善意」について判断していることについての考慮が欠けている。</p> <p>被告商標は、すでに商標一般登録簿と商標官報に登録されているし、被告商標を詳細にみると、原告商標との間で混乱を招き得る形、配置方法、称呼の同一性は存在しない。</p> <p>また、原告は、被告の悪意について立証できていない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求認容</p> <p>原告商標は、34類の指定商品ないし役務について、すでに登録されており、これは被告商標と同種である。</p> <p>被告商標は、「G u d a n g」の称呼、文字と色の組合せ、ロゴ図画において、原告商標と要部における同一性を有しており、その状況により公衆が誤認し、両商品が同一の企業ないし工場に由来するという強い印象を生じさせ得る。</p> <p>被告は、インドネシアの公衆において広く知られている原告商標を模倣・便乗しており、原告に不利益となっているため、被告商標が、被告の悪意に基づいて登録されたとする第一審の判断は相当である。</p> <p>原告が被告に関する刑事判決（104 PK/Pid.Sus/2015）等の形で提出した新証拠は、第一審の判断に沿うものであり、決定的性格を有している。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Syamsul Ma'arif, S.H., LL.M., Ph.D</p> <p>裁判体：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p> <p>裁判体：Sudrajad Dimiyati, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>再審は、被告商標と原告商標は、「G u d a n g」の称呼、文字と色の組合せ、ロゴ図画の同一性の存在という意味での要部の同一性により、その状況は公衆を誤認させ、両商品が同一の企業ないし工場に由来するという強い印象を生じさせ得るとした。</p> <p>再審による商標の要部の同一性を肯定した理由は、刑事判決に基づくものである。再審は、被告の商標登録は悪意に基づくものと評価した。</p>

8 PUREBABY 事件

判決番号	126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016
判決日	2017年1月11日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. ANTARMITRA SEMBADA (再審被請求人、上告人、原告) 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会 (再審請求人、被上告人、被告)
訴訟の対象	引用商標 原告商標 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>PUREBABY</p> </div> </div>
訴訟の履歴	2017年1月11日 (126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016) 2015年3月18日 (308 K/Pdt.Sus-HaKI/2013) 2013年4月4日 (85/Merek/2012/PN.Niaga.Jkt.Pst) 2012年8月1日 (173/KBM/HKI/2012)
事案の概要	本件は、原告が、3類のベビーオイル等の商品について、法務人権省知的財産総局に対し、原告商標の出願を行ったところ、同種の指定商品に係る引用商標（登録年：1985年）と要部の同一性を有しているとの理由で、拒絶査定を受けたため、被告に対して審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	請求棄却 旧商標法6条1項a号注釈は、要部又は全体における同一性とは、ある商標と他の商標に支配的な要素が存在していることによって生ずる同一性をいい、形状、配置方法、表記方法等の同一性が存在するという印象を与えるものをいうと規定している。 また、最高裁判決(2451/K/Pdt/1987)は、ある商標と他の商標の要部又は全体の同一性の有無を判断するに当たっては、当該商標はその一部を分離することなく、完全な一つのまとまりとして全体的に観察しなければならない旨を判示している。 引用商標は、「MY BABY」という文字の要素と図画の要素から構成される商標であり、「支配的な要素」は、「MY BABY」という

	<p>文字の要素であるところ、これと原告商標とは、観念、文字の要素、称呼において同一性を有している。</p> <p>また、被告が指摘するように、同種の指定商品に当たるかは、公衆の日常の理解に応じて定めるべきとされているところ、引用商標の指定商品と原告商標の指定商品との間には、性質、製造、使用方法に同一性があるから、同種の製品であると分類される。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求一部認容</p> <p>商標「WHITE COFFEE」と商標「COFFEE LUWAK」では、「COFFEE」が種類で、「WHITE」と「LUWAK」が商標であるという事案と同様に、「BABY」は種類の名称であるため、原告商標と引用商標に要部の同一性があるとは認められない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>上告審は、事実認定の問題に踏み込んでいるが、その権限は、下級審の法の適用面の適否について判断するのみである。</p> <p>本件では、原告商標と先願商標である引用商標の要部の同一性の有無の問題は、すでに下級審が判断済みである。そして、上級審は、決定的な新証拠に基づく十分な判断もなく、下級審が同種商品区分の両商標の要部の同一性を審理・認定した事実認定の問題を再審理している。</p> <p>なお、引用商標は、8か国で登録されており、継続的に長期間にわたってウェブサイトを通じた広告をしているため、周知商標として立証可能であり、原告商標の出願は悪意に基づくといえる。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah. S.H., M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>ある商標と他の商標の要部又は全体の同一性の有無は、当該商標の一部を分離することなく、一つのまとまりとして全体的に観察して判断しなければならない。</p>

9 PERMONA 事件

判決番号	115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015
判決日	2016年1月6日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. PERMONA (再審請求人、上告人、原告) 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会 (再審被請求人、被上告人、被告)
訴訟の対象	引用商標  原告商標 Hong Tashan 登録番号 IDM000023165 Hong Tashan 出願番号 D00-2006-024875
訴訟の履歴	2016年1月6日 (115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015) 2014年7月23日 (225 K/Pdt.Sus-HKI/2014) 2014年1月15日 (77/Pdt.Sus/Merek/2013/PN.Niaga.Jkt.Pst)
関連判決	2010年4月26日バンドン行政裁判所判決 (41/G/2010/PTUN-BDG) 2011年2月21日ジャカルタ行政高等裁判所判決 (189/B/2010/PT.TUN.JKT) 2011年9月28日最高裁判決 (221 K/TUN/2011)
事案の概要	本件は、原告が、法務人権省知的財産総局に対して原告商標の出願をしたところ、引用商標と類似しているとして拒絶されたため、被告に対して審判請求を行ったところ、法定の審判請求期間を徒過していることを理由にこれを受理できない旨の通知を受けたことから、中央ジャカルタ地裁商事裁判所に対して訴訟を提起した事案である。
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	訴え却下 旧商標法31条3項及び商標出願、審査、審判解決の手順に関する大統領令2005年第20号(以下「2005年大統領令」という。) 13条3項は、出願人又は代理人は、審判請求拒絶審決を受領した日から起算して3か月以内に、当該審決に対する訴訟を商事裁判所に提起することができるとしている。 原告は、2006年9月3日、原告商標の出願をした。法務人権省知

	<p>的財産総局は、2009年10月26日付け文書により、原告商標が同種の商品について先に商標登録されていた引用商標を模倣したものであるとの理由で、原告の出願の拒絶を通知した。</p> <p>原告は、同年11月6日に受領した商標登録出願拒絶通知について反論したものの、同日から起算して3か月以内に商標審判委員会に対して審判請求を行わず、2012年9月25日になってから審判請求を行った。</p> <p>商標審判委員会事務局は、2005年大統領令3条4項に規定された期間を徒過しているとして、同大統領令7条1項に基づき、原告の審判請求を受理できない旨の通知をしたものの、未だ商標審判委員会による審決はなかった。</p> <p>原告は、原告商標の出願の拒絶査定に関する不服申立ては行政裁判所ではなく商標審判委員会に対して行うべき旨を判示した最高裁判決(221K/TUN/2011)を根拠として商事裁判所に提訴したが、上記のとおり、当該訴訟の対象となる商標審判委員会審決は存在していない。</p> <p>以上によれば、旧商標法31条3項に基づき、中央ジャカルタ地裁商事裁判所は、本件を審理判決する権限を有していない。</p>
<p>上告審の判断</p>	<p>上告棄却</p> <p>原告は、原告商標の出願をしたが、法務人権省知的財産総局は、引用商標を模倣するものとして拒絶し、原告は、2006年11月16日付けで商標登録出願拒絶通知を受領している。原告は、2005年大統領令3条4項の審判請求期間を徒過してから審判請求を行ったものであり、手続上・形式上の要件を備えていなかった。</p> <p>原告の提訴は、商標審判委員会審決を根拠としておらず、旧商標法31条3項及び2005年大統領令13条3項の要件を満たさない。</p>
<p>再審の判断</p>	<p>再審請求棄却</p> <p>原告は、商標審判委員会への審判請求を商標登録出願拒絶通知の受領日から3か月以内に行っておらず、商事裁判所への提訴も商標審判委員会審決を根拠としていないことが判明したため、旧商標法31条3項及び2005年大統領令13条3項の要件を満たさない。</p> <p>原告が提出した証拠は、決定的な新証拠ではないため、法律審（上告審）判決を破棄することはできない。</p>
<p>再審裁判体</p>	<p>裁判長：Dr. H. Mohammad Saleh, S.H., M.H. 裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H. 裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., M.H.</p>
<p>法的規範</p>	<p>商標審判委員会からの通知は、商事裁判所への訴訟提起の根拠にはならない。</p>

10 RJSTEEL 事件

判決番号	71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst
判決日	2018年5月2日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. MITRA ANGKASA SEJAHTERA (原告) 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会 (被告)
訴訟の対象	引用商標  原告商標: 
訴訟の履歴	2018年5月2日 (71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst) 2017年6月7日 (247/KBM/HKI/2017)
事案の概要	本件は、原告が、法務人権省知的財産総局に対し、原告商標の登録出願をしたところ、同種の指定商品に係る引用商標と要部の同一性があるとして、拒絶査定を受けたため、被告に審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。
裁判所の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	請求認容 A J B S (Anak Jaya Bapak Senang) グループは、スラバヤで1966年に設立され、インドネシアで知られたボルト・ナット等のインフラ開発用商品を販売する会社であり、その後、インドネシア初のボルト・ナットフランチャイズ会社として原告 (PT. Mitra Angkasa Sejahtera) を設立し、「R J S T E E L」の名称でボルト・ナット事業のフランチャイズを行い、現在はインドネシア全国の都市に50店舗程度を出店している。 原告商標の「R J S T E E L」は、「R J」という文字と「S T E E L」という文字に由来し、「R J」は原告の創立者で取締役である Indriani Suhartono の息子 Ryan Joshua の名前のイニシャルであり、「S T E E L」という文字は「鉄」の意味を有し、基本材料として鉄を用いて製造しているボルト・ナット商品を示している。 原告商標の「R J」は、四角形状に配置されていて識別力は明らかであり、引用商標との違いが存在する。他方、鉄を意味する「S T E E L」という語は、販売製品の材料の種類である「Kratatau Steel」を指すような識別力がない語である。別の例で言えば、「A B C D o m i n o」と「A B C D」とは異なるし、「D E F」と「D E F R O Z」も称呼の同一性に関する分析をすれば異なる。

	<p>専門家である Emawati Junus, S.H., M.H. 氏は、商標審査官と商標審判委員会には主観的な評価が見られ、一貫性を有しておらず、各商標に異なる見解が生じ得るとしている⁹。</p> <p>当裁判所は、原告商標は善意に基づいて出願されており、引用商標を模倣する意図がなく、両商標は外観、観念及び称呼の同一性がないと結論付けられるために、原告商標の商標登録を認めるのが相当と思料するため、原審決は取り消すべきである。</p>
裁判体	<p>裁判長：Mahfudin, SH. MH.</p> <p>裁判官：Duta Baskara, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：H. Sunarso, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>商標について外観、観念及び称呼上の相違がある場合、要部の同一性を有しているとはいえない。</p>

⁹ インドネシアでは、技術系の知財事件について日本のような知財裁判所調査官制度はなく、技術系・非技術系を問わず知財事件の論点については、当事者の申請した専門家証人の意見を通じて判断することが多い。

活動報告

【会合】

国際知財司法シンポジウム（J S I P）フォローアップセミナー

国際協力部教官

坂本達也

1 はじめに

2022年12月6日及び9日に、それぞれ、ベトナムの関係機関及びカンボジアの関係機関を対象として、国際知財司法シンポジウム（通称“J S I P¹”）2021のフォローアップセミナーが開催された。

本稿では、両セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。なお、本稿中の意見や分析は、当職の私見であり所属部局等の見解ではない。

2 開催に至る経緯

- (1) J S I Pは、海外から実務家を招いて、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、2017年から毎年開催されているシンポジウムである。

J S I Pは、欧米諸国を対象とするプログラムと、ASEAN諸国を対象とするプログラムを隔年で実施している。法務省は主にASEAN諸国を対象とするプログラムを担当しており、当部においても企画、準備、実施に関与している²。

- (2) J S I Pフォローアップセミナーは、前年のASEAN諸国を対象とするプログラムで議論された内容につき、特にそれが課題となっていると考えられる参加国との間で更に掘り下げた議論を行う目的で、2020年から法務省が独自に実施するセミナーである³。

2020年に続き、2回目の開催となる今回はベトナム及びカンボジアを対象国とし、「商標権侵害に関する救済制度の実務」をテーマとして取り上げ、模倣品侵害に対するエンフォースメントに焦点を当てた議論がなされた。

¹ Judicial Symposium on Intellectual Property の略称である。

² 法務省が主に担当した過年度のプログラムについては、2017年のプログラムはICD NEWS第74号23頁以降を、2019年のプログラムについてはICD NEWS第81号101頁以降を、2021年のプログラムはICD NEWS第90号67頁以降をそれぞれ参照されたい。

³ J S I Pフォローアップセミナーの開催経緯の詳細及び2020年のフォローアップセミナーの内容についてはICD NEWS第87号191頁以降を参照されたい。

3 ベトナムセミナー

(1) 概要

ア 日時

2022年12月6日（火）

イ ベトナム側参加機関

科学技術省監査局、国家知的財産庁、商工省市場管理総局、最高人民裁判所

ウ 実施形式

オンライン形式

(2) プログラムの内容

ア ベトナム科学技術省監査局によるプレゼンテーション

まず、科学技術省監査局（以下「監査局」という。）のチャン・ティエン・ダット知的財産監査室副室長が「商標権侵害の対応における科学技術省の役割」と題したプレゼンテーションを行った。科学技術省は、知的財産を主管する行政機関であり、監査局は、産業財産権分野（特許権、商標権、意匠権、実用新案権）における行政措置の実施等を担当している。

プレゼンテーションにおいては、まずベトナムの産業財産権侵害事案に対するエンフォースメントの主要な役割を担う行政措置について、関係機関の役割分担が説明された。具体的には、科学技術省傘下の組織として、①監査局、②国家知的財産庁、③知的財産研究所が存在しており、①監査局は、産業財産権侵害事案に対する行政措置を行う権限を有する執行機関である。同種事案に対する行政措置を行う権限を有する執行機関として商工省市場管理総局（以下「市場管理総局」という。）があるが、主に市場のパトロールを担当する同局とは異なり、監査局は、立入調査権を有すること、産業財産権侵害事案の中でも複雑な事件（特許権侵害事案は同局のみが担当している。）を担当していることに特徴がある。②国家知的財産庁は、執行機関である監査局、市場管理総局らに対し、専門的知見を提供することを主たる役割としており、③知的財産研究所は独立した鑑定の実施機関である。このほか、プレゼンテーションにおいては、ベトナムの知的財産権侵害に対するエンフォースメントは行政措置が主要な役割を占めており、同国の知的財産権侵害事案の90%以上を行政機関が処理していること、権利者は行政機関に行政措置を申し立てられること、近時の課題として、オンライン上の権利侵害事案について侵害者の特定に困難が生じていることなどが紹介された。

イ ベトナム国家知的財産庁によるプレゼンテーション

次に、国家知的財産庁のハ・ティ・グエット・トゥ博士が「権利化機関の観点から見た知的財産権のエンフォースメント」と題したプレゼンテーションを行った。国家知的財産庁は、主に執行機関に対する専門的知見の提供を行っている科学技術省傘下の行政機関である。

プレゼンテーションにおいては、国家知的財産庁と、同じく科学技術省傘下の行

政機関であり独立した鑑定機関である知的財産研究所の役割について説明がされた。国家知的財産庁は、産業財産権侵害事案処理のための専門的知見の提供をその主たる役割としており、対象となる産業財産権の保護状況、権利登録状況、使用状況、保護範囲の特定、侵害要素の特定等に関する知見を提供しているが、提供される知見はこれらに限られるものではない。提供先となる行政機関は、市場管理総局、税関、公安、人民裁判所、監査局等がある。権利別にみると、商標権に関するものがほとんどであるほか、わずかに特許権、実用新案権、意匠権に関するものがある。一方、知的財産研究所は、独立した鑑定の実施機関である。嘱託事項につき客観的かつ公平に鑑定を実施することとされており、保護範囲の特定、侵害の有無、損害の評価などについて鑑定を行う。後述のベトナム最高人民裁判所のプレゼンテーションにおいても、知的財産研究所の鑑定結果を裁判上も非常に尊重しているとの報告があった。

ウ 市場管理総局によるプレゼンテーション

次に、市場管理総局のキエウ・ドゥオン法務担当副局長が「市場管理部隊 産業財産権の保護」と題したプレゼンテーションを行った。市場管理総局は、産業財産権侵害事案に対する行政措置権限を有する執行機関であり、ベトナム各地における取締活動を行っている。

プレゼンテーションにおいては、市場管理総局の産業財産権保護活動について紹介があった。商工省傘下の市場管理総局は、省・市レベルで合計64の専門業務局及び市場管理局、群・群間レベルで合計376の市場管理チームを有し、5243の市場取締官を擁している。その主たる業務は、模造品の製造・取引を含む知的財産権侵害行為の取締活動であり、違反行為に対する行政措置を実施している。統計によると、市場管理局による行政措置は、2022年1月から10月までに2663件、罰金額は合計289億8658万1000ドンにも及んでいる。

エ ベトナム最高人民裁判所によるプレゼンテーション

次に、最高人民裁判所のホアン・ゴック・タインハノイ市人民裁判所経済法廷長官から、ベトナムの商標制度とその侵害に関する裁判の状況や課題についてプレゼンテーションがされた。

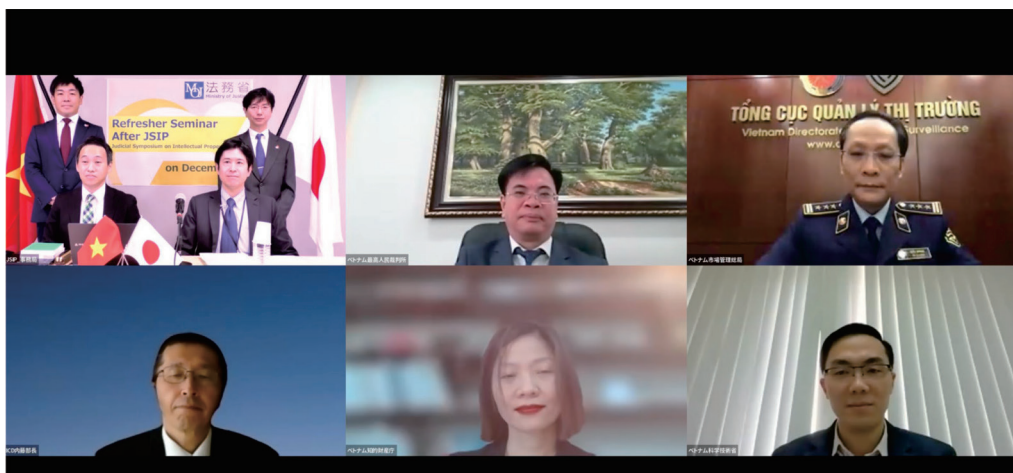
プレゼンテーションにおいては、商標権侵害事案に対するエンフォースメントとして、民事訴訟が利用されていない現状とその理由について説明がされた。知的財産権に関する民事訴訟は、2016年1月から2020年9月までの統計によると合計49件しかなく、そのうち商標権侵害事案はわずか9件であった。このように商標権侵害に対するエンフォースメントとして民事訴訟が採用されない要因として、①裁判手続が煩雑であり当事者に心理的抵抗感があること、②審理期間が長

く⁴、訴訟費用が高いこと、③機密情報を保護する裁判上の制度がないこと、④損害額の算定に困難があり、多くの事例で認容される損害賠償額が不十分であること⁵、⑤裁判官に知的財産権及び知財訴訟に関する専門的知見が不足していること、⑥商標権侵害に対する仮処分が実施されないこと（条文が存在するものの適用した事例がほとんどない）、⑦判決や決定の執行が容易ではないことなどが挙げられた。特に上記⑤に関しては、ベトナムには知財訴訟を専門的に扱う裁判所はなく、商標権侵害事件について十分な知見がないことから、裁判所は事件を受理すると、知的財産研究所の鑑定を実施し、基本的にはこれを尊重した判断を下しているとのことであつた。最高人民裁判所においても裁判官向けの研修を実施しているものの、実務の取扱件数が少ないことから、知見が蓄積されていない状況にあるようであつた。

オ 日本の弁護士によるプレゼンテーション

まず、木村耕太郎弁護士⁶が「日本における模倣品に対するエンフォースメント」と題するプレゼンテーションを行った。日本の模倣品に対するエンフォースメントである民事訴訟、刑事訴訟、水際取締制度（輸入差止申立ての手續）につき幅広く解説いただいた上、さらに近時の課題であるインターネット上の模倣品販売事例につき権利侵害者の住所・名称が分からない場合の法令上の措置について御紹介いただいた。

次に、松本幸太弁護士⁷が「日本における模倣品対策としての実体法の解説」と題するプレゼンテーションを行った。商標法に関する実体法上の規律について具体的な事例を交えながら御紹介いただいたほか、不正競争防止法、特許法、実用新案法、意匠法、著作権法等についても簡潔に御紹介いただいた。



【オープニングの記念撮影】

⁴ 条文上は事件受理から執行まで4か月（複雑事件であれば6か月）で終えるものとされているが、知財紛争は実際にはより多くの時間を要している。その原因としては、鑑定手續そのものに時間を要することに加え、鑑定結果に不服がある当事者から再鑑定を求められることなどが挙げられた。

⁵ 発表者によると認容額が200万円を超えることはないとのことであつた。

⁶ ルネス総合法律事務所パートナー弁護士。日本弁護士連合会知的財産センター委員。

⁷ TMI総合法律事務所パートナー弁護士。弁護士知財ネット理事。



【ベトナムセミナーの様子】

4 カンボジアセミナー

(1) 概要

ア 日時

2022年12月9日（金）

イ カンボジア側参加機関

経済財政省関税消費税総局、国家警察、模倣品対策委員会、司法省

ウ 実施形式

オンライン形式

(2) プログラムの内容

ア カンボジア経済財政省関税消費税総局によるプレゼンテーション

まず、経済財政省関税消費税総局（以下「関税消費税総局」という。）のナム・ソクレン税関政策室長が「関税消費税総局の国境措置」と題したプレゼンテーションを行った。関税消費税総局は、カンボジア経済財政省傘下の税関行政に従事する機関である。

プレゼンテーションにおいては、カンボジアの知的財産法制及びエンフォースメントに関する全体像が概説された後、関税消費税総局が従事する水際措置にフォーカスした説明がなされ、知的財産侵害物品に関する通関手続停止の流れが詳しく紹介された。

イ カンボジア国家警察によるプレゼンテーション

次に、国家警察経済犯罪対策局（以下「国家経済犯罪対策局」という。）知的財産権犯罪対策室室長のマス・ユソス警察大佐が「ケーススタディ及び情報共有IP（知財）保護と模倣品販売の取締り」と題したプレゼンテーションを行った。経済犯罪対策局は、検察官の指揮の下、知的財産権侵害事案に関する犯罪捜査を行う行政機関である。

プレゼンテーションにおいては、経済犯罪対策局によるこれまでの摘発事例が具

体的に紹介されるとともに、今後の課題として、知的財産の専門的知見が不足しており、法執行能力が不足していることなどが紹介された。

ウ カンボジア模倣品対策委員会からのプレゼンテーション

次に、模倣品対策委員会のホックリー・ケオ事務局次長が「模倣品の輸入、製造、保管、販売、流通に関連した知的財産権侵害に対するC. C. C. Cの手続の実施」と題したプレゼンテーションを行った。模倣品対策委員会は、関係機関と協力し、模倣品に関する犯罪の捜査や取締を行う行政機関であり、24の省庁・機関の代表者で構成されている。

プレゼンテーションにおいては、模倣品対策委員会の所管について説明がされた後、模倣品対策委員会に対する捜査の申立てから、国家警察と協働して実施される捜査、検察官に対する事件送致に至るまでの一連の手続の流れが詳細に説明された。

エ カンボジア司法省からのプレゼンテーション

次に、司法省始審裁判所のセン・レン副長官が「カンボジアにおける商標、商号及び不正競争防止行為紛争の法的側面及びその解決」と題したプレゼンテーションを行った。

プレゼンテーションにおいては、知的財産権に関する法整備の状況、民事事件、刑事事件の手続の概要に加え、裁判所に係属する知的財産権に関する民事事件が少数であること及びその理由が紹介された。カンボジアの裁判所に係属する知的財産権に関する民事訴訟が少ない原因としては、知的財産権を専門に扱う裁判所がないこと、審理期間が長く大多数の権利者は訴訟外の調停手続を選ぶこと、カンボジアの刑事訴訟においては被害者に対する損害賠償について併せて判断できるため刑事訴訟を選択することが紛争の一次的解決につながることなどが挙げられた。また、紛争解決に長い時間がかかる一方、保全事件の申立てはほとんどないことも問題として提起された（2021年はわずか1件のみであった。）。

オ 日本側のプレゼンテーション

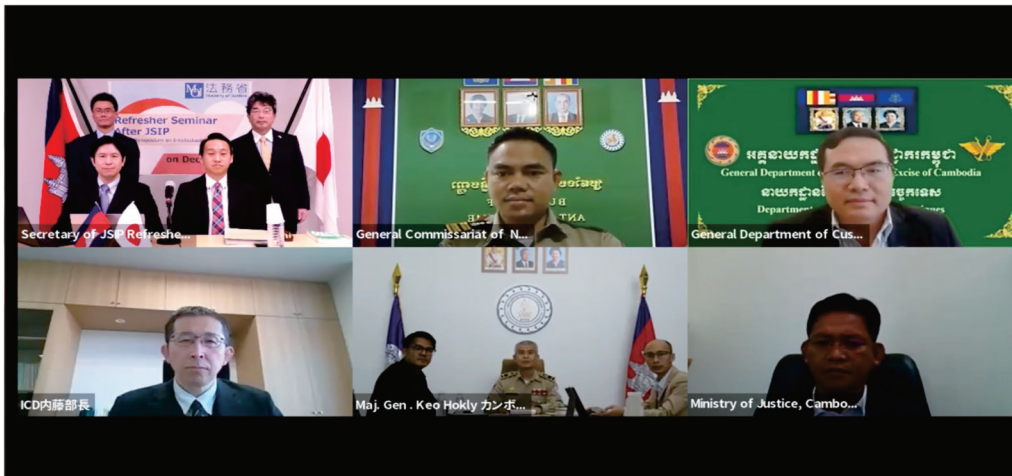
まず、平野恵稔弁護士⁸が「日本における模倣品に対するエンフォースメント」と題するプレゼンテーションを行った。日本の模倣品に対するエンフォースメントである民事訴訟、刑事訴訟、水際取締制度（輸入差止申立ての手続）につき幅広く解説いただいた上、さらに近時の課題であるインターネット上の模倣品販売事例につき権利侵害者の住所・名称が分からない場合の法令上の措置について御紹介いただいた。

次に、井上周一弁護士⁹が「日本における模倣品対策としての実体法の解説」と題するプレゼンテーションを行った。商標法に関する実体法上の規律について具体的な事例を交えながら御紹介いただいたほか、不正競争防止法、特許法、実用新案

⁸ 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー弁護士。日本弁護士連合会知的財産センター委員長。

⁹ 堺筋駅前法律事務所

法、意匠法、著作権法等についても簡潔に御紹介いただいた。



【オープニングの記念撮影】



【カンボジアミナーの様子】

5 おわりに

本セミナーは、ベトナム、カンボジア及び日本の模倣品に対するエンフォースメントを比較検討することができ、大変有意義なものとなった。

特に対象国を2か国に限定し、各国から複数の関係機関に登壇いただいたことにより、関係機関相互の役割分担や、各国の模倣品に対するエンフォースメントの全体像をよりよく把握することができた。また、各国の参加者からは、日本の弁護士のプレゼンテーションに対し、損害の算定方法や専門的知見の獲得手法に関する質問がなされるなど活発な質疑応答が行われ、他国の知見・経験を取り入れて自国の知財制度の発展につなげたいという意欲も感じられた。

JSIPフォローアップセミナーは、前年のASEAN諸国を対象とするプログラムで議論された内容につき、特にそれが課題となっていると考えられる参加国との間で更に掘り下げた議論を行う目的で行われているものであるが、本セミナーにおいては所期

の目的を十分に果たすことができたと考えている。国際協力部としては、今回のセミナーの振返りを十分に行った上で、次回のフォローアップセミナーの実施につなげる所存である。

最後に、本セミナーにおいては、日本弁護士連合会知的財産センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた。心より御礼を申し上げたい。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演 「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」の開催について

前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事）

庄 地 美菜子

第1 はじめに

令和4年12月15日（木）、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」が開催された。

モンゴル国は、1990年代初めに民主主義と市場経済制度への移行を開始し、そのために必要な法整備を進めてきた。

我が国のモンゴル国に対する法制度整備支援は、平成11年（1999年）にモンゴル国法務・内務大臣から我が国法務省に対して法・司法分野での協力要請がなされたことをきっかけとして始まり、同13年（2001年）に創設直後の法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が「日本・モンゴル司法制度比較セミナー」を主催した。

同16年（2004年）からは独立行政法人国際協力機構（JICA。以下「JICA」という。）により司法アドバイザーがモンゴル国に派遣されて、同国初の民事判例集が出版されたほか、同18年（2006年）から同27年（2015年）までの間はJICAによるプロジェクト（弁護士会強化計画、調停制度強化）が実施され、日本弁護士連合会等の協力の下、モンゴル弁護士会調停センターの設立、調停制度の全国的な導入など大きな成果が得られた。

同29年（2017年）には、我が国法務省がモンゴル国法務・内務省から商法典の起草支援の要請を受け、モンゴル国初の商法典の制定に向けて、専門家の協力を得て同支援を継続している。

さらに、令和3年（2021年）8月には、法務省法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で「法・司法分野における人材育成に関する協力覚書（MOC）」が取り交わされ、両国の刑事司法制度比較等をテーマとするオンライン・ワークショップが毎年実施されるなど、両国の法・司法分野の協力・連携は一段と深化している。

また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE。以下「CALE」という。）により、平成18年（2006年）、CALEの海外拠点としてモンゴル国立大学法学部内に日本法教育研究センターが設立されて以来、その修了生の多くが両国の法・司法分野の架け橋となっている。

第2 本記念講演の趣旨について

モンゴル国は、法制度整備支援に関する基本方針における重点支援国の一つに挙げられており、今後も両国の法・司法分野の更なる協力・連携が期待されている。

今回、両国の外交関係樹立50周年の節目の年に、両国における法の支配の浸透と促

進に関して広く知見を共有し、モンゴル国に対する我が国の法制度整備支援の歩みとその成果を広く一般の方々にも周知してその理解を得ることにより、両国の法・司法分野における協力・連携、ひいてはその友好関係の更なる発展を図ることを目的として、本記念講演は開催された。

なお、本記念講演は、法務省法務総合研究所が主催し、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・経済及びビジネス法センター、JICA、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、日本弁護士連合会、CALE及び九州大学の後援を得て、日本会場、モンゴル会場及びオンライン配信のハイブリッド形式により開催され、両国から多数の参加者を得た。

本記念講演の開催に当たっては、在モンゴル日本国大使館、駐日モンゴル国大使館にも多大なる御協力をいただいた。

第3 本記念講演の内容について

開会に先立って、門山宏哲日本国法務副大臣、バヤルサイハン・ソロンゴモンゴル国法務・内務副大臣、小林弘之モンゴル国駐箚特命全権大使、スフバートル・ボロルチメグ駐日モンゴル国大使館公使参事官から開会の御挨拶をいただいた。

本記念講演では、これまで両国の協力・連携に大きく貢献されてきた6名の皆様から以下のとおり御講演いただいた。

元裁判官で弁護士の稲葉一人氏からは、モンゴル国における調停制度の創設の御経験をお話しいただいた。

この中で、現地関係者のリーダーシップの下で行政と裁判所の揺るぎない協力関係により制度構築が進められたことに加え、制度を根付かせるには人材育成が最も重要であるところ、調停人の集中トレーニングにより「日本の調停の魂」のようなものがモンゴル国の調停人に引き継がれたこと、アジアに共通する話合いの文化が土壌としてあったことが、調停制度が同国に根付いた理由の一つであることなどが述べられた。その上で稲葉氏は、今後も検証を続けながら制度を継続していくことが重要であると述べられた。

モンゴル国立大学法学部学部長・教授のバトボルド・アマルサナー氏からは、両国の法律分野の協力が人材育成を中心になされてきたことが述べられた。

また、モンゴル国における近年の私法分野の改革として、今後商事法についての特別規定が整備されることで、契約がきちんと履行されるようになることや、取引に掛かる費用や時間の削減が期待できること、また、商事法についての特別規定を制定すると同時に消費者保護に関する特別法も整備する必要があることなどが述べられた。

元JICAモンゴル長期専門家で弁護士の磯井美葉氏からは、日本弁護士連合会のモンゴル国との交流の歴史として、同国での民事判例集の出版、モンゴル弁護士会の強化、調停制度の普及等について写真を中心に詳細に御解説いただいた。

九州大学大学院法学研究院副研究院長・教授の徳本穰氏からは、我が国が現在モンゴル国に対して行っている商法典の起草支援に関連して、前提として民法の歴史や伝統に

基礎を置く家族法や相続法が国際的な統一が困難であるのに比べて、企業を対象とする商法は、企業活動に伴う経済現象から生じる法則が基本的には人類に共通するものであって内容を同じくする世界的な傾向があり、国際的にも統一しやすいという特徴があることを御解説いただき、企業に関する法であるという商法の独自性からも、商法典を制定する必要があることなどが述べられた。

そして、モンゴル国立大学法学部内に設置された名古屋大学の日本法教育研究センターの修了生で、両国で活躍中のモンゴル国立大学法学部専任講師・九州大学大学院法学府博士課程サランゲレル・バトバヤル氏及び弁護士・モンゴル国立大学上級講師・モンゴル国立法律研究所アカデミックダイレクターのガンホヤグ・ダワーニヤム氏からは、特に法学教育における両国の協力関係について、日本語と日本法に習熟した日本法教育研究センターの修了生の多くが両国の架け橋となっており、今後の両国の協力関係の発展を更に担うことが期待されていることなどをお話しいただいた。

詳細については、本稿添付の講演録及び講演資料を御参照いただきたい。

第4 おわりに

モンゴル国と我が国は近年特に要人往来が頻繁に行われ、経済・投資分野での協力関係は今後ますます進められると思われる。そのような中で、両国は、自由、民主主義、人権及び法の支配を普遍的価値として共有するパートナーとして今後ますますその協力関係が強化されることが期待される。

本記念講演においては、20年以上にわたり行われてきた我が国とモンゴル国との間の法制度整備支援において、両国の関係者が互いを尊重しながら、信頼関係を構築し、長年協力を続けてきたことで、数々の困難を乗り越えてきた経験を共有し、また、今後の活動や協力関係の展望についても広く内外に知っていただくことができた。

本記念講演が、モンゴル国と我が国の今後50年の法・司法分野における協力と連携、ひいてはその友好関係の新たな礎となることを願ってやまない。

最後に、講演者の皆様その他本記念講演に御協力いただいた全ての関係者の皆様にこの場をお借りして心より厚く御礼を申し上げます。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演



日本とモンゴルにおける 法の支配の浸透と促進

令和4年 **12月15日** (木)

日本時間 **14:30~17:20**

本年、日本とモンゴルは外交関係樹立50周年を迎えました。
これを記念し、両国に関係の深い法律専門家6名の方々より、法・司法分野の
協力関係の歩みや今後の展望などについて特別にご講演いただきます。
(プログラムの詳細については、裏面をご覧ください)

参加無料
要事前申込み



- ◆ どなたでも無料で参加できます
- ◆ 事前申込みが必要です

【申込みフォーム】

<https://ws.formzu.net/dist/S873911632/>



ハイブリッド開催



- ◆ 会場とオンラインのどちらでも参加できます
- ◆ 日本語・モンゴル語の同時通訳が付きま

日本語・モンゴル語
同時通訳



会場：東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番地18号
国際法務総合センター（会場定員：50名程度）

※公共交通機関をご利用ください。

※JR青梅線東中神駅北口から徒歩約15分



庁舎正面玄関



オンライン：ZOOMウェビナー

※お申込み後、開催前日にご指定のメールアドレス宛てに
参加用URLを送付します。

【締切期日】

会場参加の方

12月12日(月)

オンライン参加の方

12月13日(火)

お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL:042-500-5150（受付時間：平日9:30~18:15）

※接続等に関するお問合せは右記Emailにご連絡ください。Email: moj-j@seminar-support.com

主催：法務省法務総合研究所



後援：モンゴル法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・経済及びビジネス法センター、
独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、
日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）、九州大学

プログラム

(敬称略)

開会挨拶（主催者、後援者等） 14:30～15:00

講演 15:00～17:00

弁護士 元裁判官

稲葉 一人

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

モンゴル国立大学法学部学部長・教授

バトボルド・アマルサナー

「モンゴルにおける近年の私法分野における司法改革及びモンゴルと日本の協力について」

弁護士 日本弁護士連合会国際交流委員会委員 JICAネパール長期専門家
元JICAモンゴル長期専門家

磯井 美葉

「日弁連とモンゴルの関わり」

九州大学大学院法学研究院副研究院長・教授

徳本 穰

「モンゴルにおける商法典起草支援」

モンゴル国立大学法学部専任講師 九州大学大学院法学府博士課程

サランゲレル・バトバヤル

弁護士 モンゴル国立大学上級講師

ガンホヤグ・ダワーニヤム

「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

閉会挨拶（主催者、後援者） 17:00～17:20

ANNIVERSARY

ANNIVERSARY

[講演録]

□ 稲葉 一人（弁護士 元裁判官）

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

本日は、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演のトップバッターに採用していただきまして、本当に光栄です。

6か月ほど前にこのお話をいただいてから、何をお話しすればいいのかいろいろ考えてきました。いろいろな人の顔が浮かぶところだったのですが、今日は幾つかのことに絞ってお話をさせていただこうと思います。

まずは、モンゴルにおける新しい紛争解決方法というのは、実はこれは調停ということ、英語で言うと **Mediation** だということです。

そのことを前提にしまして、最初に、実は先日お亡くなりになりましたモンゴルの裁判所評議会の調停委員会の委員長をされているトンガラク判事に哀悼の意を示したいと思えます。トンガラクさんが関わられた点については、私のお話の中で触れたいと思えます。

私は、もともと裁判官をしまして、法務省にも勤めたことがあるのですが、アメリカに留学することがあって、その後ADR、裁判外の紛争解決、特に **Mediation** という、話し合いに第三者が関わって解決するという方法に非常に関心を持ちました。

そのために、最初はインドネシアですが、2007年から、モンゴルの法整備支援に関わらせていただくという機会に恵まれました。それ以外にネパールとかバングラデシュ、ベトナム、ミャンマーでも関わらせていただいております。一番長く深く関わらせていただいたのが、このモンゴルです。

今日はまず冒頭で、モンゴルとの出会い、その後の支援をお話しします。

アジア諸国に対して、JICA、ICDには調停制度の支援をしていただいております。この調停制度というのは裁判所付設型で、裁判所の中にある調停制度の支援です。

モンゴル以外のところでも、東ティモールを除いて私は関わらせていただいているということで、どの国にも対話の文化があって、その中で調停制度を取り入れていただくためには、私だけではなくて、現地の方々もいろいろお考えになりながら一緒にこれまで作ってきました。

先々週まで私はベトナムにおりまして、ベトナムでトレーニングをしてきたところです。

調停制度の創設に関わってというところで、何点かポイントを挙げます。

まず、法の紛争解決の位置づけを考えたいと思えます。

それから権利救済型というのは、一般的に言うと裁判制度ですが、調停というのは合意によって紛争解決できるということですが、この二つの関わりも考えたいと思えます。

それから裁判と調停、**Mediation**、今の同じような問いですが、この裁判と調停というのはどういう違いがあるのか、どういう点が同じであるのかということです。

ところで、モンゴルでの裁判所付設型調停プロジェクトは、JICAの評価では、非常

に調停制度の取り入れがうまくいった国ということです。間違いないと思いますが、なぜそういうふうな成功に導かれたのかということについて少し私の考えもお話したいと思います。

もう一点は、今後、コロナの時代を越えてどんなふうにモンゴルが変わっていくのかということについて、私なりの意見と伺いますか、お考えをお話したいと思います。

調停制度の支援をなぜ私がやるようになったのかというと、インドネシアのアチェで2004年の12月に起こったいわゆるスマトラ地震において、アチェの町が津波によってほとんど崩壊した、10万人以上の方が亡くなったということ、これをきっかけとするのです。

10万人の方が亡くなって土地が流されたということになりますと、当然相続の問題が起こったり、土地の問題が起こったりするのです。

ところが裁判所も流されているわけなので、裁判所での解決がなかなかうまくいかないということから、アチェ政府、そしてインドネシアから、日本政府、日本の弁護士会に対して、協力の要請があったということがきっかけです。

私はずっとこういう Mediation とか、裁判外の紛争解決についてトレーニングをしていますので、日弁連と一緒にこれを支援することになりました。当時、JICA ネットを使って、今でいうとZOOMとか、Webexみたいなものですが、そういうものを使って、現地の方々をトレーニングするというのをしたのです。今から15年近く前です。

そこで調停人が育って、その調停人がこの次の年に起こった約5,000件という遺産分割の協議をほとんど話し合いで解決しました。

先ほどから Mediation、あるいは調停というふうにお話ししておりますけれども、ここに見ていただいたように、調停人がいて、当事者お二人がいる。この間に中立的な調停人が関わって話し合いをする。いたってシンプルはシンプルですけども、日本は、こういうような調停の制度を1920年前後ぐらいから持っている、世界で最も古い調停国でもあるのです。

そんなことから私のほうにお話があって、これがインドネシアでうまくいったということも含めて、この後、モンゴルに導入されるということになった、こういうきっかけなのです。

モンゴルではいろんなところに連れて行っていただいて、この写真は、実は最高裁判所の裁判所評議会の庭だったと思いますけれども、ここの山の上から降りてくる羊を1頭蒸し焼きにして食べさせていただいたことを思い出して、この写真が残っていたので掲載しました。どこに行ってもいろんな形でサポートをしていただいたという実感です。

モンゴルの支援活動は、実は最初から裁判所の調停制度に関する支援であったわけではなくて、最初は弁護士会の強化プロジェクトというものから始まって、それからのフェーズ1、フェーズ2という形でJICAの支援がありました。

そこには、この後お話しいただく磯井さんが行われた日本弁護士会の協力もあったので

す。そして、ここへ法務省・ICDの方々も次第に入ってきていただくということになりました。

日本による支援に関しては、私が立役者ではなくて、私はずっとロースクールの教授をしておりましたので、しょっちゅうモンゴルに行くわけにはいきません。

それでも10回以上は行ってありますが、その間、長期専門家として田邊弁護士、そしてこの後講演いただく磯井弁護士、そしてたぶん最後の仕上げを非常に苦勞してやられた岡弁護士、この3人が日本側の立役者であって、そして、現地の方々と非常に深い、そして広い信頼関係を作られて、それがモンゴルの方々と御一緒に活動できた理由だと思えます。

岡弁護士は、「おまえがガンバレよ」という題で単行本まで書かれています。

それでは、モンゴルでのこの裁判所付設型、英語で言うと CourtAnnex と言いますが、裁判所の中の調停制度をどんなふうにしていったのかということ振り返ってみたいと思います。

最初に、調停制度の強化プロジェクトのフェーズ1というものが行われまして、そこでは三つの地区だったと思いますけれども、パイロットコートを作るというやり方をとりました。全て最初から導入するとリスクが大きいので、このパイロットコートで調停制度を入れて、そこで試行していただくということです。

私たちも現地に行って、それぞれの裁判所に行って、少し調停制度自身がまだまだ知られていない中でしたので、それこそ市民の方々にも来ていただいているいろいろ講義をしたり、現地の新聞であるとか、それからテレビ等にも出て、一緒に広告活動をやった覚えがあります。

そこで、モンゴルの新調停法ができるということになりました。これは前後するのですが、調停法自身が成立できるかできないかという瀬戸際のところまで行ったのですが、これは現地の調停委員会を中心とする先生方が非常に苦勞されて、モンゴルの新調停法、つまり、モンゴルの場合は新しく制度を作られたということです。

したがって、裁判所に行っても裁判官の判決による解決だけではなくて、裁判官は関わらないとしても、調停人が関わる合意による紛争解決、こういう新しい制度ができたのです。

当然こういうような制度が入るためには、モンゴル側の事情もありました。裁判官が負担されている事件数が多いというようなこともあって、この制度が司法制度上も非常に求められたという経緯がありますが、しかし、基本は話合いで解決することによって、モンゴルの方々が自分たちの利益をしっかりと主張されて、そしてお互いが納得できるような形で解決することに裁判所が関わるということに価値を見いだされたのだろうというふうに思います。

このスライドは、小松弁護士が作ってくださったものですが、先ほどと少し重なりますけれども、弁護士会調停センターというものをまず作って、パイロットコートで、2010年ぐらいから調停人のトレーニングが開始されるということになりました。

ちょっと写真をお見せしますね。この左側がワーキンググループですので、これは調停委員会とお考えになっていただけたらいいと思います。ここにトンガラク判事が関わっていただいて、委員長として関わっていただきました。

トンガラク委員長は慎重な物言いをされて、そして丁寧な対応をされる方です。そして、こういう問題について構成員の誰一人も置いていかないような調停委員会の進行をされて、粘り強く調停制度をモンゴルの中で地に着けるための努力をされました。運営はまさに調停そのものでした。

右側は僕です。真ん中にいるのは僕で、今ここにいて、こうやって立ってお話しするのですが、大体マイクを持つとぐるぐると回りながらトレーニングをしていくというような、そういうようなやり方をして、現地の方々と調停のトレーニングをしました。

私は急に呼び出されて、何か花束をくれるというようなことを言われたと同時に、最高裁判所の裁判所評議会から最高功労勲章を頂きました。皆さんから見てこの右の（襟に着けている）これが勲章です。初めて着けたのですが、勲章を頂きました。同じものかどうか。

それからもう一つ、ここ（左襟）には弁護士バッジがあるのですが、その下に着けているバッジが見えますか。小さくて見えないかもしれませんが、これは、実はモンゴルの調停人のバッジです。調停人のバッジには3本の矢が付けられたものがあります。裏を見ると「006」ですので、6番目のモンゴルの調停人ということに私自身はなるのかもしれませんが、これを頂いて、非常にうれしく思った記憶があります。

これが裁判所評議会でのものです。この真ん中には磯井さんも出てこられると思いますが、実は裁判所評議会というのが、とてもこの調停の制度を作るに当たってサポートされたということがあります。

さあ、そこで出てくるのが、実は制度設計、これは政策論になるのかもしれませんが、やはり現場解決のための人材育成が非常に大事だという結論に行き着くのです。確かに建物が必要だとかそういうものも必要ですが、やはり誰が調停を動かすかは調停人、メディエーターの力量によるところが大きいです。この方々の人材をどういうふうにして私たちが育成していくのか、ここが大事だと思います。

御存じだと思いますが、日本でも3万人、と言いましても民事と家事と重なっておりますので2万5,000人ぐらいですけども、その方々が調停人として働いておられます。この方々の力によって日本の調停も実は動いているということを考えると、やはりモンゴルでも調停人の育成がとても大事だということに気づくのです。

このことは、私自身が調停のトレーニングをしているので若干我田引水みたいなところはありますが、このようなトレーニングによって、その人に日本の調停の魂みたいなものがしっかりと受け継がれているのではないかと思います。

この写真の真ん中にいらっしゃるのがトンガラク判事です。トンガラクさんから見て右側が磯井さん、左側が僕です。見てお分かりのように女性の方が多いのです。この女性の方々を引き連れて、やはり調停の制度を作られたというのがトンガラク判事だったので

はないかと思います。先日お亡くなりになりましたことに私も非常に心を痛めましたけれども、この場でこのような形となりましたが、哀悼の意を表したいと思います。

このようにして、モンゴルの民事事件において裁判所付設型の調停というのができ、裁判所の中に元裁判官であるとか、それから裁判所の書記官がトレーニングを受けて、メディエーターになるという仕組みが作られました。

このような制度の、しかも常勤の調停人を中心とした調停制度というのは、実は世界で多分初めてなのではないかと思います。日本は非常勤の調停人ということになるのですが、こういうチョイスは、決して僕らがこうしろと言うのではなくて、モンゴルの方々がいろんなところを学んできながら自分たちでチョイスしたというところがあるのです。

そういう意味では、調停制度を作ることも自身もある種の意味での調停なのかなあというふうに思います。それを支えてこられたのが、先ほどから言っていますトンガラク判事だったと思います。

JICAの協力によるモンゴルの裁判所付設型調停の導入ですけれども、2015年のときに調停の申立・回付件数が1万5,000件、その中で処理件数が1万1,000件となっております。そして左の下がSuccess Rate、成功の割合が書かれておりますが、この件数はたぶんかなり高いだろうと思います。それからSatisfaction、つまり満足度の指標も非常に高いということが出ています。

そういう意味では、この制度はゼロから作り上げられましたが、最初から調停を利用した人の満足度を調査しながら作られた、多分世界で初めてのこういう制度になるのだろうと思います。

最後に、モンゴルで調停が成功した理由は、調停評議会や調停委員会のリーダーシップがあったことが大きな理由です。私たちが現地に行きますと、本当に最高裁判所の判事が直接来ていただいて御一緒にトレーニングを受けていただくとか、いろいろなサポートを受けました。今でもそういう方々の顔を思い出すことがあります。

もう一つは、大統領府主導の司法改革が並行して進んだということで、司法と行政がしっかりと手を結んだというところがありました。途中ちょっとそうでもなかった時期もあったことは事実なのですが、最終的にはこれがうまくいって、新調停法、そして調停人を育てるということについて、揺るがない形で両者が手を結んだということです。

それから調停人向けの集中トレーニングが実施されました。決して私が全部しているわけではなくて、先ほど言ったモンゴルの長期専門家である岡さんも、モンゴルに行くまでは調停のトレーニングなんて一切受けたことがなかったのに、最後には御自身でほとんどの調停のトレーニングができるまで成長されたことも要因です。そういう意味では、とても良い人に巡り合って、いい時期に、このような中身ができたのだろうというふうに思います。

さあ、そうすると、私たちが考えなければならないのは、東南アジアや東アジア、モンゴルは北アジアになるのですが、話合いの文化の共有ができるのではないかということです。どの国でも話合いの文化は、形は少し違ってもあるのです。二者で話し合うというこ

ともあると思いますし、第三者を入れて話し合うという仕組みもあると思います。

モンゴルでもそれぞれの方々は分散して生きているとしても、交流がある中で、やはり対立があるときに、それなりに平和的に解決するために、この調停の制度に近いものがあったという文化があったので、多分うまくいったのではないかと考えております。

実は2020年からコロナになったものですから、なかなか現地に行けなくなったのです。たしか僕が最後にモンゴルに行ったのは、2020年の1月か2月だったと思います。そこから行けていません。

そうすると、調停のトレーニングというのはやはり対面してやらなければならないというような思いがあって、なかなか行けない。そうするとトレーニングができないというようなことになったので、実はeラーニングの調停のトレーニングの仕組みを、JICA、ICDにも協力していただいて作りました。この写真がそのときの調停の様子です。右上は私が調停人となって、皆さんの前で調停をしていくというようなことをやりました。

最後の写真は、愛媛和解支援センターです。モンゴルの方々の訪日の際に、同センターに訪問していただきました。ここは日本の民間型のADR機関で、調停をしているのです。20年間全部無償でやっているというところです。一旦やり始めると止めることはできないというのが、やはり調停の制度だろうと思います。センターは絶えず活動を続けています。

モンゴルは世界に誇る調停制度を立ち上げました。これからいろいろな波に揉まれるのだらうと思いますが、最初の問いである、「強制になっていないか」とか、あるいは「ちゃんとした合意ができていないのか」、「調停人がしっかりと倫理的な規範に従っているのか」、「当事者の満足度はどうなのか」ということを考えていただきたいというふうに思っております。私もそのために、まだまだ貢献ができるのかなというふうに思っております。権利救済型の裁判と違って、しかし、権利救済の場で行われる調停制度の信頼を高めるために、調停人や裁判官がどのような役割を果たすべきかは、これからもずっと考えるべきテーマであると思います。

今日は、記念講演の一番最初にお話しするという名誉ある地位を頂きました。これからもモンゴルとの国際関係も含めてうまくいくように、私も何か貢献したいなと思っております。

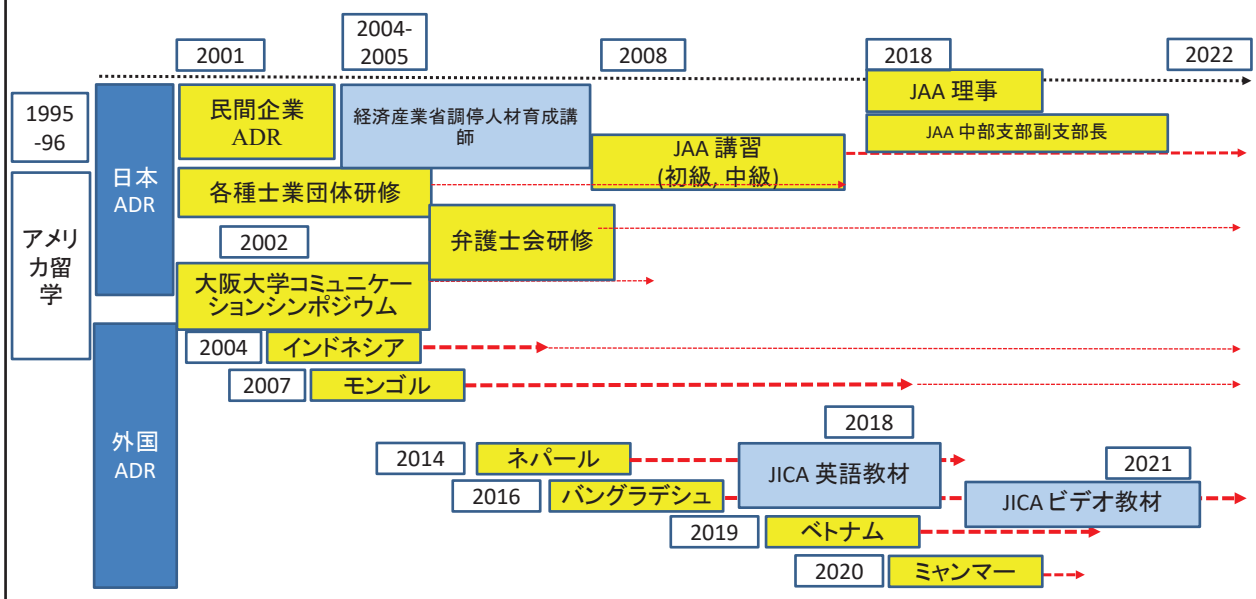
ありがとうございました。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演

モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって

弁護士 元裁判官
稲葉 一人

調停における職歴



アジア諸国におけるJICAの調停制度支援

モンゴル (2004-15)
インドネシア (2007-09)
東ティモール (2013-14)
ネパール (2013-2018)
ミャンマー (2016-)
バングラデシュ (2017-)
ベトナム (2018-)



3

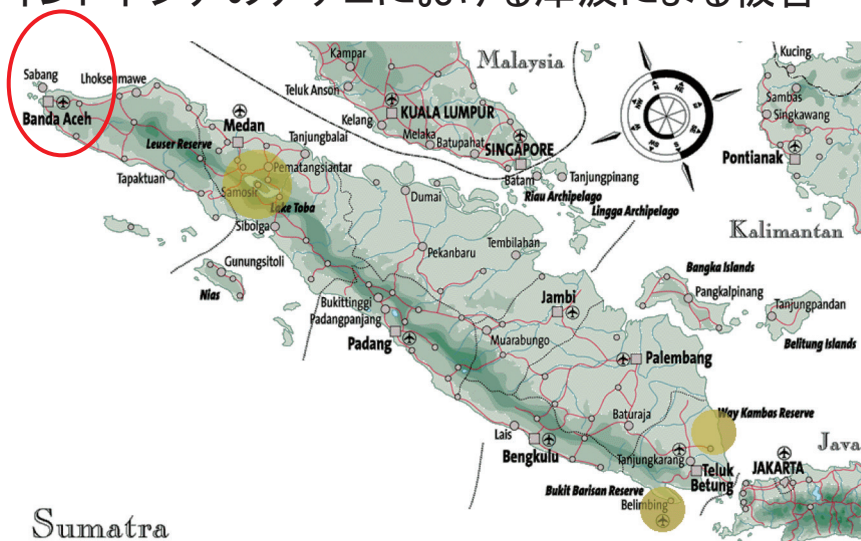


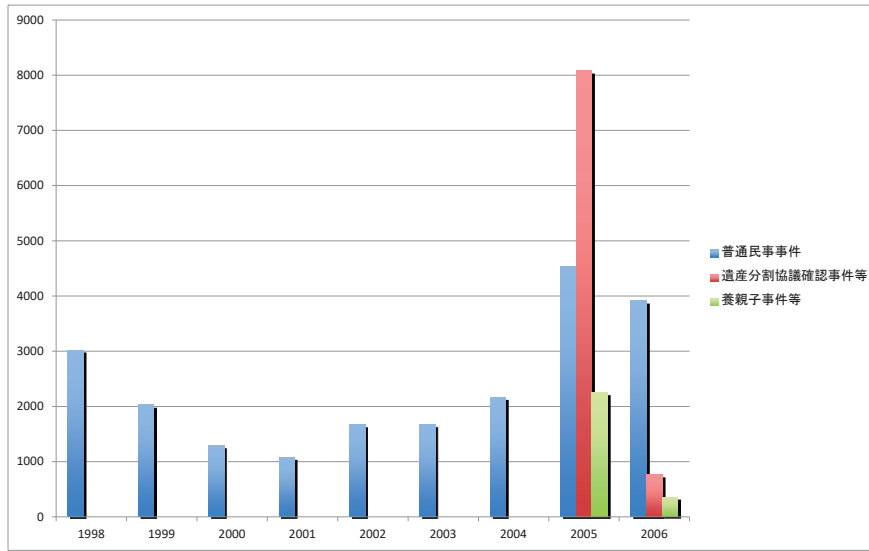
https://www.moj.go.jp/housouken/housou_lta_lta.html

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

- 法の紛争解決への位置づけ
- 権利救済型と合意型
- 裁判と調停(メディエーション)
- 成功の中身
- 成功の理由
- これからのモンゴル

2004年12月26日のスマトラ地震と インドネシアのアチェにおける津波による被害

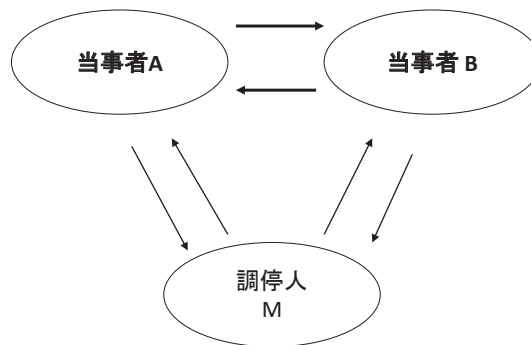




身玉山氏提供

Lecture

調停の構造
 (第三者が入った話し合い)
 調停人中心から当事者中心へ





9

モンゴル支援活動

- 2004年～2006年 JICA長期専門家
- 2008年～2010年 「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」
- 2010年5月10日～2012年11月1日 モンゴル国調停制度強化プロジェクト(フェーズ1) – 共同実施機関名:モンゴル国一番裁判所、裁判総合会
- 2013年4月からフェーズ2が実施開始、2015年12月15日にプロジェクトが終了。

日本側の立役者



田邊正紀弁護士



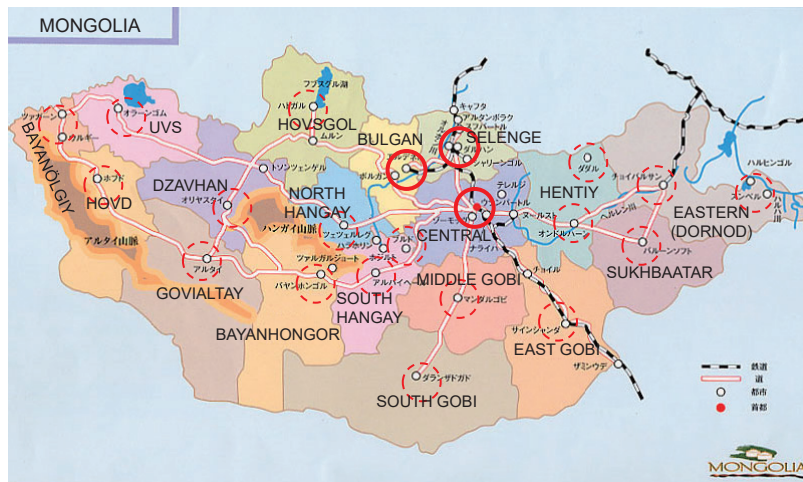
磯井美葉弁護士



岡英男弁護士



モンゴルでの調停制度強化プロジェクト





モンゴル新調停法

(2012.5通過・2013.7.1施行)

第1章 総則

1 目的

- 1.1 この法律の目的は、法的紛争を裁判外措置により和解的に処理する法的根拠を作り出し、調停実施に関して発生する権利関係を調整することである。

13



モンゴル調停制度 に対するJICAの支援の歴史

- 2004-2008 **弁護士会調停センターの設立支援**
- 2010-2012 **2つのパイロットコートへの調停導入**
 - 2010年調停人トレーニング開始
 - 2012年新調停法公布(2013年施行)
- 2013-2015 **すべての第一審裁判所への調停導入**
 - 2013年7月までに規程・書式を整備
 - 2015年10月までに19回の調停人向け研修を通じて、648名の有資格者を育成
 - 2015年12月までに65名の有資格トレーナーが誕生
 - 第一審のモニタリング調停は、2015年までに実施

14



ワーキンググループミーティング
(2011年2月)



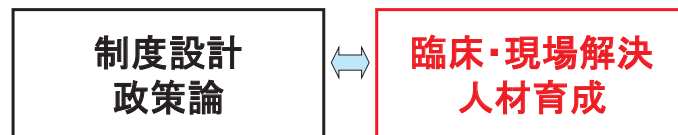
調停人育成セミナー第2回目のセミナー
(セミナー実施様子 2012年12月)

中京大学教授稲葉一人氏を高く評価し、
最高功労勲章を授与した



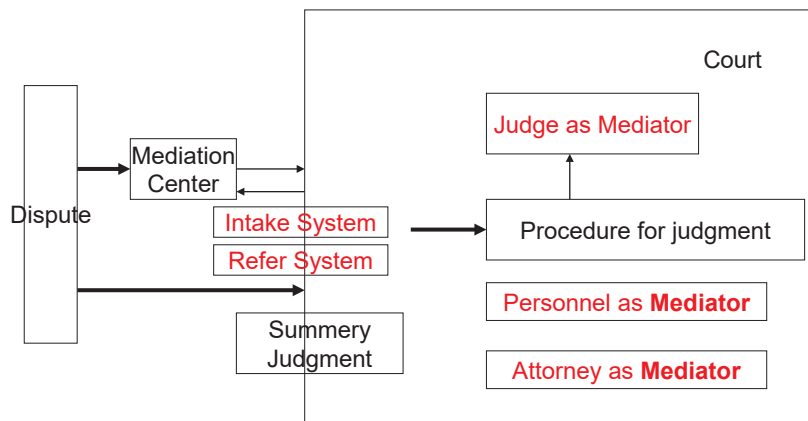


二つの考え方・アプローチ 両輪





モンゴルの民事事件における 裁判所付設型調停



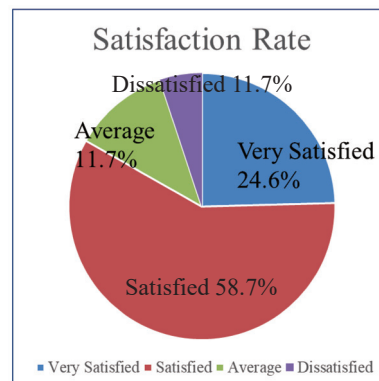
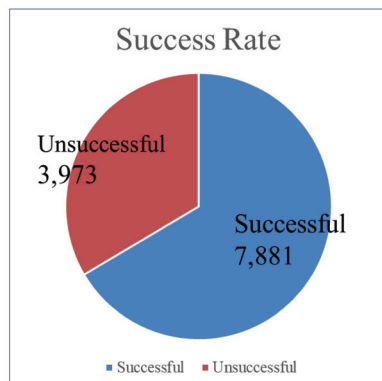
	モンゴル	日本
人口 (百万人)	3.06	126.9
面積 (千平方キロメートル)	1564	378
首都	ウランバートル	東京
言語	モンゴル語	日本語
主な民族	モンゴル人	日本人
宗教	チベット仏教など	仏教、神道など
GDP (億米ドル)	11.1	4947.4

21

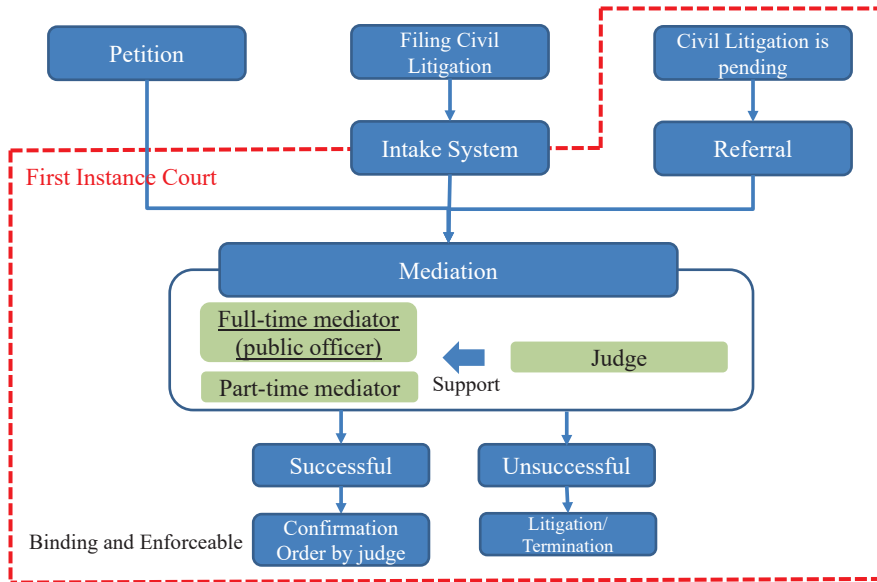
	調停事件の申立・回付件数	調停事件処理件数
2015*	15,437	11,854
2010	0	0

*annual report by the national legal institute

調停を利用した人の92%が、次の紛争にも調停を利用したいと回答しています。



22



- 裁判所評議会 (司法行政の政府機関) や調停委員会のリーダーシップ
 - 調停手続に関する政策立案への関与、調停人研修、アドボカシー活動
 - 大統領府主導の司法改革
 - 新調停法制定の指示
 - 調停人向けの集中トレーニング
 - 調停の効果的なアドボカシー活動
 - テレビ広告、エッセイコンテスト、地方でのセミナーなど
 - ステークホルダー(特にアドボケーター)との連携
- 備考: アンケート調査も重要

東南アジア・東アジアでの話し合いの文化の共有を



25



2020年活動報告

Lecture

FAQ

> What if parties can not reach an agreement?

- The mediation proceedings will end in an "order in lieu of mediation" (civil mediation) or "ruling in lieu of mediation" (domestic relations mediation), or unsuccessful mediation. In addition, the petitioner may withdraw his/her petition.
- If a mediation is unsuccessful or an objection is raised to an order/ruling in lieu of mediation, the proceedings will move on as follows:
 - Cases referred from litigation
 - Automatically return to an original litigation
 - Domestic relations cases in "Appended table 2" (ex. change of a person with parental authority, claim for child support, division of estate etc.)
 - Automatically proceed to an adjudication procedure
 - Civil cases and other domestic relation cases (ex. divorce, dissolution of adoption etc.)
 - No further automatic procedure
 - The parties may voluntarily file a lawsuit.



ပြည်ထောင်စုတရားရေးရာနှင့်ပြည်ထောင်စုဆက်သွယ်ရေးဝန်ထမ်းများအားရည်ရွယ်ချက်အတိုင်းပညာပေးဆောင်ရွက်ခဲ့ခြင်း



上記の写真：
調停人育成教育向けに開発したビデオ教材

下記の写真：
バングラデシュにおける
調停人材育成教育実施様子(ロールプレイ)

6

独立行政法人 国際協力機構

20年目を迎えた愛媛和解支援センター

代表 松下純一



27

[講演録]

□ バトボルド・アマルサナー（モンゴル国立大学法学部学部長 教授）

「モンゴルにおける近年の私法分野における司法改革及びモンゴルと日本の協力について」

日本の門山法務副大臣、モンゴルのソロンゴフ法務・内務副大臣、在モンゴル日本国大使館小林大使、駐日モンゴル国大使館ボロルチメグ公使参事官、日本の法務総合研究所上富所長、モンゴルの国立法律研究所エルデム・オンダラフ所長その他御参加者の皆様に、本日、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演のお祝いを申し上げます。

私はモンゴル国立大学法学部学部長のアマルサナーと申します。本日は、ウランバートルから御挨拶させていただいております。

本日の私の発表は四つのテーマに分かれています。

最初に、モンゴルの法律の分野における両国の交流のスタートと、その基礎作りについて簡単に御紹介します。

次に、モンゴルにおける私法分野の改革、そして今後目指すべき目標、そしてそのための解決すべき課題などについて御紹介します。

3つ目に商法典制定の必要性とその分野における日本とモンゴルの協力関係について御紹介します。

最後に全てを総括させていただき、私の発表とさせていただく予定です。

日本とモンゴルの間には、1972年に外交関係が樹立されました。

1990年代までは、まだ数は少なかったのですが、モンゴルの留学生が日本に留学していました。また日本からも、留学生が来ていましたが、こちらも数はとても少なかったです。

1990年代後半から、つまりモンゴルが完全に民主的な憲法を制定して以降になると思いますが、そのときから法律の分野では協力関係を開始しています。調査をしてみましたが、1991年に大阪大学の法学部にモンゴルから留学生が行ったのが、最初の法律の分野での留学生でした。それ以降、少しずつモンゴルの留学生が、日本の大学で法学分野の教育を受けるようになっていきました。

2000年以降は、数多くのモンゴルの留学生が、日本の大学で学べる機会を得られるようになり、多くのモンゴルの留学生が、法学の教育を、学士、修士、博士課程にて受けることができるようになりました。逆に日本からの留学生も、2000年以降増えるようになっていきました。今もモンゴル国立大学に日本人留学生が在学しています。

法律分野における交流は人材育成を中心に行われました。モンゴルからは、まずモンゴル国立大学、そしてオトゴンテンゲル大学などの大学から、ほとんど教授の方々でしたが、日本に勉強しに行っていました。また、教育関係においては、モンゴルの弁護士、そして行政分野では最高裁、法務・内務省、国立法律研究所、裁判所評議会などの機関が日本との協力関係において大きな成果を挙げていきました。

日本側の機関では、大阪や愛知、東京の弁護士会、その会員の方々、名古屋大学、九州大学、東京大学、上智大学の教授の方々、そして行政分野の機関としては、法務省、JICA、国際交流基金などの機関と法律分野において協力してきました。

そして、法律分野における立法化の段階においては、次のような協力事業が行われました。

まず、2000年初めにモンゴルにJICAの長期専門家が派遣されるようになりました。JICAの長期専門家は、法律分野での両国の協力関係に大きく貢献してきました。このとき、2003年頃だと思いますが、モンゴルに商法典がないということから、商法典の必要性について議論をしたのを覚えています。モンゴルに商法典が必要なのではないかという話で盛り上がっていたという資料を私も拝読させていただきました。

2010年代に入りますと、モンゴルにおいて調停法の起草、成立、施行の分野において、日本から長期専門家がまた派遣されてきて、この分野で一緒に協力して、最終的に調停法の成立まで協力事業を成し遂げた経験があります。

また、2017年頃、特にモンゴルの法務分野において、多くのモンゴルの専門家が日本に行き、そしてモンゴルで商法典が必要なかどうか、そしてその制定につきどのようにしていけばいいのかということに関する調査や研究が行われました。これにより商法をめぐる協力関係が更に発展し、それがこの法律分野での協力関係の後押しとなったことを強調させていただきたいと思います。

次に、モンゴルにおける法律の改正は、今後何を目標にしているのかについて紹介させていただきます。

2017年までは、モンゴルでは民事関係に参加する全ての当事者は平等である、つまり全ての人々が平等の立場にあるという考え方、そういう傾向が支配していました。平等というのは、これを第一に掲げる社会主義時代からの名残であると言えるかと思います。そして、消費者や商人向けの特別な規定が本当は必要なのに、その必要はないという意見が強く強調されていました。

この点に関して、今モンゴルで行われている私法分野の改革について、そしてその適用範囲について紹介させていただきます。

まず、この私法改革は、モンゴルのビジネスの法的環境を改善する、より快適な環境に整備するということが目標にしています。その枠組みの一環として商法典起草作業を開始しています。また、消費者契約法起草作業も現在検討されています。さらに新破産法の起草も検討されている段階です。また、民事訴訟法改正案、会社法改正案なども今後検討されていく予定です。

つまり、ビジネス環境に必要な法的環境の整備に不可欠な法律を改正していく、そして制度を改革していくということがかなり幅広く検討されている状況であります。

次に、商法典の必要性、そしてこれに関して日本とモンゴルはどのように協力しているのかということについて御紹介します。

日本とモンゴルの法律分野における協力関係は、最近では商法典起草を中心に行われてい

ます。どのような協力関係が行われているかと言いますと、主に共同研究を行う、ミーティングを行い意見交換をするなどの形で行われています。

日本の法務省や研究機関など多くの機関に協力いただいています。モンゴル国立大学の法学部を代表し、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

私たちが今後、商法典を制定するに当たりまして、どのようなことを目標にしているかについて紹介します。法的解決策については何を目標にしているかと言いますと、先ほども言いましたように、全員が平等の立場にあるという、そういう価値観、こういう傾向はそのまま基本原則として維持しようという考え方を持っています。

逆に商人の特徴には配慮して、特別規定を適用した方がいいのではないかというような意見を持っています。今後これを制定していくのが改革の第一段階と考えています。

では、今どのような問題に直面しているのか、それをどのように解決していくのかについて、もう少し詳しく紹介したいと思います。

商業・商事関係に関する今の法制をより詳細化する。そして分かりやすくすることを目標にしています。これが商法の最初の目標となります。つまり、今までモンゴルの法律というのは全ての人を平等に扱っていた、商業・商事を特別扱いしていなかった、そういう規定がなかったので、今度商業・商事に関する法律をより分かりやすく、そして合理化する必要があるということです。

また、モンゴルでは商業・商事関係に関する法的規制が全くないというわけではないのです。例えば会社法など、商業に関する多くの法律が存在します。ただ、こういった法律をより体系化する、そしてより分かりやすくする必要があるということを言いたいと思います。これによって、ある程度直面している課題が解決されるのではないかと考えています。

次の問題ですが、モンゴルでは、取引に関するコストが高いという認識を持っています。契約に関しては、様々なコストが掛かっており、これが商業やB2B、そしてそういった関係において、契約に掛かるコストが高くて、時間も掛かるということが指摘されています。

この問題を解決するために、まず商法を制定する。それによって取引するために掛かるコストを削減できると考えています。また、取引に時間が掛かり過ぎるという問題もあります。不必要な事務手続が多くあり、それをより迅速に行えるような環境を、商法を制定することによって整えることができるのではないかと考えております。こういった基礎を作ることによって、その他の法律がそれに応じた形でさらに改正されていくということになります。

もう一つ問題がありますので、その解決策について紹介させていただきますと、法的効果を定めた規定というものが不足している状況です。どのような状況で法的効果が発生するのかというのが、どこにも規定されていないのです。

これにより、法の適用が不明確で、分かりにくくなっています。これによって、もっと迅速に行われるはずだったビジネスが滞るなど、様々な分野で悪影響を与えています。こ

ういった不足のところが、今後商法制定により、その枠組み内で解決されていくのではないかとこのように考えています。

また、今モンゴルでは、契約が履行されないということが多くの場合で問題となっています。Pacta sunt servanda、つまり契約したならば必ずそれを守る、契約に忠実に従うという基礎的な関係が市場経済においては不可欠です。契約が履行されるようになる、全員が契約に忠実にビジネスが行えるようになる。これも、商法の制定によって解決される問題の一つであると思います。

また、裁判所が当事者の合意、つまり当事者の希望を重視しない判決を下すケースがあります。より当事者が自分の意見や希望を詳しく主張しているにもかかわらず、それを裁判所が重視しないというケースが多く存在します。こういった問題も商法の制定の枠組み内で解決できる、そういう環境を整備していけたらと思っています。

現在、モンゴルにおける私法の基本的な傾向を紹介しているのが、次の図に示すとおりです。

私法関係において、例えば商人間の取引に関する特別な規制はそんなに存在しないということを強調させていただきたい。また、消費者との契約の特別規定もそれほど存在しない。つまり、一つの規定で商人も消費者も全て規制されてしまっているということを皆さんに紹介したく、この図を作成しました。

今後どのようなことを目標に、どのような法改正を計画しているかといいますと、消費者契約法、そして商法典を制定する。つまり、全ての人に平等に適用できるような法律、そういった商法典を制定する。また消費者を保護できるような法律も必要ですので、消費者契約法というものも入れていますが、この三つの法律がお互いを補い合って、商人や消費者を保護していくという制度をつくりたいと考えています。

本日は、何人かの名前を挙げさせていただきたいと思います。モンゴルと日本の協力関係において、特に法律分野において大きく貢献してきた、そして私にとっても常に共にお仕事をしてきた日本の弁護士、そして裁判官、そして学者の皆様の名前を挙げさせていただきたいと思います。

2004年から、愛知県弁護士会からモンゴルで長期専門家として派遣されました田邊正紀弁護士。

また、2006年から2008年の間にモンゴルに派遣されてきました磯井美葉弁護士。

そして、2010年から2015年の間にモンゴルで活躍されました岡英男弁護士。

それ以外にも、モンゴル国立大学にある名古屋大学の日本法教育研究センターに勤めていました日本とモンゴルの法律分野について有意義な講義をたくさんしていただいた上地一郎先生、澤田宗佑弁護士、村瀬健太弁護士、山本哲史先生、中村良隆先生、桜美林大学の齋藤隆夫先生、九州大学の徳本穰先生。そして本日私たちに講演して下さった稲葉一人弁護士、吉野孝義弁護士、以前裁判官でありました大変知的な方です。また、名古屋大学経済学部の中村真咲先生、福岡大学の蓑輪靖博先生、早稲田大学の榎澤能生先生、明治

大学、その前は東京大学の教授でありました太田勝造先生など、多くの方々に感謝の意を表したいと思います。

個人的にも、そしてモンゴル国立大学法学部を代表して、今までの協力の、そして長い間協力していただいたことに、改めて感謝を申し上げ、今後の御成功をお祈りしたいと思います。

そして最後の結びとなります。

モンゴル・日本、双方において法律分野において様々な協力関係を今まで実施してきたことを皆様お分かりになったかと思います。特に人材育成の分野においては、大変大きな成果を挙げています。それ以外にもモンゴル・日本の関係機関の間での法律分野における協力関係も成功しています。様々な協力事業が実施されました。これが今日の私のまとめとなります。

御清聴ありがとうございました。改めて、外交関係樹立50周年おめでとうございます。ありがとうございました。



モンゴルにおける近年の私法分野における司法 改革及びモンゴルと日本の協力について

B. Amarsanaa (LLD, Nagoya)

モンゴル国立大学法学部長

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進
7, 2022. 12. 15
ウランバートル・東京（オンライン）
主催：法務省法務総合研究所
後援：モンゴル法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・
経済及びビジネス法センター、
独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団
法人国際商事法センター（ICCLC）、
日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研
究センター（CALE）、九州大学

概要

- 法律分野における交流のスタートとその基礎作り
- モンゴルにおける私法分野改革、解決すべき課題
- 商法の必要性和モンゴル・日本の協力関係
- 結び



I. 序。法律分野における交流のスタート とその基礎作り



法律分野における交流のスタート 人材育成段階 (I)

- 1972年 モンゴル・日本外交関係樹立
- 1990年代後半 法律分野における協力
 - 1990年代前半 モンゴルの若者たちが日本の大学に留学をし始めた
- 2000年 多くのモンゴル人留学生が日本の法学教育を受けた
(学士、修士、博士)
- 2000年初め モンゴル国立大学法学部において、学士及び学生交流にて日本人留学生が学び始めた (現在、当大学博士後期課程に日本人留学生が在学している)



法律分野における交流のスタート： 人材育成段階（II）

- モンゴル側から
 - 教授（モンゴル国立大学、Otgontenger大学）
 - 弁護士
 - 行政（最高裁、法務・内務省、国立法律研究所、裁判所評議会）
- 日本側から
 - 弁護士ら（大阪、愛知、東京）
 - 教授（名大、九大、東大、上智大学）
 - 行政（法務省、JICA、国際交流基金）



法律分野における交流：立法化段階（I）

- 2000年の初め モンゴルにJICAの長期専門家派遣（日弁連）～商法典の必要性に関する議論
- 2010年代 モンゴルにおいて、調停法の起草、成立、施行
- 2017年頃 モンゴルにおいて、商法典の制定つき、意見交換



II. モンゴルにおける私法分野改革、解決すべき課題



全員平等という傾向の支配

- 2017年頃まで 民事関係に参加する全ての当事者が平等であり、すなわち商人、消費者向けの特別規定の必要がないという傾向が支配していた。



モンゴルにおける私法分野の改革、その範囲

- ビジネス法律環境の快適さ：費用削減、予測可能性を高める
 - 商法典起草作業開始
 - 消費者契約法起草作業開始
 - 新破産法起草
 - 民事訴訟法改正案
 - 会社法改正案など



III. 商法典の必要性及び日本との協力



モンゴル・日本の法律分野における協力 関係～近年

- 商法典起草における協力
 - 形式：共同研究（ミーティング、意見交換、講演、研究会等）



到達点～法的解決策について

- 全員平等の傾向～基本原則として維持
- 商人の特徴の配慮～特別規定の適用



問題1～解決策

- 商業、商事関係に関する現行法制を詳細化・合理化する
- 商業、商事関係に関する多数の法律を体制化する



問題2～解決策

- 取引費用の削減
- 取引の迅速性を高める

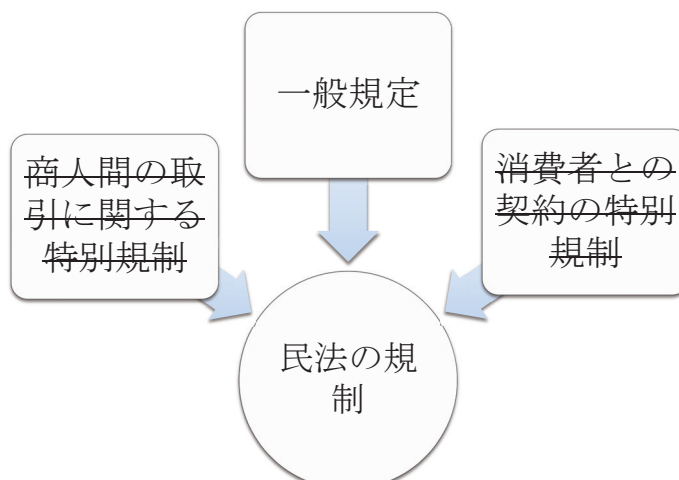


問題3～解決策

- 法的効果を定めた規定不足の解決
- 商人（事業者）の相手方商人に対する責任強化の必要性
*Pacta sunt servanda*を中心に
- 当事者の合意を重視しない判決を下すケースがあり、その解決



モンゴルにおける現行法規制（私法の基本的な傾向）



モンゴル～到達点（私法）



IV. 結び



結び

- モンゴル・日本双方において法律分野の人材育成ができている。
- モンゴル・日本の関係機関の間での法律分野における協力が成功している。

ありがとうございます。



[講演録]

□ 磯井 美葉（弁護士 日本弁護士連合会国際交流委員会委員 JICAネパール長期専門家 元JICAモンゴル長期専門家）

「日弁連とモンゴルの関わり」

私からは、日弁連とモンゴルの関わりについて、昔の思い出も入れながら、簡単に御紹介いたします。

私は、2003年から、日弁連の国際交流委員会に所属していますが、14年前、モンゴルにJICAの長期専門家として赴任していたことがあります。

モンゴルは、私にとって、初めて住んだ外国であり、第2のふるさとと思っています。

この頃から、日本の法整備支援に本格的に関わるようになり、その後も、JICA本部や日弁連を通じて、モンゴルともずっと関わり続けてきました。

現在は、ネパールに赴任中で、会場にお邪魔できないのが残念ですが、カトマンズからオンラインでお話いたします。

モンゴルに対する日本の法整備支援が、本格的に始まったのは2004年からです。

ほかの国のプロジェクトと比べると、規模は小さいですが、これまでに3名の日本の弁護士が、JICA専門家として赴任し、私は2番目です。

また、モンゴルに対する法整備支援は、長い時間を掛けて人材育成をしているほかの国と比較して、短期間で大きなインパクトが生まれ、判決公開や、調停制度の導入など、成功を収めたプロジェクトが多いことが特徴だと思います。

最初に赴任した田邊正紀弁護士は、法整備支援アドバイザーとして、モンゴルと日本の法的分野における協力の基礎を作られました。

市場経済化に伴う法令の起草に対する助言のほか、民事判例集の出版、モンゴル弁護士会（Association of Mongolian Advocates）と調停制度に対する支援などを開始されました。

特に、民事判決集の出版支援は、大きなインパクトがあった支援だと思います。

この書籍の前は、モンゴルの裁判所の判決を入手することは、事件の当事者でも簡単ではなかったようですが、この活動をきっかけに、判決集が歓迎され、今では、モンゴルの裁判所は、判決全件をウェブサイトで公開し、法廷の中の様子もカメラで公開するなど、日本よりもオープンな裁判所になりました。

この判決集出版が成功したのは、いきなり全件公開とせずに、重要なものを選ぶとしたこと、書籍として有償販売したことです。JICAなどのドナーの支援では、印刷物を関係者に無料配布することも多いですが、そうすると将来の法律家や、弁護士、ビジネスパーソンなど民間の人がアクセスできないこともあります。

田邊さんの時代に、モンゴル弁護士会活動を踏まえて、次のフェーズとして、弁護士会強化プロジェクトが始まり、そこに私が赴任しました。このときは、特に、市場経済化に伴って、活動が拡大した弁護士と弁護士会をサポートする活動を行いました。

日本の愛知県弁護士会に、弁護士会の運営の視察に行ったこともあります。私は東京の

弁護士ですが、田邊さんが愛知県弁護士会の会員であり、また、愛知県弁護士会は国際委員会の活動が盛んなため、愛知県の先生方ともいろいろな交流がありました。

その視察を受けて、モンゴル弁護士会の首都支部でも、委員会活動が始まりました。

これは、JICAプロジェクトで支援して発行された弁護士会報です。

ほかに、弁護士向けのセミナーと、弁護士会の調停センターの支援も行いました。

調停は、当時モンゴルにとって新しいもので、弁護士会の調停センターは、2007年から2008年の間に、約40件の事件を扱いました。

これは昔の調停センターの調停室で、調停人の弁護士さんたちと一緒に集まった写真です。

モンゴル弁護士会の調停センターが、件数は多くないですが、実際に話し合いで紛争を解決する実績を作ったこと、JICAのプロジェクトで調停セミナーや、日本での研修プログラムを実施したことを受けて、モンゴルの裁判所の中にも、調停制度を導入しようということになりました。

そして、2010年から、調停制度強化プロジェクトが始まり、岡英男弁護士がモンゴルに赴任しました。

このプロジェクトは、フェーズ1、フェーズ2の合計5年間行われました。

最初は、ウランバートル市内のバヤンズルフ区と、ダルハン市で、パイロット的に調停を行いました。

写真は、研修の様子、日本のメンバーがダルハン市に訪問した際、凍った川の上で、アリビというモンゴルの強いお酒で歓迎を受けたときの様子です。

2012年には、司法改革の目玉として、調停法も成立し、フェーズ2では、全国の一審裁判所で調停が行われるようになりました。

岡さんは、5年間モンゴルに滞在し、全国を周って、調停セミナーをしたり、国立法律研究所と協力して、モニタリング調査をしたりしました。

写真は日本での研修の様子です。裁判官や弁護士などが来日しました。

2015年には、1年間で1万件以上調停が利用され、その解決率も、3分の2となっています。

岡さんがプロジェクトの中で実施した調査の結果から、数字を引用しています。

また、フェーズ2を実施中であった2013年から、JICAで行う日本での研修とは別に、モンゴルの弁護士さんが、自分たちの費用で、日本を訪問して、日弁連で受け入れるプログラムが始まりました。

最初のきっかけは、同じくモンゴルの司法改革で、弁護士資格、法曹資格をどのようなものにするかが議論となり、その調査のために来日されたことでした。

その後も、さまざまなテーマで、モンゴル弁護士会から毎年10名程度の弁護士が来日され、日弁連でも、国際交流委員会モンゴルプロジェクトチームのメンバーを中心に、合計2日間のプログラムを準備して歓迎しました。

モンゴルでは、司法改革に伴い、2012年に法曹協会（Mongolian Bar Association）が設立され、弁護士はそちらにも登録することになりましたが、この法曹協会からも、日本との交流の御要望があり、日弁連でも調査をした上で、2017年、日弁連、モンゴル弁護士会、モンゴル法曹協会の三者で、友好協定を締結することになりました。

この時の友好協定締結式は、モンゴルの国立法律研究所の会議室で、日弁連の小原副会長や交流委員会のメンバーも参加して、国交45周年記念行事として行われました。

そして、その後も、日本の会計年度では2018年度と2019年度の2回、モンゴル弁護士会、モンゴル法曹協会から、日本にいらしていただき、日弁連で受け入れる2日間のプログラムが実施されました。

その直後から、コロナ流行のために行き来が難しくなり、対面の交流は一時中断していますが、本年3月には、オンラインで小さな交流会を開催しています。

そろそろ、コロナの流行も収まりつつありますので、これからまた両国の弁護士会の交流が復活し、ますます盛んになってくれればと願っています。

モンゴルと日本は、遊牧と農耕という生活スタイルや、海のないモンゴルと、海に囲まれた日本という違いもありますが、蒙古斑や、相撲の文化など、似た点もあり、昔から、お互いに親しみを感じてきた民族だと思います。

個人的な感想ですが、モンゴルの人は、ちょっとぶっきらぼうに見えることがあっても、人と人の距離が近く、率直な意見交換がしやすいことが多いです。

また、厳しい自然の中で、現状に合わせて柔軟に方針を決め、国を良くするように努力するところは、日本人も見習うべき点だと思います。そういうところに、これまでの法律分野の協力が成功した要因があるのではないかと考えています。

外交関係樹立50周年のおめでたい機会に、お話しする機会を頂きありがとうございます。



日本・モンゴル外交関係樹立50周年
2022.12.15

日弁連とモンゴルのかかわり

弁護士 磯井 美葉
isoi.miha@gmail.com

1

法整備支援(モンゴルに赴任した日本の弁護士)

2004.3～2006.6	Masanori Tanabe 田邊 正紀 法整備支援アドバイザー	1989～ 藤本正(Fujimoto Tadashi)弁護士の 個人的支援も
2006.9～2008.11	Miha Isoi 磯井 美葉 法整備支援プロジェクト(弁護士会強化計画)	
2010.5～2015.12	Hideo Oka 岡 英男 調停制度強化プロジェクト(フェーズ1) 調停制度強化プロジェクト(フェーズ2)	

法整備支援アドバイザー

- 商法などの起草に関する助言
- 民事判例集の出版
国立法律研究所(法務省所管の研究所)から出版し、有償販売
- 弁護士会に対する支援
弁護士名簿、弁護士会報、法律相談調停センター

判決公開支援

民事判決集の出版合意をきっかけに、刑事(USAID)、行政事件(WB)も
→ 実務と教育へのインパクト

【成功要因】

- いきなり全件公開には
しなかったこと
- 有償販売したこと



弁護士会強化プロジェクト

1 モンゴル弁護士会の活動強化

弁護士会報、弁護士名簿、

弁護士会運営研修(愛知県弁護士会)

2 弁護士法改正への関与

民間紛争の増加と
弁護士の役割の変化

司法アクセスの向上



弁護士会首都支部委員長会議



弁護士会強化プロジェクト

3 弁護士向けセミナー

弁護士倫理、国際人権条約、担保法など

4 調停センター支援

設備・体制、調停人養成、広報、日本での研修

2007年～2008年に約40件の事件を扱う → 裁判所でも導入

弁護士会調停センター



調停制度強化プロジェクト(フェーズ1)

2つのパイロット地区で調停を実施(ウランバートル市バヤンズルフ区、
ダルハン市)

調停人育成のための講師育成、教材作成



2012.3 Mediation Seminar (in Mongolia)



Welcoming on ice

調停制度強化プロジェクト(フェーズ2)

調停法の成立(2012年)

全国の一審裁判所で調停実施

調停人の育成(全国でセミナーを実施)

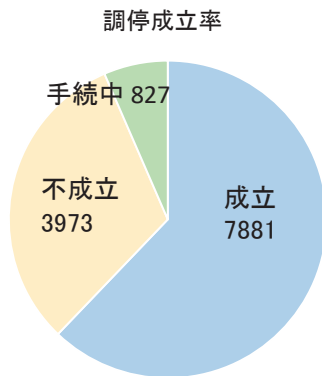
モニタリング調査

13



モンゴルの裁判所の調停事件

2015年1～12月、全国



	調停成立	不成立	合計
民事紛争	7483	1346	8829
個別労働紛争	47	59	106
家事紛争	351	2568	2919

モンゴルの調停制度

- ◆ 利用者満足度 (2015年モニタリング報告書)
満足 80%、少し満足 18%、不満 2%
- ◆ 国民の「調停」の認知度は、68.9% (同上)
- ◆ 常勤調停人 43人、書記官 9人 (2015年12月)
- ◆ 調停人資格保有者 648人 (2015年12月)

JFBAとモンゴル弁護士会AMAの交流

来日プログラム

2013.7 法曹ステータス法制定に向けた調査

2014.7 「弁護士の倫理と責任」

2015.7 「国際契約」

2016.10 「会社法」

2017.10 「日本の会社制度」

17



JFBAと モンゴル弁護士会AMA・ モンゴル法曹協会MBAとの交流

2016.9 日弁連メンバーの視察訪問

2017.11 JFBA・AMA・MBA3者の友好協定締結

19

2017.11.23 友好協定締結式(Ulaanbaatar)



JFBAと モンゴル弁護士会AMA・ モンゴル法曹協会MBAとの交流

引き続き、来日プログラム

2019.3 「証券市場」

2019.10 「離婚」

21

Covid19の影響で、なかなか往来できませんが・・・

2022.3 Online交流会 「法曹界に対するコロナの影響」



日本とモンゴルの外交関係樹立50周年を心からお祝い致します。

これまでの交流に感謝し、これからもますます両国の友情が深まっていくことを祈念して。



[講演録]

□ 徳本 穰（九州大学大学院法学研究院副研究院長 教授）

「モンゴルにおける商法典起草支援」

ただいま御紹介にあずかりました九州大学大学院法学研究院の徳本穰と申します。

本年は、我が国とモンゴル国の外交関係樹立50周年を迎えました。そして法務省法務総合研究所におかれましては、この度このような外交関係樹立50周年を記念して、「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」をテーマとして記念講演を企画されました。このような大変栄えある記念講演にて講演をさせていただきます機会を賜りまして、大変光栄に存じますとともに、国際協力部の皆様方を始め、日本とモンゴル国の御関係の皆様方に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、この度の記念講演では、モンゴル国に対しまして我が国の法制度整備支援の歩みとその成果につきまして広く一般の方々に知っていただきますとともに、両国の法・司法分野におけます協力関係、ひいては両国の友好関係の更なる発展を図ることを目的として開催されるものでございます。

そこで私の方からは、「モンゴルにおける商法典起草支援」というテーマにて、これまで数年間にわたり関わらせていただいていたまいりましたモンゴル国におけます商法典の立法化への支援につきまして、御紹介をさせていただきますと思います。

それでは、まず商法典の立法化ということに関しまして、民法と商法の関係、言い換えますと、商法の地位ということにつきまして、日本の法制度を参考にしながらお話をさせていただきますと思います。

御存じのように、日本におきましては、私法におけます一般法として民法という法域が存在しております。そこでは、いわゆる民法典を始めとして多くの関連する法律が見られます。そして、この点につきましては、国によりましては、例えばモンゴル国のように民法典といわゆる商法典とを特に区別せずに、民法と商法とを同一の法典の中で規定している国も存在しておりますが、日本におきましては、民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在しております。そこには会社法や商業登記法などの多くの関連する法律が存在しております。

それでは、日本におきましては、このように民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在しておりますが、なぜそのような法体系となっているのか、言い換えますと、日本におけます商法の地位とはどのようなものなのか、この点につきましてお話をしたいと思います。

まず、我が国の法体系におきましては、広く市民生活や経済生活一般を規律する私法として民法があり、これに対しまして、企業生活関係に特有な私法の総体として商法があると考えられております。すなわち、民法と商法とは一般法と特別法の関係に立っております。

そして、この商法という法域を実質的に見ますと、そこには商法典のみならず、会社法

や商業登記法などの数多くの商事特別法があり、さらには商慣習法も存在しております。

少し先のスライドになりますが、それでは、このような商法という法域の独自性はいずれにあると言えるのでしょうか。

日本におきまして、この点をめぐって、これまでに幾つかの考え方が提唱されてまいりましたが、現在の我が国におけます通説的な見解は、商法を企業に関する法であると捉えまして、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点におきまして、民法と対比して、独自性を有するものと考えられております。

すなわち企業とは、一定の計画に従い、継続的意図を持って営利活動を実現する独立の経済単位のこととございますが、このような企業が近年以降飛躍的に発達してきましたことから、そうした企業に着目しながら、それを対象として捉え、商法を企業に関する法であると考えようになってきたというわけとございます。

このように、日本におきましては、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えられておりますが、企業の活動は不断に新しい領域を作り出しておりますことから、商法固有の領域というものは消滅することなく、民法と商法とは併存し続けるというように考えられております。

少し戻りますけれども、この点につきまして商法と民法とを対比いたしますと、例えば民法の中でも、物権法や家族法は普遍的な道徳を基礎にしたものが多く、また債権法も近年日本において改正がなされましたが、取引関係を一般的、抽象的に規律しておりますため、法の内容と現実とが乖離していくということがそれほど多くありません。

しかしながら、商法が規律の対象とします企業の活動は日々絶えず変化し、発展していきますことから、商法におきましては、現実の変化に応じて進歩・発展していくことが必要となってまいります。

また、商法は立法技術としても進歩していくことがあります。例えば、株式会社の運営や資金調達の方法をどのようにするのかという課題に対しまして、商法はその国の企業の国際競争力を向上させることにつながる、新しく合理的な制度を創造していきますが、このような商法の進歩的な傾向は、これまでに日本においても、商法改正が民法改正に対比してはるかに頻繁に行われてきたという事実からも明らかであると思われれます。

また、民法におきましては、家族法や相続法は民法の歴史や伝統に基礎を置いておりますために、国際的な統一が困難であります。企業を対象とする商法は、企業活動に伴う経済現象から生じる法則が基本的には人類に共通するものでありますことから、そこには多かれ少なかれ、内容を同じくする世界的な傾向が見られまして、国際的にも統一しやすいように思われれます。

このように、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えていきますと、商法という法域の独自性を認めてゆかざるを得なくなるように思われれます。

そして、このような独自性は、民法と対比しますと、商法の内容上の特色としても現れてまいります。例えば、営利主義、迅速主義、公示主義、外観主義、厳格責任主義、企業の維持など様々な形にて具体的には現れてくることとなります。

このように、以上日本におけます商法の地位とはいかなるものかにつきましてお話をし
てまいりましたが、大要我が国におきましては、企業というものに着目し、商法は企業に
関する法であると考えながら、商法という法域の独自性を認めているという状況があると
言えます。

それでは次のスライドになりますが、この点につきまして、モンゴル国におきまして
は、先ほどのアマルサナー先生のお話にもございましたように、これまで民法典と商法典
とは特に区別されずに、民法と商法とは同一の法典の中で規定されてまいりましたが、現
在、民法典とは別に、新たに商法典を立法化するという作業が行われております。

私の方では、これまで数年間にわたりまして、本日この記念講演に参加されております
モンゴル国立大学法学部のアマルサナー先生、そしてモンゴル国立大学法学部講師で、現
在は九州大学に留学されておりますバトバヤル先生を始め、モンゴル国立大学法学部、モ
ンゴル国法務・内務省の皆様方、そして、本日この記念講演を企画されました法務省法務
総合研究所の国際協力部の皆様方と協力をさせていただきながら、モンゴル国におけます
商法典の立法化を支援する機会をいただきまして、それに従事してまいりました。

そこで、これまでに基調講演者として参加させていただきました国際会議等を時系列に
即しまして御紹介をさせていただきたいと思えます。

まずは、2016年10月になりますが、モンゴル国立大学法学部、モンゴル国家大会
議事務局、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国法曹協会等により企画されました「モン
ゴルにおける私法の今日的課題：諸外国における民法及び商法の法典化」というシンポジ
ウムがございます。これは、モンゴル国において新たに商法典の立法化が検討され始めま
した初めての国際シンポジウムであると言えると思えます。

次に、2017年9月にモンゴル国立大学法学部、モンゴル立法協会などにより企画さ
れました「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」という国際シン
ポジウムや、2019年9月にモンゴル国立大学法学部により企画されました「私法にお
いての世界的な傾向：日本国」という国際シンポジウムを挙げると思えます。

これらの国際シンポジウムは、法務省法務総合研究所の国際協力部の皆様方も、講演者
として御参加されました。

また、2021年12月にはモンゴル国法務・内務省、モンゴル国内務省大学、モンゴ
ル国国家大会議法務委員会によって企画されました、モンゴル国法務・内務省創設110
周年を記念いたしました「モンゴル：私法改革の過程とその挑戦」という国際シンポジ
ウムを挙げると思えます。

また、これらのモンゴル国側にて企画されました国際会議のほかにも、我が国の法務省
法務総合研究所の国際協力部によって企画されました共同研究やセミナー等にも講師とし
て関わらせていただいております。これらの共同研究やセミナー等としまして、まずは2018年8月に開催されました、平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）
を挙げると思えます。この共同研究におきましては、JICAや国際民商事

法センターの皆様方の御協力もいただいたものでございます。

次に、折からのコロナ禍の影響がございましてオンラインによって実施されたものでございますが、2021年5月に開催されました「商法に関するオンラインセミナー 日本における商人、事業者、企業等について 日本における一方的商行為について」というものや、2022年2月に開催されました「商法に関するオンラインセミナー 日本における商業使用人等について」を挙げるができると思います。

これらのセミナーにおきましては、モンゴル国立大学法学部の御協力もいただきながら、モンゴル国立大学法学部の先生方、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国商法典起草ワーキンググループの皆様方を対象としてセミナーを実施させていただいたものでございます。

また直近では、コロナ禍の規制がようやく緩和されました今年の10月ですけれども、第3回目のセミナーに当たります、「商法に関するセミナー 日本における商業使用人等についての続き」、それと、「日本における商業登記について」でございまして、これがウランバートルに所在いたしますモンゴル国立大学にて対面式にて開催されたところでございます。この際には、法務省法務総合研究所国際協力部の庄地先生に大変お世話になったところでございました。

そのほか本年3月には、国際取引法学会、これは私の方で現在理事を務めさせていただいておりますが、そこでも担当者としてモンゴル法シンポジウムを開催させていただきまして、法務省法務総合研究所国際協力部の方からも、講師として副部長でいらっしゃいます須田先生に御参加をいただいたという次第でございまして。

このように、私の方では、これまで数年間にわたりましてモンゴル国におけます商法典の立法化を支援する機会をいただいておりますが、そこでは、大要、我が国の法体系に見られますように、新たに商法典を立法化した方が、投資家等の関係者に対する予測可能性を高めますことから望ましいと考えられますことや、前に述べましたように、商法という法域には民法という法域とは異なる独自性や特色が見られますことから、商法という法域を民法という法域とは区別して捉えながら、その立法や解釈、運用等に当たっていくことが有益であると考えられますことなどを指摘させていただいてきたところでございます。

最後に、今日、法の支配という人類の普遍的価値をどのように実現していけばよいのかということが改めて問われておりますところ、その価値を共有します我が国とモンゴル国との協力関係は、両国を含めましたアジア地域全体の平和と安定の観点からも重要性が高まっております。そして将来に向けまして、両国の法・司法分野の更なる協力や連携が期待されております。

私の方では、これまで貴重な機会をいただいております我が国そしてモンゴル国の関係機関や皆様方との協力を基にしまして、今後とも、モンゴル国におけます商法典の立法化への支援を継続させていただきながら、法学の分野におけます学問的、人的交流の更なる推進に努めていきたいと思っております。

両国の法・司法分野におけます持続的な協力関係の更なる発展を心より祈念申し上げます。

御清聴誠にありがとうございました。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」

2022年12月15日
法務省法務総合研究所にて

九州大学大学院法学研究院
副研究院長・教授

徳本 穰

テーマ
「モンゴルにおける商法典起草支援」

目次

1. 序
2. 日本における商法の地位
3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等
4. 結び

1. 序

2. 日本における商法の地位

- ・ひろく市民生活や経済生活一般を規律する私法としての民法
- ・企業生活関係に特有な私法の総体としての商法
- ・民法と商法とは、一般法と特別法の関係に立つ。
- ・日本における通説的見解は、商法を企業に関する法であると捉え、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点において、民法と対比し、独自性を有するものと考えている。
- ・そして、そのような独自性は、民法と対比すると、商法の内容上の特色としても現れてくる。

2. 日本における商法の地位（続き）

- ・商法の内容上の特色として、営利主義ということをあげることができる。
- ・商法は、取引の成立や終了についていわゆる迅速主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、いわゆる公示主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、権利外観法理や禁反言の原則等のいわゆる外観主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、いわゆる厳格責任主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、企業の維持を図るための規定も設けている。

2. 日本における商法の地位（続き）

- ・現在の日本における通説的見解は、商法を企業に関する法であると捉え、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点において、民法と対比し、独自性を有するものと考えられている。
- ・すなわち、企業とは、一定の計画に従い、継続的意図をもって、営利行為を実現する、独立の経済単位のことであるが、こうした企業が、近代以降飛躍的に発達してきたことから、そうした企業に着目しながら、それを対象として捉え、商法を企業に関する法と考えるようになってきたのである。

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等

モンゴル国側により企画された国際会議の例

・2016年10月

「モンゴルにおける私法の今日的課題：諸外国における民法及び商法の法典化」

モンゴル国立大学法学部、モンゴル国家大会議事務局、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国法曹協会、等により企画された国際シンポジウム

・2017年9月

「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」

モンゴル国立大学法学部、モンゴル立法協会、等により企画された国際シンポジウム

・2019年9月

「私法における世界的な傾向：日本国」

モンゴル国立大学法学部により企画された国際シンポジウム

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等 (続き)

・2021年12月

「モンゴル：私法改革の過程とその挑戦」

モンゴル国法務・内務省、モンゴル国内務省大学、モンゴル国国家大会議法務委員会により企画された、モンゴル国法務・内務省創設110周年を記念する国際シンポジウム

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等 (続き)

法務省法務総合研究所国際協力部により企画された共同研究、セミナーの例

・2018年8月

平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）

・2021年5月

「商法に関するオンラインセミナー 日本における商人、事業者、企業、等について 日本における一方的商行為について」

・2022年2月

「商法に関するオンラインセミナー 日本における商業使用人等について」

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等
(続き)
4. 結び

・2022年10月

「商法に関するセミナー 日本における商業使用人等について（第2回目の
セミナーの続きについて） 日本における商業登記について」

御清聴、誠にありがとうございました！

[講演録]

□ サランゲレル・バトバヤル（モンゴル国立大学法学部専任講師 九州大学大学院法学府博士課程）

「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

ただいま御紹介にあずかりましたモンゴル国立大学法学部、また九州大学の博士課程のバトバヤルと申します。

本年、モンゴル国と日本国は外交関係樹立50周年を迎えました。そして本日、法務省法務総合研究所が、外交関係樹立50周年を記念し、「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」をテーマにして講演を企画され、両国の関係機関が後援されております。このような記念講演にて講演させていただくという大変貴重な機会をくださった法務総合研究所国際協力部の皆様方を始め、モンゴルと日本の御関係の皆様方に心より御礼を申し上げます。

それでは本日私は、「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」というテーマでお話をさせていただきます。

まずは、なぜこのような話をするかについて簡単に紹介をさせていただきたいと思えます。

私は2007年にモンゴル国立大学法学部に入学し、その際には、その前年となる2006年に、モンゴル国立大学法学部において名古屋大学の日本法教育研究センターが設立されておりました。そして私は、子供の頃から日本に留学する希望を持っており、日本法教育研究センターに入学し、5年間にわたり、モンゴル法と共に日本語や日本の法律について学ぶことができました。そして私はモンゴル国立大学法学部を卒業して、モンゴル国立法律研究所、またモンゴル国立大学法学部といった学術研究機関に勤め、法学教育分野に関わりながら、実務家として弁護士の仕事にも従事してまいりました。

そのような経緯で、過去10年間、日本の学術機関を始めモンゴルに進出する日本企業とも協力していることから、本日は私の方から、先ほど申し上げた「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」というテーマでお話することにしました。

そして本日のお話は、法学教育における日本との協力及び学術的な活動と、実務家としてリーガルサービスにおいて行われている活動やその効果という二つに分けてお話をさせていただきます。

まずは、法学教育における日本との協力についてですが、このスライドに示しており、四つの主なプログラムがあるというふうに思われております。

しかし、もちろんこれらには限りませんが、モンゴルの学生たちが法律を勉強すべく日本に留学している代表的なプログラム事業として、この四つについて紹介させていただきたいと思えます。

最初に名古屋大学の日本法教育研究センターについてですが、次の講演であるダワーニヤム先生の講演で詳しく御紹介させていただきますので、ここでは省略いたします。

次に、日本政府が実施する人材育成奨学計画事業、JDSという事業がありますが、この事業は、法律分野だけではなく幅広い分野においてモンゴルの行政官の方々が日本に留学されておりますが、もちろんそこに法律分野も含まれております。具体的な数字を見ると、この事業により2002年からモンゴルから留学生を受け入れ始め、2019年までは合計346人のモンゴル人留学生を受け入れており、毎年この1人から2人が法律分野の留学生であり、例えば、私の何人かの知り合いもこの事業で法律分野で留学し、モンゴルに戻って活躍しております。

続いて、日本の文部科学省の国費留学生制度でありまして、2021年5月の統計によると、2020年で3,075人のモンゴル人が日本に留学しているうち、275人が国費留学生となっております。つまり、それは全留学生の8.9%を占めております。そのうち法律分野に留学する学生が多くおられます。

また、日本の文部科学省のYLP、Young Leaders' Programがありまして、このプログラムの法律分野における留学生を受け入れる大学は九州大学であり、私の何人かの知り合いもこのプログラムで法律分野に留学されたことがあります。

続きまして、学術分野においてどのような活動を行っているか、その効果について紹介させていただきます。このスライドに示しているのは、モンゴル国立大学法学部を中心に企画されたシンポジウムの一部を例として挙げております。これら以外にも商法を始め、モンゴル法や日本法の研究会が多く企画されておりまして、両国の多くの先生方、学者たちが参加してまいりました。

例えば、商法に関するシンポジウムについては、先ほどの徳本先生の講演でも紹介されましたが、このスライドに示されているのは、アマルサナー先生の協力の下で日本の国際交流基金から研究助成金を受けて、2016年から2019年にかけて4年間連続して、日本法とモンゴル法の現状や発展について企画したシンポジウムであります。

そしてこのシンポジウムにつきまして、毎年日本から大学の先生方を始め、弁護士の実務家の先生方も招へいしてシンポジウムが行われ、それらのシンポジウムの論文をまとめて論文集として発行し、モンゴル法学教育における比較研究の文献として使われております。これらも学術的な効果であるといえるだろうと思います。

また、学術的な効果として、上述したとおり、多くのモンゴル人が日本に留学し、日本語で書かれているモンゴル法に関する文献も増えていることです。例えば、本日モンゴルからオンラインで参加している岡先生、先ほどの先生方の講演で何回も名前が出ました岡先生ですが、2021年に行われた調査によると、日本語で書かれているモンゴル法に関連する論文の数はこのスライドに示しております。

例えば、2015年以降は26本、2010年から2014年にかけて27本、2000年から2009年にかけて64本、1999年以前は15本となっております。しかし、これらはC i N i iを利用して検索した結果でありまして、これら以外にも、モンゴル法に言及している論文などは数多く存在すると思われませんが、これらも法学分野における日本との協力の効果といえると思います。

そして次の効果として、モンゴル国立大学法学部の学生たちの成果であります。

具体的には、日本の上智大学が開催する大学対抗コンペティションという日本の大学を始め、オーストラリア、韓国、台湾、中国、モンゴルといった国々の大学のチームが参加して、国際仲裁、またビジネス交渉で対戦する大きな大学対抗コンペティションであります。その大会には、モンゴル国立大学法学部のチームは2017年から参加し始め、2018年には7位に入ることができました。

なぜ私がこのような話をしているかというと、その大会は英語チームと日本語チームという二つのチームが参加し、モンゴル国立大学法学部の日本語チームの全員は日本法教育研究センターの学生たちであり、日本語で日本の学生たちと対戦し、そして2020年の大会にはモンゴル国立大学の日本語チームは日本語での交渉分野で最高点を取り、最優秀チームに選ばれたのは法学教育における効果の現れだと思えます。

そして法学教育制度における日本との協力は、学術分野だけではなく実務的、つまりリーガルサービス分野においても効果を出しております。

モンゴルに進出する日本企業及び日本人向けに行われている活動については、このスライドで紹介させていただきます。話の最初のところでも申しましたように、私は研究者以外にも実務家として弁護士の仕事にも従事してまいりました。そういうことで、2018年から2019年にかけて、在モンゴル日本国大使館の顧問弁護士を務めておりました。当時から、在モンゴル日本国大使館が開催する日本企業支援モンゴル法セミナーに定期的に参加し、岡先生の協力で10回以上も講演し、また、モンゴル法最新情報のニュースレターも作り、モンゴルに進出している企業に配布する活動も行っております。

さらに近年では、モンゴルにおいて日本語でリーガルサービスを提供する法律事務所も設立されておまして、日本企業向けのリーガルサービスにおいても、そのような方々が貢献していると思えます。

そこで本日の話をまとめると、この数年間、法学教育における日本との協力の結果として、日本語が分かる、また日本法について、ある程度知識がある人材が育成できていると思えます。また、その方々も今後の両国の協力の大きな柱になるだろうと期待しております。

さらに学術分野においても、2019年にモンゴル国立大学法学部と九州大学大学院法学研究院との学術的協力協定が結ばれ、今後も法学教育分野における協力関係が発展していくものと信じております。

最後になりますが、この場を借りて、今まで両国の法律分野における協力に重要な役割を果たしている方々や、アマルサナー先生、徳本先生、岡弁護士を始め、皆様方に深くお礼を申し上げますとともに、今後の50年間の両国の更なる協力・発展にも、自分なりの貢献をしてまいりたいと強く思っております。

私からの講演は以上です。御清聴ありがとうございました。



日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」

モンゴルの法学教育制度における日本との 協力及び効果

SarangereI BATBAYAR

弁護士

モンゴル国立大学法学部専任講師

九州大学法学研究院法学府博士後期課程

日本学術振興会特別研究員

概要

- 法学教育における日本との協力
- 学術的な活動や成果
- リーガルサービス活動
- 結び



法学教育における日本との協力

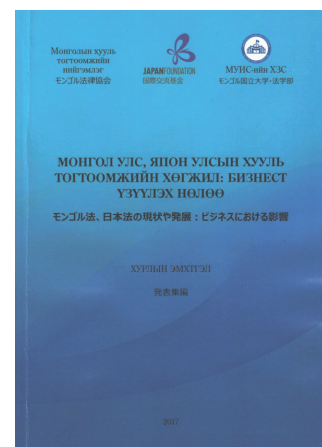


- 名古屋大学の日本法教育研究センター（CJLM）
 - 詳しくは、Davaanyam先生の講演から
- 人材育成奨学計画（JDS）事業
 - 2002年から2019年まで合計346人のモンゴル人留学生を受け入れた。
 - 毎年、1人から2人の枠が法律分野
- 文部科学省の国費外国人留学生制度（MONBUSHO）
 - 留学生総数3075人、そのうち国費留学生275人（8.9%）（令和2年5月1日）
- 文部科学省のYoung Leaders’ Program(YLP)
 - Young Leaders’ Program(YLP) in Law（九州大学）

学術的な活動やその効果（1）



- 国際シンポジウム、研究会、セミナーなど（例）
 - 2016年「モンゴル法・日本法の現状と発展：ビジネスにおける影響」（国際交流基金の支援）
 - 2017年「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」（国際交流基金の支援）
 - 2018年「モンゴルと日本における近年の立法的展開：会社法」（国際交流基金の支援）
 - 2019年「私法における世界的な傾向：日本国」



学術的な活動やその効果 (2)



- 日本語で書かれているモンゴル法に関する文献も少なくない。
- CiNii (NII学術情報ナビゲータ[サイニィ])を利用して「モンゴル」、「法」、「法制」等の単語で検索した結果によると。
 - 2015年以降～26本
 - 2010年から2014年～27本
 - 2000年から2009年～64本 (この中、21本はモンゴル民法典の和訳)
 - 1999年以前～15本
- 出典：法務省 (岡英男、2021年) 「モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書」

学術的な活動やその効果 (3)



- モンゴル国立大学法学部の学生たちの成果 (大学対抗交渉コンペティション) (例)
 - 2018年第17回大会 モンゴル国立大学チームは、第7位。
 - 2020年第19回大会 モンゴル国立大学の日本語チームは、日本語での交渉コンペティションに優勝。
 - 2022年第21回大会 モンゴル国立大学の英語チームは、英語での仲裁コンペティションに優勝。



リーガルサービス活動



- モンゴルに進出する日本企業及び日本人向けのリーガルサービス
 - 2018年～2019年まで在モンゴル日本大使館の顧問弁護士
 - 2017年以降～日本企業支援モンゴル法セミナー（10回以上講演）
 - モンゴルビジネス・投資のためのモンゴル法最新情報のニュースレター
 - 日本語でリーガルサービスを提供する法律事務所設立

結び



- 大学間の協力関係（例）
 - 2019年 九州大学大学院法学研究院とモンゴル国立大学法学部との学術交流および学生交流に関する協定
- 日本語が分かる、ある程度日本の法律について知識がある人材の育成
- 法律分野において、日本の大学院のレベルで留学するモンゴル人留学生が増えているのは、比較法研究の発展に貢献できる。



ご清聴ありがとうございます。

[講演録]

□ ガンホヤグ・ダワーニヤム（弁護士 モンゴル国立大学法学部上級講師） 「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

皆さん、こんにちは。

まず、この記念講演を開いてくださった主催者の皆さんに感謝の気持ちを申し上げたいと思います。先ほどバトバヤル先生が指摘したように、私はモンゴルにおける日本法教育研究センター（通称C J L M）の法学教育とその効果についてお話しさせていただきます。

私は同センターの修了生であり、今もセンターで先生として働いているので、こんな貴重な機会が与えられたことを嬉しく思います。

私の今日の話の内容は、まず、C J L Mとはどういうものか簡単に紹介し、C J L Mのカリキュラム、C J L Mの修了生の進路、修了生による法学教育とその活躍、そしてまとめで終わりにしたいと思います。

まず、C J L Mについて簡単に紹介させていただきます。名古屋大学とモンゴル国立大学の協力の一環として、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの海外拠点として、モンゴル国立大学の法学部内に、2006年にC J L Mが設置されました。C J L Mの特徴としては、日本語による日本法教育です。法学部に入学している学生の中から20人ほど受け入れて、5年間にわたって教育をするプログラムです。

現在まで16年間継続的に研究を行い、日本法、比較法含めて日本法教育を行ってきました。在学中の大学生は47名です。修了生は2011年が初めてですが、そこから90人ぐらいが出ています。

C J L Mのカリキュラムとしては、5年間にわたって法学教育を行うというもので、具体的に述べると、1年生と2年生のときは日本語とアカデミック能力、高度な日本語を中心に教えています。3年生のときから、日本法と、学位論文とか論文の書き方、比較法の授業を中心に教えます。そのときは一定の事例に対してモンゴル法、日本法でどのように考えるのか、そういった観点から授業を教えることが多いです。

ちなみにC J L Mの学生はモンゴル国立大学法学部の学生であることが前提なので、モンゴル法の授業も5年間にわたって行っているという状況です。

優秀な学生は卒業してから名古屋大学の大学院に進学することになっています。最近では、名古屋大学だけではなくて、日本のほかの大学、名古屋経済大学、金沢大学、中央大学などに留学する学生たちも増えています。

次のスライドをお願いします。

次はC J L Mの修了生の進路について簡単に紹介します。C J L Mの修了生はほとんど大学を出てから大学院に入学しています。このスライドから皆さん御覧のとおり、約90人の修了生がいる中でその半分以上が大学院に進学しています。例えば、修士号を取得しているものが44人で、博士号を取得しているものが3人、修士課程在学中の者が9人、

博士課程在学中のものが9人など、高度なレベルの日本語と高い研究能力を持っている者が多いです。

彼らがどういった仕事をしているかという、モンゴルでは仕事に就いている者が多くて、ほとんど民間企業の法務部で法律家として働いています。それ以外にモンゴル国立大学の法学部に専任講師として働いている修了生も6人います。それが法学部の全ての先生にどのくらいいるかという、13%までに及んでいます。それ以外に法律事務所のパートナーまで上り詰めた者も5人ほどいます。

C J L Mの修了生だけで法律事務所を作ったところも二つあります。それ以外に内閣事務室、大統領事務室、スパイ局、人権委員会、在モンゴル日本国大使館など、いろいろな機関で修了生たちが働いています。モンゴルに限らず日本の法律事務所とアメリカの民間企業などに就職している修了生もいます。

ここから言えることは、C J L Mの修了生は単なる法学教育だけではなくて、いろいろな機関に所属しており、その機関においてモンゴルと日本の架け橋となることが期待されています。

次に、修了生による法学教育と研究活動を中心に話をしたいと思います。最近では、C J L Mの修了生による法学教育と研究・立法活動への貢献が見られています。例えば、法案起草に関しては、民事訴訟法、国有企業法、投資銀行法、商法、消費者保護法、民法改正案などに修了生の代表たちが活躍して関わっています。

また、法学教育・研究の活動の視点では、私法分野に属する本が数多く出版されています。例えば、「日本の消費者契約法の解説」、「会社法の基礎」「競争法の理論・実務」、「商法総論」などがその代表であると思います。

その一つである商法の教科書に限って言うと、先ほど徳本先生の話でも出てきたと思うのですが、日本とモンゴルの法務省が協力して商法の起草を作成するプロジェクトを実施しているのですけれども、それをモンゴル国内からサポートすることもできるようになってきています。この教科書を書かれた6人のうち5人がC J L Mの修了生となっています。

ちなみにモンゴルの法務省と内閣府がこの何年間、民事・私法分野を改革する法律の整備に力を入れており、その点では、2012年の法務大臣記念のコンテストでこの教科書が第2位となりました。

最後になりますが、まとめに入ります。本記念講演のタイトルは「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」です。その視点で、モンゴル法の促進と法整備における日本の効力という視点で考えると、直接的には、日本政府とモンゴル政府間の協力を通じた法起草支援と法整備支援などが行われていると思います。

一方で、間接的に名古屋大学とモンゴル国立大学の間などの協力を通じた法学教育・研究活動がなされています。いずれにしろ法整備支援の面で出てくるチャレンジは、現地状況に適した法律の継受を行うことだと思います。その視点に限っては、現地法の知識を持っていて、また、その母法、今回の場合は日本法が中心になろうと思いますが、日本法

の知識も考え方もよく分かる、その状況を二つ合わせてこそ良い法の継受ができると思います。

その面では、日本法とモンゴル法の知識を有しているC J L Mの修了生が大きな役割を果たすことが期待されています。その視点では、現地法の状況を誰よりも知っている、その点で、その現地の法、モンゴルの状況に適した法の促進を目指す点では意義があると思います。

二つ目としては、法学教育と研究を中心に今までは話をしてきましたが、それより広い範囲で、先ほども話したとおりほかの国の機関、民間企業でもC J L Mの修了生などが活躍されているので、両国の架け橋となることが今後とも期待されると思います。

これで私の話は以上となります。御清聴どうもありがとうございます。

モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果：

モンゴルにおける日本法教育研究センター
(CJLM) の法学教育・その効果

Dr. DAVAANYAM Gankhuyag

弁護士

モンゴル国立大学法学部 上級講師

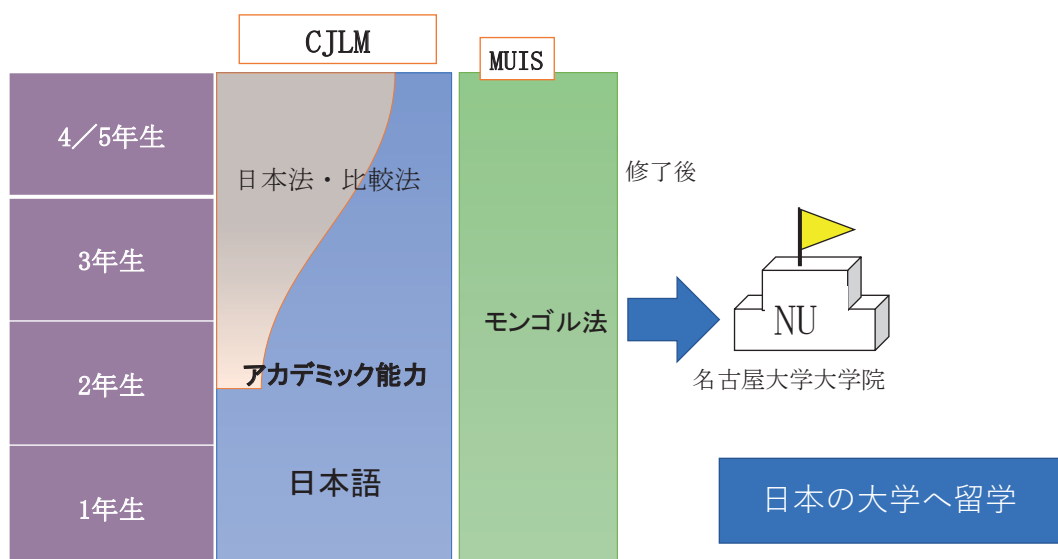
目次

- CJLMの紹介
- CJLMのカリキュラム：法学教育・研究
- CJLMの修了生の進路
- 修了生による法学教育・その活躍
- むすび

CJLMの紹介

- 平成18年（2006年）
 - 名古屋大学とモンゴル国立大学（MUIS）の協力の一環として、名古屋大学法政国際教育研究センター（CALE）は、同センターの海外拠点としてMUIS法学部内にCJLMを設立
 - 日本語による日本法教育・研究
 - 法学部の入学生から約20人を受け入れる
- 現在（2022年）
 - 16年間：法学教育・研究
 - 在学学生：47人
 - 修了生：90人

CJLMのカリキュラム：法学教育・研究



CJLMの修了生の進路

修了後の学歴

- 修了生の人数（2011年 - 2022年）：約90人
- 修士号取得：44人
 - 名古屋大学：31人
 - MUIS法学部：4人
 - 中央大学：2人
 - 名古屋経済大学：2人
 - 慶応大学：1人
 - 大阪大学：1人
 - 福岡大学：1人
 - Arizona University：1人
 - Lincoln University：1人
 - Bay Atlantic University：1人
 - Zhejiang University：1人
- 修士課程在学中：9人
- 博士号取得：3人
 - 名古屋大学：2人
 - 大阪大学：1人
- 博士課程在学中：9人

修了生の就職先

- モンゴル国在職
 - 企業の法務部：50人
 - 銀行法務部：5人
 - MUIS法学部の専任講師：6人（約13%）
 - 法律事務所のパートナー：5人
 - 修了生による起業家(alison and kate partners)
 - 法律事務所の法律家：5人
 - 内閣事務室：2人
 - 大統領事務室：1人
 - スパイ局：1人
 - 人権委員会：1人
 - 在モンゴル日本大使館：1人
- 日本在職
 - 法律事務所：2人
 - 企業の総務・法務部：5人
- 米国在職
 - 企業の総務・法務部：2人

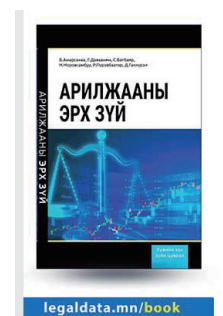
修了生による教育・研究活動

法学教育・研究・立法活動にも貢献

- 法案起草
 - 民事訴訟法 (Norovsambuu. G)
 - 国有企業法 (Davaanyam. G)
 - 投資銀行法 (Davaanyam. G)
 - 商法 (Purevbaatar. R)
 - 消費者保護法 (Purevbaatar. R)
 - 民法改正案 (Gankhurel D., Ariunzaya. B)
- 教育・研究活動（教科書）
 - 単著 『日本消費者契約法の解説』（2021年）
 - 単著 『会社法の基礎』（2021年）
 - 共著 『競争法の理論・実務』（2022年）
 - 共著 『商法総論』（2022年）等

商事法の教科書（2022年）

- 1) B. Amarsanaa
- 2) G. Davaanyam
- 3) S. Batbayar
- 4) N. Norovsambuu
- 5) R. Purevbaatar
- 6) D. Gankhurel



2022年法務大臣記念のコンテストでの第二位

- 名大大学院修了生：4人
- CJLM修了生：5人
- MUIS法学部の専任講師：全員

むすび

- Title : 日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進

1) モンゴル法の促進 → 法整備における日本の協力

- 直接 : 日本政府とモンゴル政府間の協力を通じた法案起草支援・法整備支援等
- 間接 : 例としてNUとMUIS間の協力を通じた教育・研究活動

➤ 法整備支援のChallenge: 母法+現地法=良い法継受

2) 日モ法の知識を有しているCJLMの修了生とその効果

- 現地法・現地の状況を踏まえた上で、モンゴル法の促進を目指す
- 法学教育・研究が中心となっているが、広い意味での協力にも貢献

ご清聴ありがとうございます

【国際研修・共同研究】

判決書起案能力向上に関する現地セミナー及び オンラインセミナーの実施

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事）

曾 我 学
国際協力部教官
坂 本 達 也

第1 はじめに

1 JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法整備支援プロジェクトに関し、令和4年12月11日（日）から16日（金）（移動日を含む。）までの間、ベトナム各地（バクニン省・ダナン市・ホーチミン市）において、裁判官の判決書起案能力の向上を目的とするワークショップ（以下「本現地セミナー」という。）が開催された。

本現地セミナーには、日本側からは、当職らのほか、JICAガバナンス・平和構築部国際協力専門員である枝川充志氏、JICA長期派遣専門家である塚原正典氏、河野龍三氏が参加した。ベトナム側からは、ダオ・ティ・ミン・トゥイ最高人民裁判所裁判官、トン・アイン・ハオ元最高人民裁判所副長官のほか、人民裁判所所属の裁判官らが参加した。

2 また、上記プロジェクトに関し、令和5年2月15日（水）、裁判官の判決書起案能力の向上を目的とするオンラインセミナー（以下「本オンラインセミナー」という。）が開催された。本オンラインセミナーは、本現地セミナーにおいて実施した日本の判決書の書き方に関する当職らの講義を、各地の人民裁判所の裁判官を対象としてより広く実施してほしい旨の要請を受け、最高人民裁判所の主催により実施された。

本オンラインセミナーには、日本側からは、当職らのほか、上記の枝川充志氏、塚原正典氏、河野龍三氏が参加した。ベトナム側からは、ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官を含む約200名が最高人民裁判所内の会場に列席し、ベトナム各地の約800か所の人民裁判所とオンラインで接続された。

3 本稿では、これら両セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本現地セミナー及び本オンラインセミナーに至る経緯

ベトナムの最高人民裁判所は、ベトナムの法・司法改革の方針を示した2005年6月の共産党政治局第48号決議及び第49号決議において、2020年までの司法改革戦略の一つとして、法令を統一的に適用し、判例を発展させる手引を行うべきことが掲げられたことに端を発し、判例制度の発展を進めてきた。

最高人民裁判所は、2015年に判例の概念、判例選定基準、審理の際に判例を適用する原則を明確化するとともに、判例公布の手續をも定めた「判例の選定、公布及び適用の手續に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」を制定したが、2015年から2021年までの5年超の期間において、採択・公布された判例の件数は未だ少なく（2021年8月の時点で公布済みの判例の総数は43件であった。）、その原因としては、人民裁判所の判決が判例となるべき標準性を有しないこと、換言すれば、判断部分の立論が曖昧かつ不明確であったり、形式的な誤りがあったりすることなどの問題が指摘されていた¹。

JICAベトナム法整備支援プロジェクトの現行プロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）においても、最高人民裁判所を実施機関とする活動の重要課題の一つとして、人民裁判所の審理における判例の発展を掲げている。本現地セミナー及び本オンラインセミナーは、人民裁判所の判決が判例となるべき標準性を有しないという上記問題点を踏まえ、裁判官の判決書起案能力の向上を目的として実施されたものである²。

第3 本現地セミナーの概要³

1 日時

- (1) 2022年12月12日（月） ベトナム・バクニン省
- (2) 2022年12月14日（水） ベトナム・ダナン市
- (3) 2022年12月16日（金） ベトナム・ホーチミン市

2 参加者

- (1) 最高人民裁判所裁判官、ハノイ市人民裁判所裁判官ら48名
- (2) 最高人民裁判所裁判官、ダナン市人民裁判所裁判官ら42名
- (3) 最高人民裁判所裁判官、ホーチミン市人民裁判所裁判官ら46名

3 スケジュール（日本時間）

- | | |
|-------------|--|
| 10:30-10:35 | 参加者紹介 |
| 10:35-10:45 | オープニングリマークス
【ダオ・ティ・ミン・トゥイ 最高人民裁判所裁判官】
【JICA長期専門家】 |
| 10:45-11:15 | 刑事事件判決書起案のスキル及び提案
【グエン・ディン・ティエン
ハノイ市人民裁判所家庭未成年裁判所長官】 |

¹ ベトナムの判例制度の導入経緯や現状については、ICD NEWS第73号29頁「ベトナム判例制度の実情及び展望」、ICD NEWS第88号9頁「ベトナムの判例についての覚書（1）-判例制度の現状と今後の課題-」に詳しい。

² 現行プロジェクトは、課題の特定を目標とする第1段階と、課題解決のための検討・提案を目標とする第2段階の2つのフェーズが予定されているところ、本セミナーは、第2段階のものとして実施された。

³ 第3・1記載の各所において、概ね同様のスケジュールのセミナーを実施した。

- 11 : 15 - 12 : 00 日本の刑事判決書の書き方
【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】
- 12 : 15 - 12 : 45 質疑応答・刑事判決書に関する意見交換
- 12 : 45 - 13 : 15 民事事件判決書起案のスキル及び提案
【トン・アイン・ハオ 元最高人民裁判所副長官】
- 13 : 15 - 13 : 45 行政事件判決書起案のスキル及び提案
【レ・チ・クオン ハノイ市人民裁判所長官】
- 15 : 30 - 17 : 00 日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書
【法務総合研究所国際協力部教官 曾我学】
- 17 : 15 - 18 : 50 質疑応答・民事及び行政事件の判決書に関する意見交換
- 18 : 50 - 19 : 00 クロージングリマークス
【ダオ・ティ・ミン・トゥイ 最高人民裁判所裁判官】

4 各プレゼンテーションについて

(1) 刑事事件の判決書に関するプレゼンテーション及び意見交換

ア ベトナム側のプレゼンテーション

グエン・ディン・ティエンハノイ市人民裁判所家庭未成年裁判所長官からは、「刑事事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの刑事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの刑事判決書については、ベトナム2015年刑事訴訟法260条に必要な記載事項が明記されている。また、判決書の構成について法令上の定めはないが、2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HDTP号において書式が定められており、刑事判決書は、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）から構成される。プレゼンテーションにおいては、各欄の記載上の留意点が説明されるとともに、日本の判決書とは異なり、人定事項が多岐にわたっていることやその記載方法が統一化されていないことなどの実情も紹介され、発表者から今後は個人ID番号で被告人を特定すべきことなどの提案がされた。

イ 日本側のプレゼンテーション

坂本教官からは、「日本の刑事判決書の書き方」と題して、日本の刑事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等を説明した。

前文及び後文並びに主文の記載の説明をした後、理由につき、罪となるべき事実、証拠の標目、法令の適用、事実認定の補足説明及び量刑の理由の具体的な記載方法の説明をしたが、抽象的に説明するだけでは判決書のイメージを持ちにくいことから、日本の刑事判決書のサンプルを作成し、それを参照しながら説明することによって、具体的に理解してもらえよう留意した。また、事前にベトナムの刑事判決書を複数入手し、その内容を分析していたため、ベトナムの刑事判決書との相違点に言及しながら説明を行った。ベトナムの刑事判決書では、裁判

所の認定欄において犯行に至る経緯、犯罪事実、犯罪後の事情が物語式に認定され、決定欄で主文が記載されるが、日本の判決書のように犯罪事実がはっきりとは明示されない。こうした形式の違いは、訴因概念及び訴因の拘束力の有無に起因していると思われたため、このような重要と思われる審理上の違いについても説明を行った。

ウ 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においては、各地で活発な質疑応答がなされた。ベトナムの裁判官からは、日本側が発表した判決書の様式に関するもののほか、裁判官が審理のどのタイミングで判決書を起案しているか、否認事件の判決書を記載するときどのような点に留意しているかなどといった実務的な質問が数多くされるなど日越双方の判決・審理に関して充実した意見交換が行われた。

(2) 民事・行政事件の判決書に関するプレゼンテーション及び意見交換

ア ベトナム側のプレゼンテーション

(ア) トン・アイン・ハオ元最高人民裁判所副長官からは、「民事事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの民事判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの民事判決書については、ベトナム2015年民事訴訟法266条に必要な記載事項が明記されている。また、判決書の構成については同条2項に定めがあるとともに、2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第01/2017/NQ-HDTP号において書式が定められており、民事判決書は、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）から構成される。プレゼンテーションにおいては、各欄の記載上の留意点が説明され、当事者の主張欄の記載が長く重複も多いこと、判例の発展のためには裁判所の認定欄の記載が重要であることなどの指摘に加え、他の当事者の主張と重複する部分は省略して記載すべきことや、各当事者の主張を十分に検討して評価すべきことなどの提案があった。

(イ) レ・チ・クオンハノイ市人民裁判所長官からは、「行政事件判決書起案のスキル及び提案」と題して、ベトナムの行政事件の判決書に関する法令の規定、書式、記載上の留意点等が説明された。

ベトナムの行政事件の判決書については、ベトナム2015年行政訴訟法194条に必要な記載事項が明記されており、判決書の構成については、2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第02/2017/NQ-HDTP号において書式が定められているが、構成要素は民事判決書と同様である。プレゼンテーションにおいては、当事者の主張をそのまま引用した結果、話し言葉がそのまま記載されている判決があること、執行できない判決があることなどの現状報告や、裁判所の判断部分では争点に対する裁判所の見解を示す必要があり、その前提としてそれぞれの論点をまとめる必要がある

ことなどの提案があった。

イ 日本側のプレゼンテーション

曾我教官からは、「日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書」と題して、日本の民事訴訟の判決書につき、いわゆる新様式の書式及び記載の留意点を中心に説明し、日本の行政訴訟の判決書については「関係法令等の定め」の記載方法等を補足的に説明した。

日本の民事訴訟の審理を簡単に説明し、争点整理を行って争点中心型の審理を行っていることを理解してもらった上で、あらかじめ参加者に配布した日本の民事第一審判決書（新様式）のサンプルを参照しながら、主文、請求の記載の説明をした後、事実及び理由につき、事案の概要（冒頭部分、前提事実、争点、争点に対する当事者の主張）、当裁判所の判断（認定事実、各争点に対する判断）の具体的な記載方法の説明をした。事前にベトナムの民事訴訟の判決書と行政訴訟の判決書を複数入手し、ベトナムでは、「事件の内容」欄に争いのない事実や争点の記載がなく、原告の主張欄と被告の主張欄のみが記載された後、争点が不明確なまま「裁判所の認定」欄に進むことを把握していたので、日本の新様式との相違点について、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張の各欄の意味やその記載の目的並びに留意点に特に力点を置いて説明をした。

ウ 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においては、各地で活発な質疑応答がなされた。ベトナムの裁判官からは、日本側が発表した判決書の様式に関するもののほか、民事事件の判決書と行政事件の判決書の異同などについても質問があった。また、日本側からベトナムの民事訴訟の審理の実情の質問をしたところ、ベトナムにおいても、日本と同様、裁判官と当事者との間で尋問等を実施する前に争点の確認をしているとの回答があった。ベトナムでも日本と同様に争点中心型の審理を行っていることから、日本の新様式の判決書について、分かりやすいとの感想を抱いたようであった。



【講義の様子（左）ダナン市：坂本（右）バクニン省：曾我】



【集合写真（ホーチミン市）】

第4 本オンラインセミナーの概要

1 日時

令和5年2月15日（水）

2 参加者

- (1) ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官を含む裁判官ら200名（会場参加）
- (2) ベトナム各地の人民裁判所所属の裁判官（800か所の人民裁判所とオンラインにより接続）

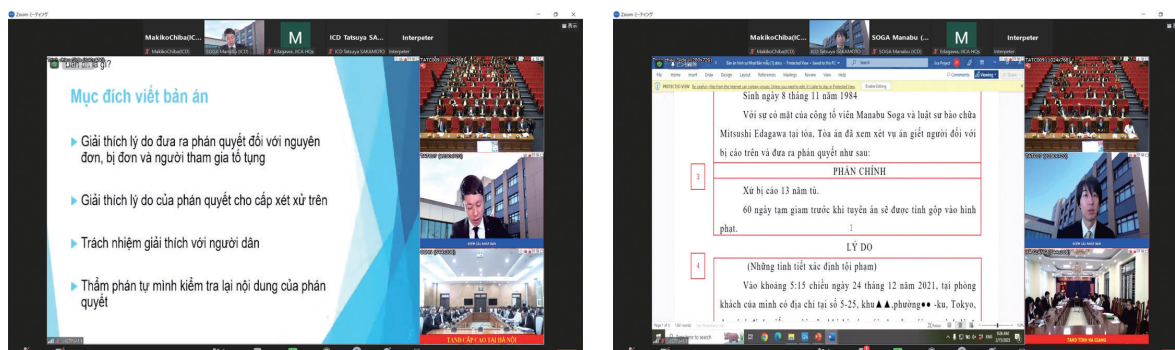
3 スケジュール（日本時間）

10:00-10:10	参加者紹介
10:10-10:30	オープニングリマークス 【ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官】 【JICA長期専門家】
10:30-11:30	日本の民事訴訟及び行政訴訟の判決書 【法務総合研究所国際協力部教官 曾我学】
11:30-12:15	日本の刑事判決書の書き方 【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】
12:30-12:50	質疑応答・意見交換
12:50-13:00	クロージングリマークス 【ファム・クオック・フン最高人民裁判所副長官】

4 各プレゼンテーションについて

上記のとおり、本オンラインセミナーは、本現地セミナーにおいて実施した日本の判決書の書き方に関する当職らの講義を、各地の人民裁判所の裁判官を対象として実施してほしい旨の要請を受けて実施されたものであるから、日本側のプレゼンテーションの内容は第3記載の内容とおおむね同様である（ただし、ベトナム側からの依頼を受けて、民刑ともに控訴審の判決書に関する内容を加えた。）。

質疑応答においては、質の良い判決書がどのようなものかといった根源的な質問から、スライド中に挙げられていた事例の事実認定に関する質問、仮執行宣言の意味に関する質問など幅広く質問が寄せられ、ベトナム各地の人民裁判所の裁判官と充実した議論を行うことができた。



【当職ら（左：曾我、右：坂本）による講義の様子】

第5 終わりに

これまでの最高人民裁判所との活動では、ベトナム側と日本側がそれぞれ講義を実施するのみの形態が多かったところ、本現地セミナーでは日本側からの要望により、事前にベトナムの実際の判決書を提供してもらうとともに、比較的長めの討論の時間を設定してもらった。その結果、日本側からの講義においては、単に日本の判決書の構造や記載方法を説明するにとどまらず、日越の判決書の比較や、提供されたベトナムの判決書につき日本の判決書起案の見地からコメントをするなど、よりベトナム側の目線に立って具体的な話をすることができた。また、意見交換では、ベトナムの審理の実情や現場における判決書起案の具体的な悩みを知ることもできた。総じて日越双方にとって有益なセミナーとなったと感じており、本現地セミナーの成果が高く評価されたことにより、より多くのベトナムの裁判官を対象とした本オンラインセミナーの実施につながったものと思われる。

両セミナーにおいては、ベトナムの判決書の実態や課題について一定程度把握することができたといえる。現行プロジェクトの活動に当たっても、この成果を生かし、できる限りの支援をしていきたい。

第1回司法関連統計共同研究 (モンゴル・ウズベキスタン)の実施について

前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事）

庄地 美菜子

1 はじめに

令和5年2月28日（火）から3月7日（火）までの間、第1回司法関連統計共同研究を実施し、研究員として、モンゴル国立法律研究所及びウズベキスタン共和国法執行アカデミーから各5名を招へいし、我が方からも法務総合研究所研究部研究官1名が研究員として参加した。

2 本共同研究実施の背景

司法関連統計のうち、刑事司法統計、すなわち犯罪検挙、捜査、公判、犯罪者処遇等に関する統計は、我が国の警察白書や犯罪白書が刑事政策を立案するための基礎素材として極めて重要な位置を占めていることから分かるように、一国の刑事司法分野の状況を客観的に示すとともに、中長期的な観点から刑事司法制度の在り方や政策の方向性を検討する上で必要不可欠な資料である。

また、法制度整備支援の実施に当たっても、制度上の課題、問題点を把握するために支援対象国の刑事司法に関する統計を分析することは極めて有用である。

かかる有用性に鑑み、法務総合研究所国際協力部においては、2019年7月に法務総合研究所とウズベキスタン共和国法執行アカデミー¹(前ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー)との間で締結した協力覚書(Memorandum of Cooperation。以下「MOC」という。)に基づいて、2020年7月から同アカデミーに対して、犯罪白書作成や犯罪統計データを利用した犯罪予防に関する共同研究を、法務総合研究所研究部及び国際連合研修協力部(国連アジア極東犯罪防止研修所/UNA FEI)の協力を得て継続的に実施してきた²。

また、モンゴル国立法律研究所との間では、2021年8月に法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で締結したMOCに基づき両国の刑事司法制度の比較等を共同研究として行ってきたものであるが³、同研究所は、近年、犯罪白書の編さんも手がけており、刑事司法統計に関して互いの知見を共有したい旨の要望がかねてより当部に対

¹ 2022年11月28日に発出された大統領令に基づき、警察官や検察官などの捜査官の育成及び刑事司法分野の研究を目的として設立されたアカデミー。既存の同国最高検察庁アカデミーを前身として改組された。

² 同アカデミーに対する犯罪白書作成に関する共同研究の実施経緯等詳細については、庄地美菜子「ウズベキスタン共和国における法整備支援(犯罪白書作成支援)」ICD NEWS第86号(2021年3月号)134頁以下、黒木宏太「ウズベキスタン：犯罪白書作成と犯罪予防研究に関する支援(フェーズ2) - 犯罪白書作成支援を中心に -」ICD NEWS第91号(2022年6月号)92頁以下を参照されたい。

³ モンゴル国立法律研究所は、法務・内務省の一機関である研修・研究機関。同研究所との間の共同研究の実施経緯等詳細については、河野龍三「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ(～MOCに基づく活動の一環として～)」ICD NEWS第89号(2021年12月号)113頁以下、庄地美菜子「モンゴルにおける現地セミナーの開催について」ICD NEWS第94号(2023年3月号)95頁以下を参照されたい。

して寄せられていた。

かかる状況を踏まえ、モンゴル国立法律研究所、ウズベキスタン共和国法執行アカデミーからそれぞれ研究員を招へいし、両国と我が国が、今後取り組むべき刑事司法統計の具体的な課題や刑事司法統計を含むデータを利活用した犯罪予防に関する知識の強化、認識を共有することを目的として、本共同研究を行うこととした。

さらに、他国の犯罪統計の実情についての分析やこれについての意見交換を行うことは、我が国の刑事司法統計の作成及びその活用にも有効であることから、我が国において犯罪白書の作成を担う法務総合研究所研究部から同部研究官も本共同研究の研究員として参加した。

3 実施内容について

(1) テーマ1「犯罪白書の作成とその活用」について

本共同研究の一つ目のテーマである「犯罪白書の作成とその活用」について、刑事司法統計データの収集、収集した統計データに基づく資料作成に関する諸問題、作成した統計資料をどのように刑事政策に生かして行くべきか、また逆に、刑事政策立案に資する統計資料とはいかなるものかという観点からの制度上、実務上の問題点の検討や比較研究を行った。

本テーマについては、法務総合研究所研究部室長研究官の石原淳一から、我が国の犯罪白書（英語版）に記載された統計資料から、薬物犯罪に関する統計資料や再犯に関する統計資料等を取り上げ、それぞれの統計資料についての詳細かつ具体的な紹介がなされた。犯罪白書の作成に関しては、内容もさることながら、それに先立つ人的物的体制構築も大きな課題となるところ、研究員からは、どのソフトを使用しているのか、データの収集はどのような仕組みで行っているのか、日本語版と英語版とでそれぞれどのような人員体制とタイムスケジュールで行っているのかなど実際的な質問が相次いだ。さらに、我が国の犯罪白書の大きな特徴であるルーティンパートと特集パートの二部構成についても、どのようにして特集パートのテーマを決めているのかなどの質問があり、高い関心が寄せられた。

さらに、龍谷大学法学部浜井浩一教授からは、「証拠に基づく政策立案のための犯罪統計」と題し、犯罪白書や警察白書等の統計資料をいかに読み解くか、という観点から、その背後にあった政策決定の例や、我が国と各国の犯罪統計の比較等につき詳細な御講義をいただいた。

(2) テーマ2「データを用いた犯罪予防について」

二つ目のテーマは「データを用いた犯罪予防」とし、その観点から我が国における犯罪予防に関する様々な取組を紹介した。

近年、国内外において、犯罪マッピングや犯罪通報システムの構築、A I・アルゴリズムを用いた犯罪予測や分析（犯罪・交通事故予測、不審車両特定、わいせつ画像判定、SNS分析）等、犯罪予防・犯罪捜査分野における先端技術の活用が急速に進

められている。モンゴル国・ウズベキスタン共和国双方とも、これらの先端技術の活用について関心が高く、この点に関する我が国の知見を得たいとの要望が特に強かったものである。

本テーマに関しては、拓殖大学守山正名誉教授から「AIを利活用した警察・刑事司法制度」と題する御講義をいただき、犯罪予測の必要性とその効果、犯罪機会の削減による犯罪予防の必要性、英国におけるホットスポット分析の紹介、神奈川県警察が行っているAIを用いた犯罪予測の実際等について詳細な御講義をいただいた。

なお、守山名誉教授からは「犯罪予防に焦点を当てたAI活用による刑事司法制度の将来」と題する論考を御寄稿いただいているので、そちらも参照いただきたい（ICD NEWS本号6頁以下）。

また、警察大学校警察情報通信研究センター野貴泰教授からは、「予測システムで使われる犯罪予測技術」と題する御講義をいただき、AIやアルゴリズムを用いた犯罪予測の仕組みやその利点、今後導入するに当たっての留意点等について御解説いただいた。

また、実際の取組として、京都府警察では2016年から独自のアルゴリズムに基づき犯罪発生の危険性が高い場所を分析する犯罪防御システムを導入して効率的かつ効果的なパトロール活動等を行っているところ、研究員は京都府警察本部を訪問し、京都府警察刑事部刑事企画課主席調査官捜査支援分析センター所長から同システムの概要や同システム導入が犯罪の抑止につながったことなどにつき御解説いただいたほか、京都府警察岡崎公園前交番において、同システムを用いたパトロール活動のやり方について御解説いただくなど、実際の現場で犯罪防御システムがどのように活用されているのかを体験することもできた。

本テーマに対しても研究員の関心は非常に高く、AI等を用いた犯罪予測を行う前提としての法制備の要否や予算上の措置、効果検証のやり方、システム導入により削減された支出についてなど、両国における将来的な導入を念頭に置いた具体的な質問が相次いだ。

4 その他

(1) 公開セミナーの実施等について

本共同研究期間中に「モンゴル・ウズベキスタンにおける近年の司法制度改革」と題する公開セミナーを公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と法務総合研究所において共催し、モンゴル国立法律研究所エルデム オンダラフ・フレルバートル所長、ウズベキスタン共和国法執行アカデミー エフゲニー・コレンコ所長代行から、両国における経済の自由化に対応し、投資環境を改善するための法改正や組織改編、人材育成のあり方等についてそれぞれ紹介がなされた。

また、ICCLCには、本共同研究実施に当たって事前準備の段階から各種サポートをいただき、この場をお借りして深く御礼を申し上げる。

(2) 使用言語について

本共同研究は、使用言語を英語とし、講義やプレゼンテーションを英語で（又は日英逐語通訳を介して）実施した。ただし、質疑応答では、場合によっては英語での意思疎通に難があることも予想されたことから、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の御協力を賜り、同センターのモンゴル人留学生とウズベキスタン留学生に参加いただいて、適宜、日本語とモンゴル語、日本語とロシア語（又はウズベク語）の逐語通訳を行っていただいた。留学生の皆様には、全ての場面において非常に的確な通訳によってサポートいただいた。本共同研究は、留学生の皆様への助けなしでは十分な目的を遂げることができなかったと言っても過言ではない。

モンゴル国からの留学生であるバヤルサイハン・ヘルレンチメグ氏、バトバヤル・エンフジャブフラン氏、バトエルデネ・ルハグワジャルガル氏、ウズベキスタン共和国からの留学生であるダブロンベック・ウバイドウラエフ氏、ハサンボイ・ラヒムベルガノフ氏の5名の皆様にはこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。

5 終わりに

本共同研究が、モンゴル国・ウズベキスタン共和国双方の刑事司法統計の整備、先端技術を用いた犯罪予測システム導入の一助となること、ひいては、両国における「法の支配」の浸透に貢献し、法・司法分野における両国との友好協力関係をより一層発展させることを願ってやまない。

本共同研究に多大なる御協力をいただいた関係者の皆様にはこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。



【岡崎公園前交番において説明を受ける研究員】



【岡崎公園前交番での集合写真】



【浜井浩一教授の講義風景】



【講演を行うモンゴル国立法律研究所長】



【講演を行うウズベキスタン共和国法執行アカデミー所長代行】



【法務省赤れんが棟共用会議室での集合写真】

【講義・講演】

2023年2月から同年4月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 東京地方検察庁における講義

日 時：3月15日（水）
場 所：東京地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 村上愛子

2 九州大学における講義

日 時：3月24日（金）
場 所：九州大学
対象者：学生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 庄地美菜子

3 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）における特別講演

日 時：3月29日（水）
場 所：名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）
対象者：教員
テーマ：2021年クーデター後のミャンマー情勢
講 師：教官 國井弘樹

4 大阪地方検察庁における講義

日 時：4月6日（木）
場 所：大阪地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 國井弘樹

【研修等実施履歴】

2023年2月から同年4月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

(1) ネパール本邦研修

日 時 3月9日（木）から同月18日（土）まで
場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか
テーマ 民法改正及び運用改善
担 当 教官 茅根航一、曾我学
国際専門官 千葉真希子、徳井靖士

(2) ラオス本邦研修

日 時 4月20日（木）から同月28日（金）まで
場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか
テーマ 民事判決書起案能力向上
担 当 教官 後藤圭介、坂本達也
国際専門官 飯澤聖愛、中嶋勇葵

2 共同研究

令和4年度司法関連統計共同研究

日 時 2月27日（月）から3月8日（水）まで
場 所 法務省赤れんが棟ほか
テーマ 刑事司法に関する統計データの収集、当該統計データに基づいた資料作成に関する制度及び諸問題並びに当該統計データを用いた犯罪予防等についての比較研究等
担 当 教官 國井弘樹、庄地美菜子
国際専門官 菅原優志、飯澤聖愛

3 セミナー

(1) ベトナム

最高人民裁判所（SPC）等とのオンラインセミナー
日 時 2月15日（水）

形 式 オンライン形式
テーマ 裁判官の判決書起案能力の向上
担 当 教官 曾我学、坂本達也
国際専門官 千葉真希子

(2) インドネシア

法務人権省等とのオンラインセミナー
日 時 2月16日(木)
形 式 オンライン形式
テーマ 法令の整合性確保
担 当 教官 庄地美菜子
国際専門官 千葉真希子

(3) ラオス

国立司法研修所(NIJ)とのオンラインセミナー
日 時 3月24日(金)
形 式 オンライン形式
テーマ 強盗罪等の財産犯及び強姦罪
担 当 教官 村上愛子、坂本達也
国際専門官 徳井靖士

(4) ウズベキスタン

司法省法律研究院とのオンラインセミナー
日 時 3月27日(月)及び3月28日(火)
形 式 オンライン形式
テーマ 調停制度、第三者保護規定の解釈・適用
担 当 教官 庄地美菜子、池田暁子、坂本達也
国際専門官 菅原優志

【活動予定】

2023年7月から同年9月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 共同研究

- (1) 第24回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 9月12日（火）から同月21日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる
制度上及び実務上の諸問題

担 当 教官 荒川豊

国際専門官 辻のぞみ

- (2) モンゴル共同研究

日 時 9月25日（月）から同月30日（土）まで

場 所 国際法務総合センター

担 当 教官 後藤圭介

国際専門官 飯澤聖愛

2 シンポジウム

日ASEAN特別法務大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話、G7司法大臣
会合

司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベント

「ビジネスと人権」公開シンポジウム

日 時 7月7日（金）13:00～16:30

場 所 ホテルニューオータニ（東京）1階鶴の間

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 教官 國井弘樹、茅根航一

国際専門官 菅原優志、矢口昌宏、辻のぞみ

3 その他

(1) 司法修習（選択型実務修習）

日 時 8月28日（月）から9月1日（金）まで

場 所 国際法務総合センター

(2) 霞が関インターンシップ・法務省インターンシップ

日 時 9月4日（月）から同月8日（金）まで

場 所 国際法務総合センター

JICA現地事務所スタッフの眼

JICAモンゴル事務所ガバナンス班長

サイハナ (A. Saikhantuya)

昨年の2022年はモンゴル国と日本国の外交関係樹立50周年、JICAボランティア派遣30周年、JICAモンゴル事務所の設立25周年という節目の年となりました。

モンゴルは1990年の初め頃から民主化が進み、市場経済へと移行しましたが、それ以降、日本はトップドナーとしてモンゴルの国造り、市場経済化を支援してきました。

私は1990年の民主化直後、初期の留学生として、日本に留学し、大阪大学の外国語学部で日本語を勉強し、横浜国立大学の学部及び大学院で経営学を勉強しました。モンゴルに帰国後JICAモンゴル事務所に勤務してから、今年で22年目を迎えました。

特に、JICAモンゴル事務所で担当してきた仕事は、国造りを支える財政の基盤強化や法整備分野におけるプロジェクトが多かったと思います。

日本人が持つ優れた技術、ノウハウ、知見をモンゴル人に技術移転するために我々現地職員の役割はどこにあるのか。考えてみれば、やはり、自国の事情をよく知っている現場に強い者として現地のニーズをタイムリーに引き出し、JICAをはじめ日本の政府機関や関係者に理解していただくための繋ぎ役に違いないと思います。協力は無限に続くものではないし、限られたリソースで成果を出し、目標を達成することがプロジェクトです。カウンターパートにはそのような基本原則を理解していただき、信頼できるパートナーとして取り組むことが私の信念になりました。

特に、法整備分野をはじめとするガバナンス分野における協力は、長い目で結果を見据えて協力する必要がある、とても地道な努力を必要とします。しかし、長年の協力による成果が芽生えてこそ大きなインパクトが発揮される良い事例もあります。

長年の協力はモンゴル人カウンターパートの不断の努力、日本人への思い入れ、敬意、信頼性もあってのことになりますが、繋ぎ役の現地職員の役割も重要と思っています。特に、一つのプロジェクトが終わっても、カウンターパートとの良い関係維持はとても大切なことだと認識しています。

JICAはPDCAサイクルでプロジェクトを管理していますが、現地職員はプロジェクトが終わった後に必要なフォローアップへの協力を企画・実施したり、事後評価を円滑に進める上でもカウンターパートとの関係維持は必要不可欠のものだと思います。

これまでのモンゴルにおけるJICAの協力は法整備分野では開発政策計画、財政、金融、ビジネス法制分野にも及んでいます。これらの分野で持続性のある結果を出すためには人材育成や制度整備の両方のアプローチを組み合わせる必要があります。振り返ってみれば制度整備には常に法改正を必要としていました。プロジェクト期間中に法改正できなかった事例もありますが、プロジェクトを終了して10年間経過してから法改正されたものもあり、法起草、法改正は一度そのモメンタムを見逃すと長い年月を経て実現することもあ

るのだと理解するようになりました。この度、自分が担当として関わってきた3つの協力事例を紹介したいと思います。

1) モンゴルの税制改革と一緒に歩む

JICAは1998年からこれまで20年以上にわたり、徴税制度や法整備の協力を行っています。モンゴルでは日本をお手本にした近代的な徴税システムが発展してきました。

2013年以降、モンゴル国政府の資源開発が進み多数の外資系企業・国際資本が同国に進出したことにより、新たな課題となった国際課税に係る制度整備及び人材育成、公平かつ透明な租税制度の整備と税収の確保を目的とした「国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクト」を3つのフェーズにより支援を実施しています。

2019年には、フェーズ2において、第2次租税改革案が国会を通過しましたが、改正税法の案を作成する段階から執行活動の支援も含めて日本の税制事例によりプロジェクトの日本人専門家からモンゴルの国税庁や大蔵省に助言してきました。特に、それまでモンゴルに存在しなかった日本の徴税制度である自力執行権の制度をモンゴルの現状に合わせて成功裡に取り入れることができました。第2次租税改革は当時の大蔵大臣（元経済開発大臣）のリーダーシップの下、国民、業界からの意見などを積極的に取り入れたこともあり、当初、専門家が助言した条文案が大きく変更されることもなく国会を通過しました。

2020年1月から改正税法が執行開始しましたが、JICAは現在、改正税法の執行支援を続けています。

2) 調停制度強化プロジェクト フォローアップ協力

モンゴルは1992年に新憲法を制定し、政体は立法権の国会、司法権の裁判、行政権の政府という三権制度が採用されています。裁判所評議会は裁判所の予算、人事、行政、人員配置などを担当する組織で2019年に改正された憲法上、独立性が規定されている組織で、2010年～2015年間に実施した「調停制度強化プロジェクト」のカウンターパート機関でもあります。

調停制度強化プロジェクトは調停人養成トレーナー及び調停人候補者の養成、全国的な調停制度の導入に向けての制度構築等を実施しました。フェーズ1実施中の2012年5月に調停法が成立し、2014年2月から施行開始したことに伴い、全国の一審裁判所において調停が実施され、紛争解決手段の一つとして機能し続けています。

私自身は事務所の現地職員として、裁判所評議会と本体プロジェクト終了後も良い関係を維持してきました。調停法施行開始以降7年経過したところ、その運用状況をレビュー調査し、改善点を提言するために裁判所評議会からフォローアップへの協力要請を受け、2019年～2022年にかけて本フォローアップに協力しました。本フォローアップ協力は私ともう一人の現地職員二人で企画・実施したのですが、本フォ

ローアップへの協力は、本体プロジェクトで短期専門家として携わった稲葉一人（中京大学法学部教授）先生、法務総合研究所国際協力部（ICD）及びモンゴル側のカウンターパートで裁判所評議会調停委員会の会長を務めていたモンゴルで調停の生みの母と言われている故D. トンガラグ（元最高裁判事）委員長、B. アマルサナー（モンゴル国立大学法学部学部長）先生の貢献なしでは実現できないものでした。

特に、コロナ禍で現地渡航できない中での活動でしたが、調停人再研修に使用する目的で法務総合研究所国際協力部（ICD）の教官と中京大学稲葉教授の協力の下、モンゴル及び他アジア諸国向けに制作された「日本の調停制度、調停技法」に係る動画教材をモンゴル語に翻訳し専用スタジオにて音声吹き替えし、モンゴル全国の調停人44名と裁判官50名等、裁判所評議会に供与しました。さらに、「日本の調停制度、調停技法」動画教材レビューによる全国の調停人向けフォローアップ研修を対面式で行い、本研修で育成された外部講師のTraining of Teachers（TOT）も兼ね、稲葉先生がオンラインで講義されました。研修を受けた全国の調停人から、研修がとても効果的で、サポートしたJICAモンゴル事務所に感謝していますとの言葉を頂いています。本フォローアップへの協力の最後の活動として100名参加の調停法改正全国フォーラムも実施し、調停法運用に係るフォローアップの調査結果を踏まえて調停制度の現状課題や今後の調停法改正に係る議論がなされました。

3) ザンダンシャタル国会議長のイニシアティブ「日本のように発展しよう」モンゴル国国会向け連続講座について

モンゴルでは、日本が発展した過程への関心が高く、2021年度から2022年度にかけて、国会議員や政府高官を対象に、教育、経済・産業政策、国家開発政策、公務員制度、倫理等のテーマに、日本人有識者を講師に迎え、国会議員を主な対象にオンライン勉強会を計4回実施しました。背景としては国会議長と当事務所の田村えり子所長が面談した際に、ザンダンシャタル国会議長から東洋の国民の伝統・習慣の特徴、グッドガバナンス、総合開発政策、持続可能な公務、輸出指向型経済に基づいた日本の発展モデルは我々モンゴル国の新しい将来の目標や願望と一致しているとのコメントを頂きました。さらに、モンゴルは過去から日本を第3の隣国と位置づけ、戦略的パートナーシップを締結し、政治、国民、経済、ビジネスの交流を深めてきています。第3の隣国として民主主義の共通価値を持つ日本と協力することが非常に効果的との意見を頂いて連続講座を企画する運びとなりました。

JICAモンゴル事務所は日本大使館やJICA本部の協力で日本の省庁や学会から有識者を招いてモンゴル国国会向け連続講座「日本のように発展しよう～日本と学ぶ発展プロセス」(Develop Like Japan)を国会官房及び国会研究所と共催しました。コロナ禍で日本人の有識者の講師が現地入りできない状況ではありましたが、対面及びオンライン形式で開催し、JICAモンゴル事務所と立法府との良い関係が構築されました。現在、これらの勉強会も参考に人道・倫理教育法案の起草以外に公務員倫理法案等

も国会で審議されている状況です。JICAモンゴル事務所は国会勉強会を今後も継続することを検討しています。

ASEANの空に輝けM78星雲☆彗

総務企画部国際事務部門

主任国際専門官 菅原優志

1 はじめに

本号の「専門官の眼」については、当職が自ら手を挙げて執筆する機会を頂いた。しかし、実際に筆を執ってみると何をテーマに執筆すれば良いものか非常に悩む。執筆するネタの参考にできればと考え、これまで諸先輩方等が執筆したICD NEWSのバックナンバーを手当たり次第読みあさってみた。すると、いずれの「専門官の眼」もバラエティに富んでおり、かつ、オリジナリティ豊かに書き上げられていると感じた。それならば当職もバラエティに富んだものに書き上げられるかは別として、少なくともオリジナリティは出そうと考え、当所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が行っている法制度整備支援の対象国や私生活からヒントを得て標記テーマで筆を進めることとした。

なお、本稿中意見にわたる部分については、いずれも国際協力部の公式見解ではなく、飽くまでも当職の私見であることをあらかじめお断りする。

2 長男のブーム

我が家には5歳の長男がおり、これまでの長男の成長過程においては、様々なおもちゃやアニメキャラクター等のブームが到来し、その都度家族全員で長男のブームに乗っかってきたという経緯がある。そして、約1年前から長男にこれまではない大きなブームが到来している。それは、皆さん御存知の「ウルトラマン」である。最近では、「パパ、戦いごっこしよう。パパは怪獣で、僕はウルトラマンね」（ちなみに当職はいつも怪獣役を命ぜられる。戦いごっこの結末については、読者の皆様の御想像にお任せする。）、「パパ、ウルトラマンのおもちゃが欲しい」、「パパ、〇日にウルトラマンのショーがあるから一緒に見に行こう」など長男から当職に振られる話題のほとんどがウルトラマンであり、師匠（長男）からの教えもあって当職もそれなりにウルトラマンに詳しくなった。記憶をたどってみると当職も幼少の頃、ウルトラセブンやウルトラマンタロウが大好きで、レンタルショップに頻繁に通い、ウルトラセブンやウルトラマンタロウのビデオテープを借りては、自宅で夢中になって見ていたことを思い出す。しかも、同じ内容のビデオテープを何度も借りて、テープが擦り切れてしまうのではと思うほど好んで見ていた。当時のウルトラマンは、主に子どもやその家族をターゲットにして人気を博していたものと考えているが、昨今のウルトラマンについては、どうやら様相が異なるようだ。例えば、昨年5月13日に公開された劇場版作品「シン・ウルトラマン」は、子どもだけをターゲットにしたものではなく、一般映画としてオール世代を

ターゲットとし、幅広い年齢層から人気を博した。また、ウルトラマンの映像作品等については、国内のみならず海外にも積極的に展開されており、特にアジアにおいては、中国で巻き起こっているウルトラマンブームを皮切りに、国際協力部が行っている法制度整備支援の対象国を含むASEAN諸国においてもウルトラマンブランドが浸透しつつあるようだ*1。

3 ASEAN諸国におけるウルトラマンの活躍

ASEAN諸国におけるウルトラマンの活躍については、一昨年、シンガポール共和国において、同国と日本の外交関係樹立55周年「S J 55 記念事業*2」の一環として、コラボレーションムービー「ウルトラマンーシンガポールの新たな力」がシンガポール共和国内において公開されるとともに、同国の新進気鋭のアーティストにより描かれたウルトラマンの壁画が同国の街中に誕生し、大きな反響を呼ぶなどしたほか*3、本年7月8日から放送開始予定の新テレビシリーズ「ウルトラマンブレーザー*4」については、インドネシア、タイ、マレーシア等でも現地語吹き替えによる同時放送を予定しているなどASEAN諸国における今後のウルトラマンの活躍が大いに期待される。

4 最後に

本年は、日ASEAN友好協力50周年を迎える節目の年に当たり、法務省では、本年7月6日及び同月7日の二日間にわたって、「司法外交」閣僚フォーラム（詳細については、本号の214頁「お知らせ」を参照）として、日ASEAN特別法務大臣会合等の開催を予定している。国際協力部は現在、同会合におけるテーマに関連して、同月7日に開催を予定している同閣僚フォーラム開催記念特別イベント「ビジネスと人権」公開シンポジウムに向けた準備等で慌ただしくも充実した日々を送っている。他方で日本のみならずASEAN諸国でも引っ張りだこのウルトラマンは、きっと我々よりも忙しい日々の中で、多くの人々に感動と興奮を与える重要な任務を遂行しているのである。

最後に、長男のヒーローであり、日本を代表するキャラクターであるウルトラマンが日本とASEAN諸国の架け橋となり、日本とASEAN諸国の共通のヒーローとして今後も活躍することを祈念して、この掛け声で本稿を締めくくりたいと思う。「シェワッチ！」

*1 参考：円谷フィールドズホールディングス株式会社「決算概況・2023年3月期 決算概況」(URL: https://www.tsuburaya-fields.co.jp/ir/j/financial_info/result/fy2023_q4/)

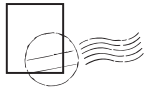
*2 参考：株式会社円谷プロダクション「ウルトラマンが日本とシンガポール外交関係樹立55周年記念事業「SingapoReimagine ULTRAMAN」のイメージキャラクターに！「この危機をみんなで乗り越えて、さあ、共に行こう。まだ見ぬ未来を探しに！」(URL: <https://m-78.jp/news/post-5884>)

*3 参考：株式会社円谷プロダクション「シンガポールの新進気鋭のアーティストたちによるウルトラマン壁画が登場」(URL: <https://m-78.jp/news/post-6295>)

*4 参考：株式会社円谷プロダクション「新テレビシリーズ『ウルトラマンブレーザー』テレビ東京系 2023年7月8日(土) あさ9時放送スタート！ウルトラマンシリーズ初、変身する主人公は隊長！」(URL: <https://m-78.jp/news/post-6706>)



【©円谷プロ：ウルトラアスレチックららぽーと横浜店において撮影】

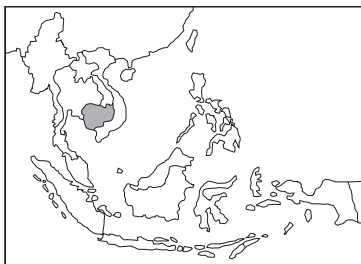


各国プロジェクトオフィスから



ベトナムに来て2年以上が経ちました。ベトナムはJICA支援国の中ではかなり経済的に発展していますし、「住めば都」の言葉どおり、最初は違和感を感じたことでも慣れてしまえば問題なく思えてきます。今ではオフィスビルの廊下を裸足で歩いている人を見ても、赤ちゃんを抱いてバイクを運転する人を見ても特に違和感は感じませんし、カフェで出されるストローがすぐに吸えなくなっても、レジの店員さんがおしゃべりに夢中でなかなか会計を始めてくれなくても、そんなものだと思っていれば特に問題はありません。そんなベトナムでも、今後はさらに市場競争が進み、高い品質や安全性、規律の徹底が求められていくことになるのかもしれませんが、やはり現地には現地のニーズ、要求水準、常識、許容される自由度といったものがあり、それに合ったものでなければ普及しないのだろうとも思います。この点、法・司法制度の世界は、1人1人の生命や財産など重大な権利に関わるものもあり、また将来的な発展を見据えて制度設計しなければならないのですが、それでも現地に合ったものでなければ普及しないという点は共通しているようにも思います。いわゆる法の普遍性の問題にも関わるかと思いますが、実際、日本的な感覚で大事だと思うことが現地にしてみればそうでなかったりすることもあり、その違いをどう考えるべきか、いまだに悩むことも多いです。

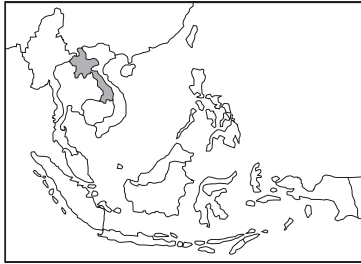
(JICAベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊)



3月に着任しました戸部友希と申します。裁判官出身で、赴任前の半年間、ICDでカンボジアやラオスの業務を担当しました。一年で最も暑さの厳しい4月、クメール正月を迎えた国内はお祝いムードに包まれました。今年は、感染症対策のため禁止されていた水かけの再開、5月のSEA Gamesカンボジア初主催(1959年の第1回開催以来、現在は2年に一度開催、東南アジア11か国が参加する競技大会ですが、カンボジアは内政不安による自国開催中止や大会不参加を経験し、第32回大会にして初の自国開催に至りました。関連セレモニー、連日のパブリックビューイングや報道等、オリンピックさながらの熱気です)、そして7月の国政選挙目前という事情も、盛り上がりの後押ししたのかもしれませんが。

クメールの新しい年の訪れとともに、プロジェクトオフィスにはカウンターパートから待望の知らせが届きました。プロジェクトで協働するワーキンググループメンバーが選任されたというもので、昨年11月に開始したプロジェクトの本格始動を意味します。一層のご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(JICAカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希)



4月14日から16日にかけては、ラオス新年（ピーマイラオ）ということで、私自身赴任してから初めてのラオス新年を首都ビエンチャンで迎えました。

この期間には、旧年中にした悪いことを「水に流す」という意味で水をかけあう行事がありますが、近年は一種のアトラクションになっているようで、ピックアップトラックの荷台に巨大なバケツのようなものを乗せて水を準備し、そこに水鉄砲や小さいバケツを持った人が乗り込んで街中を走らせ、同じような車とすれ違うと水を掛け合ったり、水風船を投げ合ったりして戦う(?)という光景をあちこちで目

にしました。

私の子どもたちもこの水かけ祭りを体験しようということで、(ピックアップトラックではありませんが)水鉄砲を準備して車に乗り込み、道路脇で通行人に水をかけようと待機している住民の方とすれ違うや、窓を開けて果敢に攻めていましたが、小さいバケツを車内に突っ込まれて水をかけられるという手痛い反撃を受けたりもしました。

ラオスは4月が一年で最も暑いと言われ、40度を超える日もあるので、水をかけられてびしょ濡れになるくらいがちょうど良いと感じつつ、雨季の訪れを待ち侘びているところです。

(JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼)



4月の長期休暇を利用してベトナムへ旅行に行き、ベトナムの法制度整備支援プロジェクトのオフィスを訪問しました。

私は普段インドネシア人の秘書と2人だけで執務をしているのですが、ベトナムのプロジェクトオフィスでは10人を超えるメンバーが執務をしており、その規模に驚くとともに、壁を埋め尽くす日本語の書籍の多さにも圧倒されました。また、私の秘書は仕事で日本語を使うまでには至りませんが、ベトナムのプロジェクトオフィスには日本語を流暢に話し翻訳ができる職員が数人いるそうで、この点を羨ましく感じました。

一方、インドネシアの執務環境も良い点はいくつもあります。例えば、ベトナムのオフィスは民間のビルの部屋を借りていますが、私のオフィスはカウンターパートである法務人権省法規総局の建物の1室にあります。JICAの窓口である国際協力課の皆さんは同じフロアで仕事をしているので、いつでも気軽にお互いの執務室を行き来してやりとりをしています。また、女性の秘書と2人きりなのでプライベートも弾み、インドネシア人歌手のコンサートに一緒に出かけるなど公私共々仲良くしてもらっています。紙面に限りがありますので2点だけ挙げさせていただきましたが、長所を生かしてプロジェクト活動を頑張っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 及川 裕美)

お知らせ

「司法外交」閣僚フォーラム・「司法外交」閣僚フォーラム開催記念
特別イベントの開催について

ASEAN - Japan
Special Meeting of
Justice Ministers

Justice Ministers' Meeting
G7 2023
HIROSHIMA
SUMMIT
TOKYO

「司法外交」 閣僚フォーラム

“Justice Affairs Diplomacy” Ministerial Forum

日ASEAN特別法務大臣会合
ASEAN-Japan Special Meeting of Justice Ministers (AJSMJ)

ASEAN・G7法務大臣特別対話
ASEAN-G7 Justice Ministers' Interface

G7司法大臣会合
G7 Justice Ministers' Meeting

特別イベント・展示開催
是非ご参加ください！

2023年7月6日(木)・7日(金)
会場 ホテルニューオータニ(東京)

法務省HP
「日ASEAN
特別法務大臣
会合」

法務省HP
「G7司法大臣
会合」

公式
ツイッター

MJ 法務省
MINISTRY OF JUSTICE



ASEAN-Japan
Special Meeting of
Justice Ministers

司法外交閣僚フォーラム開催記念 特別イベント

会場：ホテルニューオータニ（東京）



13:15~14:45

日本における外国人との共生社会
の実現に向けた取組について

主催：出入国在留管理庁

7月6日

13:30~16:30

「法遵守の文化」の比較と検討

共催：国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)
アジア刑政財団

15:30~17:00

“ADR=適切な紛争解決”-シンガポールの経験の共有と日本の視点

共催：シンガポール国際商事裁判所・国際仲裁センター・国際調停センター

7月7日

9:00~12:30 国際仲裁・国際調停の未来と司法制度

主催：法務省民事局
法務省訟務局・大臣官房国際課・一般社団法人日本商事仲裁協会(JCAA)

9:00~10:30

日・ASEAN地域協力の実現
データ収集と東南アジアの優良事例からの学習に関する知識パートナーシップの発展

共催：タイ法務研究所・ワールドジャスティスプロジェクト(WJP)

13:30~15:00

社会内処遇の技術支援の過去・現在・未来

共催：法務省保護局・
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)

11:15~12:45

アジア矯正建築会議(ACCFA)の活動及び
アジア各国における矯正建築の状況について

共催：法務省大臣官房施設課・タイ王国・
マレーシア・赤十字国際委員会・タイ法務研究所

15:45~17:00

バンコク・ルールズの約束の拡大
すべての人のためのジェンダーに配慮
した包括的な司法に向けて

主催：タイ法務研究所

13:30~15:00

日本における法教育の取組について

主催：法務省大臣官房司法法制部

15:30~17:00

人々に寄り添った司法アクセスの確保を図る
ための取組

共催：法務省大臣官房司法法制部・国連開発計画

13:00~16:30

ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度
整備支援

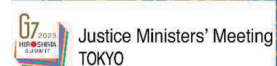
～日本とASEANのグッド・プラクティスから、
「ビジネスと人権」に関する紛争解決と法制度整備
支援の果たすべき役割を考える～

共催：法務総合研究所・公益財団法人国際民商事法
センター・独立行政法人国際協力機構・
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所



一般参加可能です。
参加登録・プログラム詳細
はHPをご確認ください！

法務省大臣官房国際課 日ASEAN・G7大臣会合準備室
連絡先：03-3580-4111
メール：specialevents@convention.co.jp



－編集後記－

I C D NEWS 第95号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、J I C A ガバナンス・平和構築部の増田部長から「法の支配のためのパートナーシップとJ I C Aの役割」と題して、現在、国際社会が直面している複合的危機に対し、法の支配の確立のための法制度整備支援の重要性や同支配の促進に向けて今後J I C Aに求められる役割等について御紹介いただきました。

「特別寄稿」では、拓殖大学の守山名誉教授から「犯罪予防に焦点を当てたA I活用による刑事司法制度の将来」と題して、近年、警察機関を含む刑事司法機関において議論が盛んに行われている先端テクノロジーについて、警察活動における同テクノロジーの導入に関する問題や日本の一部の警察機関において既に導入されているA Iを活用した犯罪予測等について御紹介いただきました。

「随想」では、東山法務総合研究所総務企画部長から「ラオス出張～現地刑事法セミナー等～」と題して本年1月のラオスに出張について、また、川淵法務総合研究所総務企画部副部長から「初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～」と題して昨年12月のカンボジア出張について、それぞれの国で進行中のプロジェクトの現状や課題等について、当時の心境や出張を振り返っての感想等を交えつつ御紹介いただきました。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア及びインドネシアにおける法制度・実務等を御紹介しています。

ベトナムについては、同国の河野J I C A長期派遣専門家及び塚原J I C A長期派遣専門家から「ベトナム共産党の法・司法改革「新方針」について」と題して、昨年11月にベトナム共産党の中央執行委員会が発表した「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について」の概要等について御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の金納前J I C A長期派遣専門家（現東京地方裁判所判事）から「カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点」と題して、同国における強制執行の実務上の問題点について御紹介いただきました。

インドネシアについては、同国の西尾J I C A長期派遣専門家から前号に引き続き「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」と題して、プロジェクトに基づき作成した判決集第2集に登載された判決10件の要約について御紹介いただきました。

「活動報告」では、昨年12月から本年3月までの間に当部が実施又は参加した活動の一部として、国際知財司法シンポジウム（J S I P）フォローアップセミナー、日本・モ

ンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」、ベトナムにおける判決書起案能力向上に関する現地セミナー及びオンラインセミナー並びに第1回司法関連統計共同研究（モンゴル・ウズベキスタン）について、国際協力部教官からそれぞれ御紹介させていただきました。

「JICA現地事務所スタッフの眼」では、JICAモンゴル事務所のサイハナ（A.Saikhantuya）ガバナンス班長から、これまで御自身が担当者として関わったモンゴル税制改革、調停制度強化プロジェクト及びモンゴル国会向け連続講座について御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、当職から「ASEANの空に輝けM78星雲☆多」と題して、ASEAN諸国において人気浸透しつつあるウルトラマンについて、私生活での出来事や、いよいよ開催まで1か月を切った「司法外交」閣僚フォーラム等の話題を交えつつ御紹介させていただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、ベトナム、カンボジア、ラオス及びインドネシアの各国のJICA長期派遣専門家から各国の現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。

「お知らせ」では、本年7月6日及び同月7日に開催が予定されている「司法外交」閣僚フォーラム及び同閣僚フォーラム開催記念特別イベントについて御紹介させていただきました。

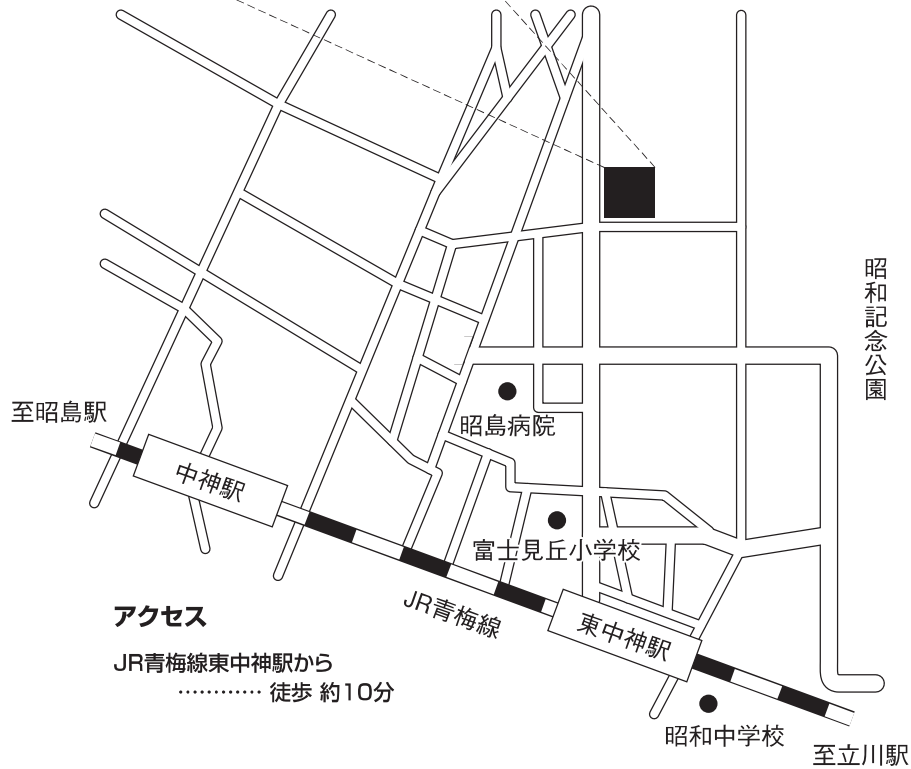
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門主任国際専門官
菅原優志



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2023年6月

